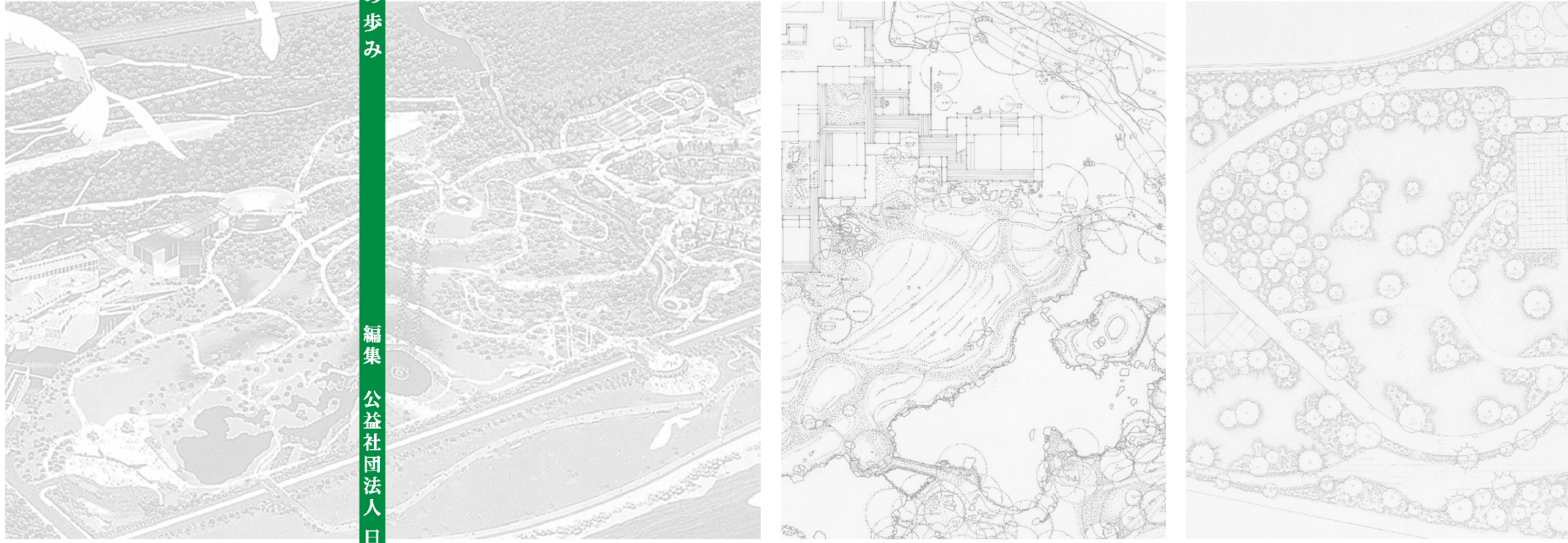


50

公益社団法人 日本造園学会関西支部設立 50 周年記念誌

関西造園界 50 年の歩み



編集 公益社団法人 日本造園学会関西支部

公益社団法人 日本造園学会関西支部設立 50 周年記念誌 関西造園界 50 年の歩み

- 協 賛
- 公益財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会
 - 一般社団法人 日本造園建設業協会
 - 一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会
 - 一般社団法人 大阪市造園業協会
 - 一般財団法人 大阪スポーツみどり財団
 - 一般社団法人 大阪造園業協会
 - 一般財団法人 大阪府公園協会
 - 公益財団法人 京都市都市緑化協会
 - 一般社団法人 京都造園建設業協会
 - 京都府造園協同組合
 - 公益財団法人 神戸市公園緑化協会
 - 一般社団法人 神戸市造園協力会
 - 公益財団法人 堺市公園協会
 - 一般社団法人 日本植木協会
 - 一般社団法人 日本公園施設業協会
 - 一般社団法人 日本水景協会
 - 阪神造園建設業協同組合
 - 公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会
 - 一般社団法人 兵庫県造園建設業協会
 - 一般財団法人 日本造園修景協会京都支部
 - 一般財団法人 日本造園修景協会滋賀支部
 - 一般財団法人 日本造園修景協会阪奈和支部
 - 一般財団法人 日本造園修景協会兵庫支部
 - 植彌加藤造園株式会社
 - 株式会社 エス・イー・エヌ環境計画室
 - 株式会社 小林造園
 - 株式会社 スペースビジョン研究所
 - 株式会社 庭樹園
 - 株式会社 ヘッズ
 - 環境設計 株式会社
 - 株式会社 環境緑地設計研究所
 - 株式会社 環研究所
 - 株式会社 空間創研
 - 株式会社 現代ランドスケープ
 - 株式会社 総合計画機構

公益社団法人 日本造園学会関西支部設立 50 周年記念誌

関西造園界 50 年の歩み

平成 29 年 2 月

公益社団法人 日本造園学会関西支部

ご 挨拶

日本造園学会関西支部は1966年（昭和41年）11月20日に京都大学農学部を会場として開催された設立総会により発足し、2016年（平成28年）に設立50周年を迎えた。

設立趣旨を読み返すと、当時の関西造園界の意気込みが感じ取れる。まだ職能としての造園が確立されていなかった当時、「われわれは今こそ真剣に造園の将来を考え、造園の主体性を確立する必要に迫られています」、そして「設立の目的は…関西地方に固有の造園的問題をより深く研究することであります。風土や植生に密接に関係づけられた造園の特殊性から考えても、自然や文化の景観に共通するところの多い関西地域に在住し、その地域に強い関心をもつ会員が集まり共通の造園問題を討議することは大きな意義と成果が期待できます」と高らかに宣言している。以降、関西支部は独自性を発揮しながら、地域の多様な自然と人間とのかかわりの中で、多彩な活動を続けてきた。

この50年を辿ってみると、3つの博覧会、そして震災が関西造園界の大きな節目であった。支部設立50周年を迎えるにあたり、関西支部では過去の博覧会の意義や成果を振り返るシンポジウムを開催してきた。2015年の支部大会シンポジウムでは3つの博覧会の時代背景と造園分野とのかかわりについて、1970年の「日本万国博覧会（大阪万博）」には「都市におけるグリーンインフラの獲得」、1990年の「国際花と緑の博覧会（大阪花博）」には「花の生活文化の開花」、2000年の「国際園芸・造園博（淡路花博）」には「花と緑の風景づくりの地域への展開」というキーワードがそれぞれ提示された。一連のシンポジウムによって、関西を舞台に実施された博覧会を通じて、造園分野の知恵や技術は大いに発展してきたことが再認識されたと言えよう。そして、甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災も、その復興の過程で市民主体の「みどりのまちづくり」活動に関して、全国に先がけた展開を引き出し、先鞭をつけてきた。

以上のように時代をリードしてきた関西造園界の50年の歴史を振り返り、その歩みをまとめるために、2015年に関西支部内に「50年の歩み部会」を立ち上げ、記念誌としてここに発行することとなった。そしてこの記念誌が造園界の新たな半世紀への一歩を踏み出す一助になれば幸いである。

最後にこの記念誌をはじめ関西支部50周年記念事業を行うため、関連する団体、企業の皆さんに協賛のお願いをしたところ35団体・社から協賛をいただいた。ここに感謝の意を表したい。

公益社団法人 日本造園学会関西支部
支部長 田中 充

編集にあたって

日本造園学会関西支部は、学会で最初の支部組織であり、地域の独自性に目を向け、地域内の人的交流を活発化することによって、関西造園界、さらには造園界全体の発展に寄与することを目的として設立された。支部設立50周年にあたり、本記念誌は、関西造園界と当支部の50年の歴史を振り返り、「関西発」で全国にインパクトを与えたトピックを取り上げて「関西造園界50年の歩み」をまとめ、造園界の次の50年の展開に資することを目的に編集された。

本誌の構成は、まず総論として、関西造園界と当支部の50年の歩みを総括した後、都市緑地、歴史文化遺産・景観、自然環境保全・再生の3分野の行政の展開を通史的に概説している。

次いで各論として、関西造園界の節目となった3つの博覧会のシンポジウムの概要や、全国で最も長い歴史を持つ日本庭園文化、全国に先駆けてアメリカの造園設計を取り込むべく行われた活発な活動とその後の展開、アジア初の国際博覧会会場の造成と新たな造園、同時期に大阪府千里丘陵等で進んでいたニュータウン開発と都市計画、日本初の都市間高速道路である名神高速道路の造園に貢献した緑化技術の開発、ニューヨークにおける世界初の事例に遅れることわずか3年後に出現したアトリウムなど、「関西発」の14のトピックを取り上げ、造園に関わる知恵や技術の発展について論説した。

以上の総論および各論は、日本造園学会誌「ランドスケープ研究」80巻4号に掲載され、全国の学会員に発信されている。

さらに、本誌には、日本造園学会関西支部の活動の50年をまとめた年表を付すとともに、付録CDには、関西造園界の50年の歩みをより詳細に記した年表と、3つの博覧会に関するシンポジウム報告書の全文、支部設立50周年記念シンポジウムの報告を、デジタルファイルとして収録した。

以上のような構成をとることで、本誌は関西造園界の50年の歴史を振り返るだけでなく、造園界の今後の方向性についての示唆を与え、将来の担い手に支部設立当時の意気込みを伝えられるものになったと信じている。

日本造園学会関西支部設立50周年記念誌 編集委員 一同

編集委員：稲熊高子（(株)ヘッズ）、井原 縁（奈良県立大学）、今西純一（京都大学）、
上田正敏（大阪市）、加我宏之（大阪府立大学）、上甫木昭春（大阪府立大学）、
柴田昌三（京都大学）、田中 充（(公財)国際花と緑の博覧会記念協会）、
田中 康（(株)ヘッズ）、広脇 淳（神戸市）、村上修一（滋賀県立大学）

表紙デザイン：野村はな（(株)ヘッズ）

目次

関西造園界 50 年の流れの総括と年表	1
都市緑地行政の展開	7
歴史文化遺産及び歴史文化景観に関する行政の展開	11
自然の保全・再生に関する行政の展開	15
わが国の造園界における大阪万博期の先達「荒木芳邦と吉村元男の世界」座談 会・報告会の報告	19
「国際花と緑の博覧会（1990）に学ぶこと」シンポジウムの報告	21
「国際園芸・造園博「ジャパンプローラ 2000」（淡路花博）」開催に学ぶこと・ シンポジウム報告	23
国立公園・国定公園誕生の 3 つの物語	25
歴史的庭園の保存修復	27
米国近代ランドスケープ潮流の日本への導入を俯瞰して	29
大規模ニュータウン開発が関西造園界に与えた影響や意味と今後の展望	31
阪神・淡路大震災後の市民参加の展開	33
指定管理者制度と公園マネジメントの考え方	35
梅田地区エリアマネジメント～みどり推進の取り組み～	37
道路のり面植生の二次遷移	39
都市の自然再生	41
アトリウム緑化における関西での歴史と課題	43
里山放置林管理	45
日本造園学会関西支部活動の 50 年の歩み 年表	47
広告	59

付録 CD

- 1 日本造園学会関西支部活動の 50 年の歩み 年表 (PDF ファイル)
- 2 関西造園界 50 年の歩み 年表詳細版 (エクセルファイル)
- 3 平成 26 年 6 月 14 日実施 座談会・講演会記録集「先達に聞く」(PDF ファイル)
- 4 平成 27 年 1 月 31 日実施「国際花と緑の博覧会(1990)に学ぶこと」講演会記録集
(PDF ファイル)
- 5 平成 27 年 8 月 1 日実施「淡路花博開催に学ぶこと」シンポジウム記録集 (PDF フ
ァイル)
- 6 平成 28 年 10 月 15 日実施 日本造園学会関西支部設立 50 周年記念シンポジウム報
告 (PDF ファイル)

関西造園界 50 年の流れの総括と年表

Summary and Chronology of 50 Years of Landscape Architecture in Kansai

加我 宏之* 井原 縁**
Hiroyuki KAGA Yukari IHARA

1. 支部設立の背景

1966年11月20日、日本造園学会関西支部設立大会が開催された。時は高度経済成長期の只中、公共事業の伸びが著しくなり、全国的な道路網の建設や宅地開発が進む半面、工業化や都市の過密化が公害問題をひき起こした時代であった。造園分野に着目すれば、身近な生活環境、都市環境から自然環境に至るまで多様な環境の質を扱う本分野に対する社会的需要が高まり、土木・建築・都市計画など国土づくりに関する他の専門職業の分野とは異なる主体性が、研究・実務両面で希求されるようになった時代でもあった。造園学会初となる地方支部「関西支部」の設立趣意書には、この造園分野の主体性確立に対する強い意識と共に、次の二点が具体的な設立目的として挙げられていた。一つめは、自由な討論ができる格式ばらない研究発表の機会を増やし、もって地方の研究活動を活性化させること、二つめは、自然や文化の景観に共通するところの多い関西地方の独自性を基盤に、当該地方固有の造園的問題を深く研究し、もって地方会員相互の交流を活性化させることである。関西支部は、以後現在に至るまで、設立当時の意気込みを基盤とし、常に実務界と連動しつつ固有の風土に立脚した研究・教育ならびに社会活動を展開し続けてきた。

本稿に掲載する年表は、このように支部設立から常に互いに影響し合い、連動し続けてきた関西の造園実務界と支部活動の歩みを整理したものである。実務界での特徴的なトピックを「関西造園界トピック」として整理し、同時代の代表的な関西支部活動についても併せて整理した。また、対社会的応用技術分野である造園分野の特徴に鑑み、特に当分野と関係が強い社会動向についても「社会背景・法制度」として同時に整理を行った。紙幅の関係上、年表に挙げているのは、本特集の掲載記事に登場するトピックに限られている。従って本年表は、近畿、中国及び四国地方に跨る広範かつ多様な関西造園界の50年の歩みの「断片」を示しているに過ぎない。しかしこの断片からでも、単に社会的需要を充足するに留まらず、活発な産官学の交流のもとに新たな知恵や技術を生み出し、全国に向けて発信していった関西造園界の活力が浮かび上がってくるのである。

では以下、順を追ってその概要をみていくことにする。

2. 支部設立～1970年代：保存・保全と創出のはじまり

高度経済成長期から安定成長期に移り変わる過渡期、造園分野に係る全国的な動向として、次の二点が挙げられる。一つめは、国土開発との対比構造のなかで、「歴史的風土」や「自然環境」など守るべき環境の存在が顕在化したこと、二つめは、特に都市やその近郊において、快適な環境づくりの手段として都市公園の体系的な計画整備や「緑化」関連事業が注目されるようになったことである。この間の関西造園界では、これら二つの動向を象徴する重大なトピックが目白押しであった。前者に関しては、まず、開発圧力に対する危機意識から生まれた「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」（1966）が適用される「古都」が専ら歴史的蓄積の厚い関西に集中していたことが挙げられる。京都市、奈良市および奈良県生駒郡斑鳩町における歴史的風土保存区域指定（1966）および歴史的風土特別保存地区指定（1967）を皮切りに、続々と守るべき「歴史的風土」の二段階指定が実施されていった。また、自然環境の適正な保全を総合的に推進する「自然環境保全法」（1972）の施行後、大阪府、和歌山県（1972）をはじめ各地で同様の府県条例が制定され、これに基づく保全地域の指定が進んだ。開発圧力から自然環境を守るため、奈良県の大台ヶ原では行政が（1973）、和歌山県の天神崎では市民団体が（1976）土地の買い上げを行ったのもこの時期である。

後者に関しては、まず、国に先行して大阪市と神戸市で新しい緑の創出が積極的に展開していったことが挙げられる。都市公害が問題化していた大阪市では、「大阪市緑化百年宣言」（1964）のもと、新たな都市公園の整備が次々と進められていった。神戸市も「3割緑化、7割緑地」を目標に掲げた「グリーンコウベ作戦」を開始し（1971）、斬新な施策を次々と打出していった。また、自然立地型土地利用を目標に、充実した公園緑地系統を備えた泉北ニュータウンの街開き（1967）や、日本で最初の大規模なアトリウム緑化である大同生命江坂ビルのアトリウムの完成（1972）、回遊式日本庭園を参考に環境モデル都市として整備された大阪南港ポートタウンの街開き（1977）など、先駆的な公共施設緑化や民有地緑化のとりくみが随所でみられた。さらに画期的な緑の創出事例として、日本万国博覧

*大阪府立大学 **奈良県立大学

会（1970）の跡地における万博記念公園の整備（1971～順次公開）が挙げられる。大規模造成地に「自立した森」を創出することを意図して計画・整備された自然文化園地区は、都市に大規模緑地を獲得するのみならず、造成地における緑化研究の先進地となっていた。

この間の関西支部は、環境保全や公園・レクリエーション系統計画、ニュータウン計画など関西造園界で必然性の高いテーマについて、国内外の研究者や実務家を講師に招き、米国の Landscape Architecture の理念と技法をはじめとする当時の最先端の知識を学ぶ場となっていた。また同時に、平城宮跡や六甲山といった関西固有の具体事例について自由闊達な意見交換を行う交流と思考の場でもあった。

3. 1980～1990年代：保存・保全と創出の新展開

安定成長期からバブル景気、さらにその崩壊から平成不況へと突入する激しい経済変動のもと、成長社会が終焉を迎えていった時期である。以下、この間の造園分野に係る全国的な動向三点を、関西造園界の動向と併せてみていく。まず一つめは、発掘庭園や近代庭園の名勝指定の増加、さらに日本の世界遺産条約締結（1992）に基づく「古都・京都の文化財」の世界文化遺産登録（1994）により、造園分野の原点である日本庭園に対する評価の枠組みが拡大したことである。これは、従来各種庭園の調査研究や保存整備事例の蓄積が豊富な奈良や京都を中心に展開し、まさに関西造園界が牽引した動きであった。二つめは、バブル景気のもと全国で加速したリゾート施設開発に反対する自然環境保全運動の活性化を背景に、特に野生動植物の生息・生育環境の保全に対する意識が高まったことである。自然環境保全に関する法制度の見直しや新設が進められ、そのなかで「生物多様性」の保全が重要概念として確立していった。関西では瀬戸内海（1984, 1986, 1991）をはじめとする国立公園で、区域や計画の大規模な見直しが次々と進められた。また兵庫県では、絶滅の危機にある貴重な野生動植物などを保全し生物多様性を確保するため、他県に先駆けてレッドデータブックが作成された（1994）。

三つめは、都市の総合的な緑化の推進を図る施策や事業が次々と実施され、従来の緑のマスタープラン（1977）と都市緑化推進計画（1985）を発展的に統合した「緑の基本計画」制度（1994）や民間の活動支援体制の充実により、官民一体となって緑のまちづくりを総合的に進める基盤が確立されたことである。従前から先駆的とりくみが実施されていた関西では、引き続き強力な緑化施策や公共・民間事業が次々と実施されていった。なかでも注目すべきは、緑化意識の普及啓発を目的に全国主要都市を巡回する「全国都市緑化フェア」の第1回目が、大阪の服部緑地で開催されたことである（1983）。以後この緑化フェアの開催は、日本庭園と復元型ビオトープを兼ね備えた京都の梅小路公園（1995）など各地に特徴的な公園緑地も生み出していっ

た。さらに当時の関西造園界が全国さらにアジア諸国にまで影響を及ぼした記念碑的なトピックとして、大阪の鶴見緑地で開催された「国際花と緑の博覧会」の開催（1990）が挙げられる。大都市大阪の生活廃棄物処分場に造成された公園緑地が、「自然と人間との共生」というテーマのもと花と緑で鮮やかに演出されて大成功を収め、人々に都市環境創造の先導的事例として印象付けた。また、阪神・淡路大震災（1995）を契機に兵庫県下や神戸・阪神間では緑の復旧・復興などの目的を共有した市民活動が活性化し、防災に視点を置いた公園緑地施策が実施されるようになった。

この間の関西支部は、設立20周年記念行事のテーマ「街づくりの中の緑と造園家」（1985）に代表されるように、時代・社会状況に即したテーマのもと、造園分野が果たすべき役割とは何かを議論し思考する場となっていた。また、災害発生時に学会ができる活動として、阪神・淡路大震災直後には、関西支部が中心となって緑に関わる緊急調査を開始し、復興計画への提言を取り纏めている（1995）。

4. 2000～2010年代：ランドスケープのマネジメントへ

現在に至るこの時期、慢性的な不況のもと成熟社会となり、少子高齢化を伴う人口減少や地方の過疎化などの社会課題の解決策として多様な主体によるまちづくりや地域づくりが注目を集めるようになった。造園分野に係る全国的な動向としては、従来の保存・保全や創出から、活用を視野に入れたマネジメントに軸足が移ってきたことが指摘できる。歴史的風土の「保存と活用」という議論から生まれた「歴史的風致」概念に基づく歴史まちづくり法創設（2008）や、地域社会による動的保存が必要な「文化的景観」概念を導入した文化財保護法改正（2005）、地域単位の景観まちづくりを志向する景観法創設（2004）、多様な主体の参加による生態系の健全性回復を目的とした自然再生推進法創設（2002）、地方自治法の改正に伴う都市公園への指定管理者制度導入（2003）など、関連法制度が続々と生み出された。また、造園分野の扱う領域の広がりや背景に「ランドスケープ」の語がより頻繁に使用されるようになった。関西造園界においては、大規模な土砂採取跡地の自然再生を成功させ、自然環境と調和した地域づくりのPRに成功した「ジャパンフローラ2000」を皮切りに、地域の特性や実情に即したマネジメントが各地で実施された。例えば、有馬富士公園におけるパークマネジメントの先駆的取り組み（2001～）、重要文化的景観第一号に選出された近江八幡の水郷における保存と活用の取り組み（2006～）、万博記念公園自然文化園における「新 SATOYAMA 宣言」（2012）や順応的管理の実践などが挙げられる。この間、関西支部ではマネジメントやデザイン、遺産など多様なテーマのワークショップが盛んに開催されており、若手を中心とする産官学民の交流の場や次世代の人材育成の場として活況を呈している。

関西造園界 50 年の歩み年表

年	社会背景・法制度	関西造園界トピック	関西支部活動
1966年 (昭和41)	国際自然保護連合 (IUCN) レッドデータブック発行 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法公布	京都市・奈良市・奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存区域指定 (東山, 春日山, 斑鳩他)【京都市・奈良県】	関西支部設立 講演会『アメリカの造園家-現在の地位と将来の目標』【エドワード・A・ウィリアムス氏】
1967年 (昭和42)	近畿圏の保全区域の整備に関する法律公布 公害対策基本法公布	泉北ニュータウン街開き【大阪府】 毛馬桜之宮公園整備開始【大阪府】 天理市, 橿原市及び桜井市歴史的風土保存区域指定 (大和三山他)【奈良県】 京都市・奈良市・奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土特別保存地区指定 (大文字山, 清水, 春日山, 法隆寺他)【京都市・奈良県】	講演会『都市地域における緑地保全と開発-とくにサン・アントニオ河について』【ロバート・S・コーンウォール氏】 シンポジウム『自然保護と開発』
1968年 (昭和43)	新・都市計画法公布 文化庁設置	長居公園郷土の森開設【大阪府】 天理市, 橿原市及び桜井市歴史的風土特別保存地区指定 (香久山, 藤原宮跡他)【奈良県】	講演会『公園・レクリエーションシステムの計画について』【トニー・N・コム氏】 シンポジウム『平城宮跡の保存と利用』
1969年 (昭和44)	新全国総合開発計画閣議決定 農業振興地域整備法公布	大阪城公園市民の森・記念樹の森開設【大阪府】	シンポジウム『六甲山の開発と保護』
1970年 (昭和45)	万国博覧会 (人類の進歩と調和) 開催 レクリエーション都市整備要項発表 自然公園法改正 (海中公園地区制度の創設)	鶴見緑地整備開始【大阪府】 大阪城公園完成【大阪府】	講演会『環境をまもる』【H・F・ベルクマイスター氏】
1971年 (昭和46)	ドルショック 環境庁設置	万博公園 (日本庭園) 公開【大阪府】 久宝寺緑地開設【大阪府】 グリーンコウベ作戦開始【神戸市】 「法金剛院青女滝附五位山」名勝指定【京都市】	講演会『ニュータウン計画の実際』【富安秀雄氏】
1972年 (昭和47)	都市公園整備緊急措置法公布 第1次都市公園等整備5ヶ年計画閣議決定 自然環境保全法公布 特種鳥類の譲渡等の規制に関する法律制定世界遺産条約採択 人間と生物圏 (MAB) 計画事業 (ユネスコ政府間共同事業開始)	大泉緑地開設【大阪府】 街路樹無剪定方式試行【神戸市】 大同生命江坂ビル屋内庭園アトリウム完成【大阪府】 琵琶湖総合開発特別措置法公布【滋賀県】 「那智大滝」名勝指定【和歌山県】 大阪府, 和歌山県自然環境保全条例制定【大阪府・和歌山県】 足摺宇和海国定公園指定 (国定公園の昇格)【高知県・愛媛県】	講演会『都市と建築の接点』【横文彦氏】
1973年 (昭和48)	オイルショック ワシントン条約採択 都市緑地保全法公布 (緑地保全地区, 緑化協定制度) 工場立地法改正 (工場緑化制度)	万博公園 (自然文化園) 公開【大阪府】 国営淀川河川公園供用開始【大阪府】 総合設計制度導入【大阪府】 「円成寺庭園」名勝指定【奈良県】 滋賀県自然環境保全条例制定【滋賀県】 吉野熊野国立公園・大台ヶ原地区民有地買い上げ制度適用【奈良県】	講演会『九州の自然と文化財と福岡ユネスコ』【高橋正雄氏】 講演会『九州の自然と山林』【佐藤敬二氏】 講演会：フランシス・H・ディーン氏
1974年 (昭和49)	国土利用計画法公布 生産緑地法公布	国営飛鳥歴史公園 (祝戸, 石舞台, 甘樫丘地区) 開設【奈良県】 奈良県自然環境保全条例全文改定【奈良県】 東海自然歩道開設	講演会『アメリカにおける LANDSCAPE ARCHITECT の立場』【都田徹氏】
1975年 (昭和50)	都市緑化植物園設置要綱通達 文化財保護法一部改正 (伝統的建造物群保存地区制度創設)	グリーンアップ計画発表【大阪府】 「平安神宮神苑」名勝指定【京都府】	関西支部設立10周年 講演会『吉備の古代文化と石材』【間壁忠彦氏】
1976年 (昭和51)	生物圏保存地域 (ユネスコエコパーク: BR) 開始 都市公園法改正 (国営公園制度新設) 都市緑化対策推進要綱通達 第2次都市公園等整備5箇年計画閣議決定	神戸市都市景観審議会発足【神戸市】 市民公園条例制定【神戸市】 「天神崎の自然を大切にす会」が天神崎地域の山林買収【和歌山県】	講演会『神戸の町と異人館』【坂本勝比古氏】
1977年 (昭和52)	第三次全国総合計画閣議決定 緑のマスタープラン策定要項通達	大阪南港ポートタウン街開き【大阪府】 疏水インクライン復元工事完成【京都市】	講演会『古代空間の復原考-植物遺体の調査から』【粉川昭平氏】
1978年 (昭和53)	瀬戸内海環境保全特別措置法制定	神戸市景観条例制定【神戸市】 緑のマスタープラン策定【神戸市】 「平城京左京三条二坊宮跡庭園」特別史跡指定【奈良県】	講演会『都市空間の生態』【吉村元男氏】
1979年 (昭和54)		芦屋浜シーサイドタウン街開き【兵庫県】 箕面勝尾寺庭園公開【大阪府】	講演会『大阪の自然史』【千地万造氏】 講演会：ダン・カイリー氏 シンポジウム『環境デザインの展望』
1980年 (昭和55)	ワシントン条約・ラムサール条約に加入 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法公布	「大台ヶ原・大峯山」生物圏保護地域 (ユネスコエコパーク) 登録 県営都市公園曽根沼湖岸緑地 (湖岸緑地第1号) 開設【滋賀県】 ゆずり葉の道第1号完成【大阪府】 明日香村第1種・第2種歴史的風土保存地区指定【奈良県】	講演会『ヨーロッパの都市景観』【向井正也氏】

年	社会背景・法制度	関西造園界トピック	関西支部活動
1981年 (昭和56)	第3次都市公園等整備五箇年計画 財団法人都市緑化基金設立閣議決定 神戸ポートアイランド博覧会開催	第1回緑の都市賞（総理大臣賞受賞）【神戸市】	シンポジウム『外国産造園植物』
1982年 (昭和57)		神戸市公園緑地審議会発足【神戸市】 大阪市建築美観誘導制度制定【大阪市】 都市景観形成地域指定（税関線沿道）【神戸市】	
1983年 (昭和58)	全国都市緑化フェア開催	第1回全国都市緑化フェア：グリーングロー大阪開催（服部緑地）・服部緑地都市緑化植物園開設【大阪府】	講演会『私の環境造形』【増田正和氏】
1984年 (昭和59)	「緑の3倍増構想」発表 「緑化の推進についてー21世紀緑の文化形成を目指してー」決定 環境影響評価実施要項閣議決定	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例制定【滋賀県】 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の公園区域・公園計画の全般的な見直し（再検討）【神戸市】	
1985年 (昭和60)	つくば科学万博開催 都市緑化推進計画策定要項通達	全県全土公園化構想基本計画策定・推進条例制定【兵庫県】 第3回全国都市緑化フェア：コウバグリーニングエキスポ'85開催（神戸総合運動公園）【神戸市】 第13回夏季ユニバーシアード開催（神戸総合運動公園陸上競技場）【神戸市】 京都市歴史的界隈景観保全整備要綱策定【京都市】 「浄瑠璃寺庭園」特別名勝指定【京都府】 「和歌山城西之丸庭園（紅葉溪庭園）」名勝指定【和歌山県】	関西支部設立20周年 講演会『曲水考』【中根金作氏】 シンポジウム『街づくりの中の緑と造園家』 シンポジウム『環境と創造-自然と文化の保全を図り、調和のある新しい環境を計画整備する手法とその活動』（第23回国際造園会議日本大会） 設計競技『八幡屋公園基本計画設計競技』 発刊『日本造園学会関西支部二十年のあゆみ』
1986年 (昭和61)	バブル景気（～1991年頃） 第4次都市公園等整備五箇年計画閣議決定	ヒルトン大阪竣工【大阪市】 瀬戸内海国立公園（淡路地域）の公園区域・公園計画の全般的な見直し（再検討）【兵庫県】	
1987年 (昭和62)	第四次全国総合開発計画閣議決定 総合保養地域整備法公布 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律（種の保存法）制定	天王寺博覧会開催【大阪市】 「法金剛院青女滝附五位山」特別名勝指定【京都市】	シンポジウム『健康づくりと公園』
1988年 (昭和63)		「花ふる大阪」事業開始【大阪府】 第43回国民体育大会・京都国体開催【京都府】 山城総合運動公園開設・西京極総合運動公園全面改修【京都府】 「對龍山荘庭園」名勝指定【京都市】 吉野熊野国立公園の公園区域・公園計画の全般的な見直し（再検討）【奈良県・和歌山県・三重県】	講演会【河北倫明氏】 シンポジウム『SHAKKEI論-未来の借景は可能か』 フォーラム'88『女性からみたランドスケープ』
1989年 (平成元)	「自然公園の利用のあり方について」自然環境審議会答申	総合福祉ゾーン「しあわせの村」開村【神戸市】	シンポジウム『福岡の環境づくり-都市の美しさを求めて』
1990年 (平成2)	国際花と緑の博覧会（自然と人間との共生）開催 市民農園整備促進法公布	国際花と緑の博覧会（自然と人間との共生）開催（鶴見緑地）【大阪市】 第1回全国「みどりの愛護」のつどい開催【大阪府・大阪市】 大阪市花と緑のまちづくり宣言、推進基金設立【大阪市】 山陰海岸国立公園の公園区域・公園計画の全般的な見直し（再検討）【京都府・兵庫県・鳥取県】	講演会『戦国城下町-一乗谷の文化-茶の湯と庭園』【藤原武二氏】
1991年 (平成3)	日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）発行 生産緑地法改正	「ハートフルおおさか」事業、第2次「花ふる大阪」事業開始【大阪府】 グリーナリー大阪2005事業開始【大阪市】 瀬戸内海国立公園（和歌山地域）の公園区域・公園計画の全般的な見直し（再検討）【和歌山県】	WS『九州の環境とランドスケープ-今、都市に求められる緑とは』
1992年 (平成4)	地球サミット：アジェンダ21採択 生物多様性条約発効 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布 世界遺産条約日本締結	「同時代風景'92」展開催【大阪府】 神戸ハーバーランド・神戸モザイク開業【神戸市】 千里ライフサイエンスセンタービル竣工【大阪府】 「平城京左京三条二坊官跡庭園」特別名勝指定【奈良県】 ヨシ群落保全条例制定【滋賀県】	講演会『アーバンリゾート都市を目指して』【笹山幸俊氏】
1993年 (平成5)	環境基本法公布 都市公園法施行令、施行規則改正（公園用地内建蔽率緩和、児童公園の名称を街区公園に変更）	新梅田シティ公開空地庭園開園【大阪府】 兵庫県立先端技術支援センター開設【兵庫県】 「琵琶湖」ラムサール登録湿地決定【滋賀県】 瀬戸内海国立公園（六甲及び淡路地域）の公園計画第1次点検【兵庫県・神戸市】	WS『若きランドスケープ・アーキテクト達の思い-造園のいまとみらい』
1994年 (平成6)	関西国際空港開港 平安建都1200年 都市緑地保全法改正（緑の基本計画制度創設） 緑の政策大綱策定	「古都京都の文化財」世界遺産登録【京都市・京都府】 第11回全国都市緑化フェア：緑いきいき KYOTO'94開催【梅小路公園・学研記念公園】 関西空港旅客ターミナルビル竣工【大阪府】 兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック）作成【兵庫県】	シンポジウム『都市の魅力-その創出と造園の役割-』
1995年 (平成7)	阪神・淡路大震災 都市公園法施行例改正（災害応急対策施設補助対象） 都市緑地保全法改正（市民緑地制度創設） 生物多様性国家戦略決定	梅小路公園開園・朱雀の庭開設【京都市】 けいはんな記念公園（関西文化学術研究都市記念公園）開園【京都府】 京都府環境を守り育てる条例制定【京都府】 環境の保全と創造に関する条例制定、六甲山系グリーンベルト事業着手【兵庫県】	講演会『災害救援の文化』【野田正彰氏】 シンポジウム『大震災 復旧から復興まで』 発刊『阪神・淡路大震災緊急調査／公園緑地等に関する阪神大震災緊急調査報告書』

年	社会背景・法制度	関西造園界トピック	関西支部活動
1996年 (平成8)	第6次都市公園等整備五箇年計画 閣議決定 グリーンプラン2000策定	梅小路公園「いのちの森」開設【京都市】 山陰海岸国立公園の公園計画第1次点検【京都府・兵庫県・鳥取県】 琵琶湖博物館開館【滋賀県】	講演会『中・近世における岡山の街づくり』【市川俊介氏】
1997年 (平成9)	地球温暖化防止京都会議 21世紀の国土のランドデザイン 発表 河川法改正（治水・利水・環境の 総合的な河川制度整備）	吉野熊野国立公園の公園計画第1次点検【奈良県・和歌山県・三重県】	関西支部設立30周年 設計競技『公園設計学生コンクール：大阪府 蜻蛉池公園』
1998年 (平成10)	明石海峡大橋開通	「古都奈良の文化財」世界遺産登録【奈良県】 平城宮跡東院庭園公開【奈良県】 大岡アベサンショウウオ生息地保護区（豊岡市）指定【兵庫県】	シンポジウム『梅小路公園を通して公園の将来を考える』
1999年 (平成11)	緑化重点地区総合整備事業実施 （緑化重点地区拡充）	兵庫県立淡路景観園芸学校開校【兵庫県】	シンポジウム『文化遺産の保存活用と造園の役割』
2000年 (平成12)	淡路花博「ジャパンフローラ 2000」開催 地方分権一括法施行	天王寺動物園アフリカ・サバンナ区草食動物ゾーン開設【大阪市】 長居公園仮設一時避難所設置【大阪市】 淡路花博「ジャパンフローラ2000」開催【兵庫県】 琵琶湖総合保全整備計画：マザーレイク21計画策定【滋賀県】 滋賀県レッドデータブック2000年版発行【滋賀県】 大阪府における保護上重要な野生生物作成【大阪府】	WS『ランドスケープ2000』 シンポジウム『ランドスケープアーキテクトの基本的役割と今後の展開』
2001年 (平成13)	国土交通省・環境省発足 都市緑地法改正（管理協定制・ 緑化施設整備計画認定制度創設）	有馬富士公園開設【兵庫県】 瀬戸内海国立公園（六甲及び淡路地域）の公園計画第2次点検【兵庫県・神戸市】 府立北摂自然公園指定【大阪府】	講演会『植物園の歴史と現在そしてこれからの考える』【小山鐵夫氏】 シンポジウム『地球環境とガーデニングを学ぶ教室 植物園を考える』
2002年 (平成14)	ホームレスの自立の支援等に関する 特別措置法交付 新・生物多様性国家戦略策定 地球温暖化対策推進大綱策定 都市再生特別措置法公布 自然再生推進法公布	国営明石海峡公園（淡路地区）開園【兵庫県】 京都府レッドデータブック発行【京都府】 改訂・兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック2003） 作成【兵庫県】	シンポジウム『公園づくりとボランティア』
2003年 (平成15)	社会資本整備重点化計画閣議決定 都市公園法施行例改正（街区公園 等の誘致距離標準の明示廃止） 循環型社会形成推進基本計画閣議 決定 地方自治法改正（管理委託制度廃 止、指定管理者制度導入）	なんばパークス第1期緑化施設整備計画認定【大阪市】 「飛鳥京跡苑池」名勝指定【奈良県】	発刊『LANDSCAPE EXPLORER - パブリック・スタイルをプロファイリングする外部空間装置たち』
2004年 (平成16)	景観法公布 都市緑地保全法改正、都市緑地法 に名称変更 都市公園法改正（公園管理者以外 の公園施設設置、管理許可）	「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録【和歌山県・奈良県・三重県】 大津市歴史的風土保存区域指定（比叡山・坂元他）【滋賀県】 古都大津の風格ある景観をつくる基本計画（大津市）【滋賀県】	講演会『震災復興から新・田園都市への試み』 【齊木崇人氏】 シンポジウム『震災から復興10年・緑のコミュニティデザインが果たした役割』
2005年 (平成17)	愛・地球博開催 気候変動に関する国際連合枠組条 約の京都議定書発効・京都議定書 目標達成計画策定 国土総合開発法改正、国土形成計 画法施行 文化財保護法一部改正（文化的景 観保護制度創設）	三木総合防災公園開設【兵庫県】 近江八幡市風景計画（水郷風景計画編）策定【滋賀県】 「大和三山」名勝指定【奈良県】 大台ヶ原自然再生推進計画策定【奈良県】 滋賀県レッドデータブック2005年版【滋賀県】 「串本沿岸地域」ラムサール条約湿地登録【和歌山県】 神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画策定【大阪府】	WS『産・官・学・民』の交流と連携を展望 する・ランドスケープマネージメントのあり 方』 関西支部賞／研究助成開始
2006年 (平成18)	社会資本整備審議会「新しい時代 の都市計画はいかにあるべきか」 （第一次答申） 近畿圏の都市環境インフラのグラ ンドデザイン公表	京都迎賓館建設【京都市】 新梅田シティ公開空地：新・里山竣工【大阪市】 「近江八幡の水郷」重要文化的景観選定【滋賀県】 近江八幡市水郷地区景観農業振興地域整備計画策定【滋賀県】 堺自然ふれあいの森開園【堺市】 尼崎の森中央緑地開設【兵庫県】 ICLEE2006 OSAKA 開催（万博記念公園）【大阪府】 ふるさと滋賀の野生動物植物との共生に関する条例制定【滋賀県】 吉野熊野国立公園・西大台利用調整地区指定【奈良県】 善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区（京丹後市）指 定【京都府】	関西支部設立40周年 講演会『京都和風迎賓館庭園について』【佐野 藤左衛門氏】 シンポジウム『古の京の風土を次代に継承す るために』 発刊『マゾヒスティック・ランドスケープ - 獲得される場所をめざして』
2007年 (平成19)	エコツアーリズム推進法制定 第三次生物多様性国家戦略閣議決 定	京都市眺望景観創生条例制定・都市計画高度地区変更【京都市】 丹後天橋立大江山国定公園指定【京都府】 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例制定 【京都府】	講演会『自然史の風景から人類史の風景へ』 【西田正憲氏】 シンポジウム『瀬戸内海の景観再評価 - よみが える瀬戸内海』
2008年 (平成20)	地域における歴史的風致の維持及 び向上に関する法公布 生物多様性基本法公布	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園設置決定【奈良市】 「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」重要文化的景観選定【滋 賀県】	WS『パブリックスペースの次の担い方』

年	社会背景・法制度	関西造園界トピック	関西支部活動
2009年 (平成21)	新社会資本整備重点計画策定 改正農地法公布 自然公園法改正（海城公園地区制度，生態系維持回復事業等）	一般社団法人グランフロント大阪TMO設立【大阪市】 近江八幡市風景計画（市街地風景計画編）策定【滋賀県】 芦屋市芦屋景観地区指定【兵庫県】 彦根市・京都市歴史的風致維持向上計画決定【滋賀県・京都市】 「宇治の文化的景観」重要文化的景観選定【京都府】 「平城宮東院庭園」名勝指定【奈良県】 奈良県希少野生動植物の保護に関する条例制定【奈良県】 城ヶ森針尖，果無山脈，白見山和田川峡県立自然公園指定【和歌山県】	WS『農の風景：第9回ランドスケープデザイン学生設計競技一次審査選考作品プレゼンテーション・学生設計競技作品から読み解く「農の風景」』 WS『ランドスケープ遺産インベントリーづくり』 設計競技『第9回ランドスケープデザイン学生設計競技「農の風景」』 WS『おかやまキッズ緑のまちづくりフォーラム』
2010年 (平成22)	生物多様性条約第10回締約国会議開催 生物多様性国家戦略2010閣議決定 国立・国定公園総点検事業結果公表	神戸震災復興記念公園（みなとの森公園）開園【神戸市】 淡路花博2010「花みどりフェア」開催【兵庫県】 「平城宮東院庭園」特別名勝指定【奈良県】 「琴引浜」名勝指定【京都府】 「高島市針江・霜降の水辺景観」重要文化的景観選定【滋賀県】 長浜市歴史的風致維持向上計画認定【滋賀県】 「山陰海岸ジオパーク」世界ジオパーク認定【兵庫県・京都府・鳥取県】 生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応（ブラックリスト）作成【兵庫県】 上山地区自然再生事業全体構想策定【兵庫県】	講演会『ジオパークのトータルコンセプト』 【西田良平氏】 シンポジウム『山陰海岸ジオパークとランドスケープ』 WS『ランドスケープ遺産インベントリーづくり』 設計競技『第10回ランドスケープデザイン学生設計競技「ならのにわ1301」』 WS『奈良花と緑の文化遺産フォーラム』
2011年 (平成23)	東日本大震災，福島第一原発事故発生 環境影響評価法改正（戦略アセスメント導入，風力発電追加）	「室戸ジオパーク」世界ジオパーク認定【高知県】 紅葉景観・二段階肯定事業・サクラ景観創造プロジェクト開始【京都市】 「奥飛鳥の文化的景観」重要文化的景観選定【奈良県】 府立阪南・岬自然公園指定【大阪府】 滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県レッドデータブック2010年版）発行【滋賀県】	シンポジウム『阪神・淡路大震災と新潟県中越地震の経験から，東日本大震災の復興に向けての提言』 WS『ランドスケープ遺産インベントリーづくり』 講演会『関西におけるランドスケープの未来を展望する～戦後30年に学ぶ温故知新～』
2012年 (平成24)	生物多様性国家戦略2012-2020閣議決定 都市再生特別措置法改正（立地適正化計画制度創設）	万博記念公園「新 SATOYAMA 宣言」発表，「生物多様性10年行動計画」策定【大阪府】 宇治市歴史的風致維持向上計画策定【京都府】 「円山川下流域及び周辺水田」ラムサール条約湿地登録【兵庫県】 上山地区自然再生事業実施計画策定【兵庫県】	講演会『地震火災危険度が高い京都の文化遺産』【土岐憲三氏】 シンポジウム『歴史都市・京都の防災とランドスケープ』 WS『ランドスケープ遺産インベントリーづくり』
2013年 (平成25)	第1回アジア国立公園会議開催	グランフロント大阪まちびらき【大阪市】 「日根荘大木の農村景観」重要文化的景観選定【大阪府】 「蘭島及び三田・清水の農山村景観」重要文化的景観選定【和歌山県】 堺市歴史的風致維持向上計画策定【大阪府】 瀬戸内海国立公園・海城公園地区指定【山口県】 「隠岐ジオパーク」世界ジオパーク認定【島根県】 兵庫県版レッドデータブック2014作成【兵庫県】	講演会『大阪みどりの「ランドスケープ」を考える』【小河保之氏】 シンポジウム『都市におけるランドスケープインとしてのみどりの戦略を考える』 WS『ランドスケープ遺産インベントリーづくり：残したい河川のランドスケープとは』 講演会・シンポジウム『セントラルパーク：奇跡の復興プロジェクトと公園経営～バーロー女史BYセントラルパークを語る&シンポジウム』
2014年 (平成26)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律制定 レッドデータブック2014発行	万博記念公園大阪府に移管【大阪府】 斑鳩町歴史的風致維持向上計画策定【奈良県】 「東草野の山村景観」・「菅浦の湖岸集落景観」重要文化的景観選定【滋賀県】 「宮津天橋立の文化的景観」重要文化的景観選定【京都府】 「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」重要文化的景観選定【兵庫県】 「南紀熊野地域」日本ジオパーク認定【和歌山県】 高安自然再生協議会設置（八尾市）【大阪府】 南丹市美山エコツーリズム推進全体構想策定【京都府】	WS『ランドスケープ遺産インベントリーづくり～生活・生業・信仰等により形成された空間・景観の登録事例を中心に～』 講演会『先達に聞く：荒木芳邦と吉村元男の世界』
2015年 (平成27)	都市農地基本法閣議決定 日本遺産認定開始 国際地質科学ジオパーク計画発表	天王寺公園てんしば開設・大阪公園PMO事業開始【大阪府】 淡路花博2015花みどりフェア開催【兵庫県】 向日市歴史的風致維持向上計画策定【京都府】 奈良市歴史的風致維持向上計画策定【奈良県】 「大溝の水辺景観」重要文化的景観選定【滋賀県】 「京都岡崎の文化的景観」重要文化的景観選定【京都市】 「南方曼陀羅の風景地」名勝指定【和歌山県】 吉野熊野国立公園（和歌山県海岸地域）大規模拡張及び海城公園地区指定【和歌山県】 「みなべ・田辺の梅システム」世界農業遺産認定【和歌山県】 京都府レッドデータブック2015発行【京都府】	シンポジウム『関西ランドスケープのいま～緑と人のストックをどう活かす』 WS『実務家の眼が捉えるランドスケープ「資産」とは』 講演会『国際花と緑の博覧会（1990）に学ぶこと』 講演会『国際園芸・造園博「ジャパンフッロラ2000」（淡路花博）開催に学ぶこと』 WS『産官学おすすめのランドスケープ“資産”とその視点』
2016年 (平成28)	琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針決定	国営石海峽公園（神戸地区：あいな里山公園）部分開園【神戸市】 湯浅町歴史的風致維持向上計画策定【和歌山県】 京都丹波高原国定公園指定【京都府】	関西支部設立50周年 講演会『魅力ある風景を未来に引き継ぐために』【笹岡隆甫氏】 シンポジウム『魅力ある風景の未来に向けて』 WS『公園とランドスケープ-京都・大阪を中心に』

*なお，本年表は，下記の方々からの情報提供を元に作成した。

今西純一（京都大学），岩村謙次（京都市），上田正敏（大阪府），恵谷浩子（奈良文化財研究所），小野健吉（和歌山大学），加我宏之（大阪府立大学），片山博昭（京都市），北村智頭（国土交通省近畿地方整備局），田中充（（公財）国際花と緑の博覧会記念協会），田村省二（環境省京都御苑管理事務所），広臨淳（神戸市），増山和弘（大阪府）

都市緑地行政の展開

Development of Park and Open Space Administration in Kansai Area

森下 元之*

Motoyuki MORISHITA

1. はじめに

(1) 関西エリアの緑地行政のとらえ方

日本造園学会関西支部が 1966 年 11 月に設立され、今年で満 50 年を迎えるにあたり、この前後から今日に至るまでの関西における都市公園・緑地等について、行政的視点からの通史を記述し、関西のみどり 50 年を俯瞰してみたと思う。とは言え、大阪市の行政のみに携わった立場からは関西全域の公園緑地事情を把握できるはずはなく、また府県レベルの事情にも詳しいわけではない。

しかし、大阪、京都、神戸の大都市の公園緑地問題は指定都市間の会議もあってそれなりの情勢把握は可能であったし、公園緑地問題や施策は人口の密集する大都市で特にシンボリックに表現されることを鑑みれば、京阪神を中心にしながら関西の特徴的な緑地行政の流れを大枠で捉えることはできるかもしれない。

(2) 京阪神の個性と造園的特色

前述のように京阪神を通してできるだけ関西の公園緑地行政の展開を表現してみようと考えているが、しかし大阪、京都、神戸は同じ関西でありながら、その都市個性の違いは際立っている。それを反映して公園緑地施策もそれぞれの特徴が出て来る。

総じて関西はユートピアを夢見るよりも現実直視で事を行うことが多いが、その中でも三都市の個性が表れる。

大阪は「今、そこにある危機回避型」で、狭い行政面積で人口密集度の高いことを反映して、公園緑地施策を含むまちづくりに奇想的な工夫がなされる。それは臨海部や阪神間で生じた都市公害からの転換を図った緑化百年宣言、東京一局集中に対抗したアジアで最初の万博や花博、そして公園のホームレス対策などに代表される。

京都は「伝統の重みに耐える型」で、日の当たる文化財と観光を裏で支える都市の緑の保全に、目に見えぬ労苦を重ねている。京都タワーや京都駅計画等の都市の美観論争には町並みと山並みを背景とする各界からの百家争鳴があり、双ヶ岡や一条山に代表される古都風土保存の危機に見舞われ、それでも伝統の都の景観保全に矜持を保っている。

神戸は「フロンティアスピリット型」という表現で特色付けられ、地形の制約された市街地を山と海で開拓し、神

戸的センスでガーデンシティに相応しいまちづくりを進めてきた。埋立地を工業地帯でなくショッピングストリートに変貌させたのは神戸市がパイオニアであろう。市民協働を早くから手掛けて、先の大震災からの復興も、この精神で乗り切った感がある。

2. 大阪、京都、神戸の公園緑地行政の転機となった事項

三都市には、関西のみならず全国の公園緑地施策にも影響を与える転機となった事項がある。三都市別に列記してみよう。

(1) 大阪版

(i) 大阪市緑化百年宣言 1964 年

「大阪をうるおいのある健康な町にするために、ここに強力な緑化運動を開始する。この運動は全市民の変わることのない願いとして今後百年間これを継続する。」

この年 4 月に時の中馬市長が宣言した。全市民あげて緑化への関心を高め、公園、緑地、街路樹などの緑を増やし、緑の大阪を実現しようという施策で、その記念公園とも言うべき大阪城公園では、67 年に寄付という形の市民参加で森林公園計画が立てられ、69 年度までに記念樹の森、市民の森が誕生した。

また、長居公園、鶴見緑地、毛馬桜之宮公園など大阪市を代表する公園の整備が 70 年までに始められた。

(ii) 日本万国博覧会 1970 年

日本は勿論のことアジアで初めての国際博覧会。64 年の東京オリンピックに次ぐ国家プロジェクトを関西、大阪が誘致した。伏線となったのは 62 年に街開きした千里ニュータウン人気である。世界第 2 の経済大国、日本を象徴する粋を凝らした万博に 77 か国が出展し、入場者は 6,400 万人超を数えた。テーマは『人類の進歩と調和』で高度経済成長に伴う開発過剰への警鐘を鳴らしたものであった。

この万博の成功の影響は大きく、万博記念公園を始め、万博跡地の文化・教育を核とした計画は関西に新しい文化形成の芽を出させ、特に北摂地域を中心とした緑と学術の環境づくりに資すること大であった。

また、これを契機に久宝寺緑地が 71 年に、大泉緑地が 72 年に開設し、かつて防空緑地として計画された服部緑

*特定非営利活動法人 関西修景作家連合／(株)公園マネジメント研究所

地（55年頃開設）、鶴見緑地とともに、大阪を取巻く4大緑地がやっと市民の公園として整った。

(iii) 第1回全国都市緑化フェア 1983年

建設省の提唱により都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図り、緑豊かな潤いのある都市づくりを目指したもので、全国各自治体持ち回りで開催されるので緑の国体とも言われるが、その第1回目が東京を差し置いて大阪の服部緑地で開かれた。グリーングロー大阪という愛称で10月の都市緑化月間を挟んで2か月開催し150万人弱の入場者があり、都市公園イベントの先駆けとなると同時に、2年後の大阪市による国際園芸博覧会誘致に弾みをつけた。この時に樹木を主体とした服部緑地都市緑化植物園がオープンした。

(iv) 国際花と緑の博覧会 1990年

鶴見緑地を会場にして4月1日から183日間開催され、2,300万人を越える入場者を数えたアジアで初めての国際園芸博覧会。博覧会の大成功とともに、この場所が大都市大阪の生活廃棄物のゴミの山であったことが、この博覧会を都市問題解決のモニュメントとしてレジェンドならしめた。

当初は89年に市制100周年を迎える大阪市の記念事業の一つにすぎなかったが、折しも84年に建設省が『21世紀緑の文化形成をめざして』構想をまとめ、その中で緑の国際フェスティバル開催を提案していたので、大阪市は市制100周年には拘らず、素早くこれを受け、特別博覧会開催意向を表明した。85年に国際園芸家協会（AIPH）の承認を得て、86年5月に閣議決定、6月のパリでの博覧会国際事務局（BIE）総会で大阪開催が承認された。

テーマは『自然と人間との共生』である。花博の愛称で呼ばれたこの博覧会の世間への影響は大きく、生活の中での花緑嗜好やガーデニングが市民権を得たのである。

(v) ハートフルおおさか 1992年

大阪府では花博に向けての公園再整備を「花ふる」事業と銘うち、府営公園の花の景づくりを中心とした施設充実を図り、花博後はユニバーサルデザインに根差した公園改良を積極的に進め、誰にでも優しい公園ということで「ハートフル」事業として福祉政策を公園で具現化し、全国の先駆けとなった。

(vi) 万博記念公園の大阪府への移管 2014年

2010年の国における事業仕分けの結果、(独法)万博記念機構が消滅して万博記念公園事業が大阪府に移管され、大阪府は諮問委員会の提言を受けて、次世代のマネジメントを模索すべく18年から指定管理者を公募する。

(vii) 大阪城公園のPMO方式による運営 2015年

Park Management Organizationとは指定管理者制度と民間事業者独自の集客・収益事業をミックスした運営方式で、大阪市は委託料を一切支出せず、事業者が有料施設利用料や新たな事業で得た収入で公園の管理運営経費を賄

う方法である。税金を一切使わないので他自治体の関心が高いが、大阪城という観光施設があるが故の方式であろう。

(2) 京都版

(i) 古都保存法公布と歴史的風土特別保存地区指定

1966年

今は古都保存法と聞いても、至極当然のように聞えるが、開発一辺倒であった60年代中頃は景観保存という感覚は希薄であった。古都風土保存が問題となった切っ掛けは‘双ヶ岡騒動’である。右京区にある双ヶ岡は6世紀後半からの双ヶ岡古墳群として名勝に指定され、鎌倉時代末期に吉田兼好がこの地で「徒然草」を執筆した由緒ある場所である。

しかし高度経済成長期の64年にはホテル建設などの観光開発計画、66年には京都工科大学の建設話が持ち上がり、国や地方を巻き込んで問題となった。この時期には奈良でも若草山でのレクリエーション施設開発や旧東大寺境内のホテル建設計画などが起こり、古都の景観を守ろうとする世論が高まり、それらを背景にして国が66年に古都保存法を制定した。

京都市ではこの法律に基づき、京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域を歴史的風土保存区域に指定し、その中でも特に核となる地域を歴史的風土特別保存地区にした。

この後95年に岩倉の風致地区の一条山開発に係る大規模な住民訴訟が起き、この教訓から96年に歴史的特別保存地区指定は拡大され、五山の送り火を含む周辺の上山裾部のはほぼ全てが指定された。因みに双ヶ岡もこの年に「御室・衣笠」の一部として特別保存地区に指定されている。

(ii) 第43回国民体育大会 1988年

この国体は京都では2巡目になるが、今までスポーツ公園が不足していた京都に、山城総合運動公園を開設させ、46年の第1回国体に使用された西京極総合運動公園の全面改修を完成させるという成果をもたらした。

(iii) 第11回全国都市緑化フェア 1994年

91年からJR貨物梅小路駅跡地を防災公園として整備していたが、平安建都1200年目の94年に京都で全国都市緑化フェアが開催され、主会場の一つとして梅小路公園が整備され、翌年に開園した。建都1200年を記念して造られた日本庭園「朱雀の庭」や2012年に開館した「京都水族館」、16年4月には、日本最大級の鉄道博物館「京都鉄道博物館」が完成し、個性的な公園ゾーンを演出している。

また、相楽郡の京阪奈学研都市内に造られたこのフェアのもう一つの主会場は、けいはんな記念公園として95年にオープンし、京阪奈地域の代表的な公園として存在感を示している。都市緑化フェアは京都に二つの記念すべき公園を遺したのである。

(iv) 京都迎賓館建設 2006年

迎賓館建設は公園緑地行政の範疇には該当しないかもし

れないが、ここの庭園が現在の日本の作庭技術の粋を凝縮して作られ、これからの日本の造園を象徴する場を創出したという国の施策でもあるので、取り上げてみた。

迎賓館は日本の歴史、文化を象徴する京都に海外からの賓客を迎え日本への理解と友好を深めるため、建築、造園、インテリアに、当代最高の京都ならではのとも言える伝統技能者の技を生かした品格のある和風の佇まいを創出した。

庭園も然りで、「庭屋一如」を表現すべく、現代和風の庭園として、尼崎博正の監修により、日建設計の迎賓館チームにいた三谷康彦が庭園設計を担当し、佐野藤右衛門を棟梁とする京都の庭師により作られた。

庭園全体を貫くコンセプトは「水の輪廻」と「人と自然の関わり」で、玄関前の「真の庭」、館内の中央「行の庭」、賓客宿泊室に面する「草の庭」の3面で構成される。

(v) 街路樹管理改革 2009年

どこの都市でも街路樹管理には頭を痛めている。落葉対策と緑量保持及び景観との相克がある。京都市は街路樹を景観・環境・観光に寄与する都市の文化資源として位置付け、この理念の基に二つの街路樹政策を立ち上げた。京都市型景観剪定（紅葉街路樹2段階剪定）と街路樹サポーター制度である。

前者は紅葉前に枝葉を半減させる剪定と紅葉後に形を整える剪定の2段階剪定で、剪定費用はそれまでの1.5倍になったが、紅葉の京都観光資源を保持すると共に、良好な樹形の維持に効果が表れている。後者は市に登録した街路樹サポーターが落葉清掃等の日常管理や道路美化に協力し、回収した落葉は堆肥化してサポーターに配布している。

当然予算の裏付けがあり、13年度の街路樹育成管理予算は前年度の10倍、4億5千万円である。

(3) 兵庫・神戸版

(i) グリーンコウベ作戦開始 1971年

経済成長に伴う都市環境劣化の改善を目的として「3割緑化、7割緑地」を目標に都市の緑の総量確保を打ち出した。公共緑地整備や民間緑化までを含む一大キャンペーンを張って、72年に街路樹無剪定方式試行や76年の市民公園条例制定など斬新な施策を次々と打出し、時の博覧会ブームに乗って神戸沖埋立地で神戸ポートアイランド博覧会（81年3月～9月）開催にこぎつけ、会場建設、市街地整備に造園技術を駆使して美しい神戸を印象付けた。

これらの成果として81年には第1回緑の都市賞総理大臣賞を受賞した。

(ii) 第3回全国都市緑化フェア 1985年

グリーンコウベ作戦のリニューアルや六甲山系の緑化施策を進め、この年から「花のまち神戸」運動を展開した。

それは第3回の都市緑化フェア「コウベグリーンエキスポ'85」やユニバーシアード神戸大会開催を機に緑化から緑花へと、緑の質にも考慮したからである。

この両イベントの会場として神戸総合運動公園が開設した。また、IFLA神戸大会が開催されたのもこの年である。

(iii) 阪神・淡路大震災 1995年

この年1月17日未明に震度7の激震が人口稠密な阪神地域を直撃し、まちの風景を一変させた。そして、震災からの避難、救援、復旧という各場面において公園はその存在感を示し、緑は防災効果を改めて人々に認識させた。

今まで防災公園は広域避難地・緩衝緑地として都市の防災構造を強化する大規模公園整備に重点が置かれてきたが、震災後の調査において一時避難地や生活拠点、また復旧活動拠点として身近な公園が非常に多岐にわたる防災機能を果たしたことが判明した。

またこの震災は、避難中の公園での支援パフォーマンスが被災者を精神的に支える場であることも証明した。更に日頃から清掃活動等でコミュニティの場となっていた公園ほど高い防災効果を上げたことも分かったのである。

このことが後の公園マネジメントのあるべき方向性を示唆し、この震災の教訓で得た多くの都市防災対策は公園緑地計画を含むハード・ソフト両面で全国に広がっていった。

(iv) 兵庫県立淡路景観・園芸学校開校 1999年

兵庫県は全県全土公園化構想を標榜し、緑の行政を進める中で造園・園芸技術者の不足を感じ、花緑を中心にした地方活性化の専門家養成に立ち上がった。それが94年に発表された造園・園芸の両部門を横断する新しいタイプの学校構想である。

5年の準備期間を経て県立姫路工業大学の付属研究所である自然・環境科学研究所の一部門に位置づけ、学校教育法によらない県立学校とし、用地寄付がなされた淡路島北淡町に淡路景観・園芸学校という名称で、99年4月に開校した。学生の年齢層も幅広く、出身学部も農学系に偏らず文学・理工・芸術・経済・経営・教育系と広範囲に及び、女性の比率が高く、時代を反映した先取性を読み取れる。

(v) ジャパンフローラ2000 2000年

88年に着工した明石海峡大橋は途中で発生した兵庫県南部地震の影響で一時中断したが、98年に開通した。地元待望の架橋は反面、淡路島を通過するだけの橋桁不安論を生じさせ、その対策として開通に合わせて数々のイベントやプロジェクトが計画された。その代表的なものが国営公園の誘致であり、そこを舞台とするジャパンフローラ'98の計画であった。震災による2年の遅延を乗り越えAIPHの承認を得て国際園芸・造園博覧会ジャパンフローラ2000（淡路花博）が開催され、淡路、神戸の震災復興を世間に強く印象付けた。

また、国営明石海峡公園は淡路地区と神戸市北区の神戸地区の2眼レフ公園として進められ、花博後の02年に淡路地区が開園し、16年春には神戸地区のあいな里山公園が部分開園した。

3. それぞれの社会的背景

公園緑地施策は当然であるが国や地方自治体の行政施策の一環で経済や社会の状況を強く反映し、各年代の社会状況を映すと共に社会生活と市民生活の意識の変化も映し出す。

1960年代以降の社会の変遷を象徴するキーフレーズを挙げながら以上の公園緑地行政展開の背景を整理してみよう。

(1) 人類の進歩と調和 (1970年)

1960年の所得倍増計画で象徴されるように60年代の日本の経済は飛躍的に成長し、これを背景に64年に東京オリンピック開催・新幹線開通、65年に名神高速道路全通、結果として東京への集中が加速し、全国的開発ブームとなり環境への配慮が疎かになった。

これらへの憂慮と反発が64年「大阪市緑化百年宣言」、66年「古都保存法公布」、70年「日本万国博覧会」、72年「グリーンコウベ作戦」という国家施策・緑化行政施策になって表れた。

それを表現したのが『人類の進歩と調和』で、社会の発展と環境保全との調和を求めたものである。このような状況を反映して、公園緑地行政の画期的な施策が72年にスタートした。「都市公園等整備5か年計画」である。これが全国の公園を計画的にかつ社会ニーズに合わせて整備させた功績は大である。

(2) 自然と人間との共生 (1990年)

70年代を支えた高度経済成長も70年代後半から翳りが見え、1980年を迎えずに終焉した。

公園緑地施策もこの頃から量よりも質、レクリエーション需要への対処と舵を取り始めたが、80年代中頃に降って沸いたバブル景気もあって、81年「ポートピア'81」、83年・85年「大阪と神戸での全国都市緑化フェア」、85年「ユニバーシアード神戸大会」、88年「京都国体」と続き90年の「国際花と緑の博覧会」がピークとなった。

この博覧会の理念が『自然と人間との共生』で、70年の万博時の人類の「進歩」は成ったが「調和」には至らなかったことへの宿題をやり遂げようとするものと解釈できる。

これを契機に緑量の確保に加えて花が生活に及ぼすメンタル面への効果の重要性が理解され、民間緑化やユニバーサルデザインが浮上し、緑化から緑花へのシフトチェンジがなされた。92年「ハートフルおおさか」、99年緑花の専門職を育成する「淡路景観・園芸学校開校」はその好事例であろう。

この流れは大震災後により顕著になり、淡路花博「ジャパンフローラ2000」や大阪市における公園より緑化重視の「グリーンアリー大阪2005」として表現されている。2009年京都市の「街路樹管理改革」もこの流れの中にある。

(3) 阪神・淡路大震災 (1995年)

このフレーズは社会の変化ではなく突発的自然大災害であるが、これが惹き起した現象は間違いなく社会状況の変

化である。その後の東日本大震災、熊本地震や他の自然災害等も経験して、国土・都市の防災意識は着実に高まってきたが、防災に備えたまちづくりや災害発生時、及びその後の対応への市民のアクションは、95年の経験がベースになっている。

防災に視点を置いた公園緑地施策や公園を中心としたコミュニティ形成もこれが契機となった。また、都市公園法も防災の観点から改正された。

余談的になるが、この大震災が大阪への公園内ホームレス激増を惹起し、02年のホームレスに関する特別措置法及び通達に基づき、大阪市は公園内ホームレス仮設避難所設置という緊急措置を講じた。

(4) 指定管理者制度 (2003年)

全国的な話題ではあるが、地方自治法改正によるこの制度は公園利用者へのサービス向上と管理コストの合理化を目指したもので、施行後10年以上経過し、大規模な公園緑地の運営管理方法として定着してきた。

この制度の狙いとする所から少々ずれて、行政はコスト削減を意識し過ぎているが、それでも今までの外郭団体のみの管理から幅広い団体が企画提案競争をしてマネジメントに参加することになり、公園利用の柔軟性を高め、公園緑地を楽しむメニューが多彩となり、市民が主役の時代を反映した制度として成果をあげつつある。

関西でも06年から大阪府営公園を皮切りに近畿一円の自治体で実施されているが、大阪城公園の例のように、この制度を弾力的に運用した公園ビジネスが発生したのは、関西の特性かもしれない。しかし、収益を上げようと緑の管理が疎かになる懸念があり、ここは行政の指導力が問われよう。万博記念公園が18年から指定管理者制に移行するが、関西の公園緑地史上屈指の公園をどのような指定管理者がマネジメントするのか注目するところである。

4. おわりに

雑ばくな通史になったが、公園緑地行政の展開上、転機になった事象は大体拾い、その背景を述べることで社会の趨勢が分かるように試みたが、漏れているものもかなりあると思う。また、京都、神戸の事例が大阪より少なかったのは筆者の勉強不足である。お赦しいただきたい。なお、以下の資料を参考にさせていただいた。

参考文献

- 1) いぶき会編 (2003) : 20世紀における大都市公園緑地行政の歩み : いぶき会
- 2) 大阪市建設局花と緑の推進本部編 (2003) : 大阪市花と緑の行政史 : (財) 大阪市公園協会
- 3) 大槻憲章 (2013) : 大阪公園春秋
- 4) 片山博昭 (2016) : 街路樹文化の創造に向けて : (一財) 日本造園修景協会京都支部30周年記念シンポジウム資料
- 5) 辰巳信哉 (2000) : 神戸からの公園文化～兵庫の公園1868～2000 : (株) プレインセンター

歴史文化遺産及び歴史文化景観に関する行政の展開

Development of Historic Cultural Heritage and Landscape in Kinki, Chugoku and Shikoku Districts

小野 健吉*

Kenkichiro ONO

1. はじめに

1966年の日本造園学会関西支部設立から現在に至る50年、関西（近畿・中国・四国）地方において歴史文化遺産及び歴史文化景観に関する行政がいかに展開してきたかについて概観するのが本稿の目的である。とはいえ、私自身は1980年代に5年足らず京都市文化観光局文化財保護課で記念物担当係員として文化財行政に携わったのと、2000年代に5年余り文化庁文化財部記念物課で史跡等整備担当主任調査官を務めただけの行政経験しかない。また、こうした行政の展開を研究対象として扱ったこともほとんどない。以上の事情から、本稿の内容が文化財（記念物）行政に偏り、また法令中心で具体的事例の記述に乏しいことについては御寛恕いただきたい。

2. 文化財に関する行政

（1）文化財保護法と文化庁の成立

文化財行政の根幹となる法律が1950年に施行された文化財保護法であることは言うまでもない。この法律は、戦前からの国宝保存法と史蹟名勝天然記念物保存法を受け継ぎながら、さらに多岐にわたる文化財の保存と活用を目指した法律である。法律施行から十数年を経た段階の1966年に目を向けると、文化財行政はまだ文部省の外局であった文化財保護委員会の所掌であったが、2年後の1968年に宗務・国語・芸術・著作権等の行政を担当していた文部省文化局と合わせたかたちで文化庁が発足する。したがって、国レベルで見ると、この50年はほぼ文化庁によって文化財行政が執行されてきた期間と捉えることができる。

（2）記念物（名勝）保護

本稿がテーマとする、造園学と関連の深い歴史文化遺産行政は、史跡・名勝・天然記念物を対象とする記念物行政、とりわけ名勝関連行政である。後述するように、1966年は古都保存法が成立した年であり、その制定のきっかけとなった景観問題の一つが京都市の名勝「雙ヶ岡」の開発問題であった。雙ヶ岡は戦前の1941年に旧法の下で名勝指定され、その指定は文化財保護法にも引き継がれており、文化財保護法の現状変更の規定を適用すれば開発が許されるはずもない。にもかかわらずその可能性が社会を騒がせ

たのは当時の記念物行政の脆弱さを示している。旧法以来、記念物の指定は所有者の同意を前提としておらず、必ずしも所有者同意を取ることなく指定が続けられていたため、記念物指定という行政処分と所有者の意識に乖離が生じ、体制の不十分さとも相まってこうした行政の脆弱さにつながっていたことは否めない。文化庁が法の規定とは別に、記念物指定に際して所有者同意を取ることを原則的な条件とするようになったのは、概ね1970年代からのことである。

名勝の指定に注目すると、文化庁発足後1970年代までの自然名勝の指定は1972年の「那智大滝」（和歌山県）、1975年の「称名滝」（富山県）、1975年の「檜木内川堤（サクラ）」（秋田県）のみで、以来20年以上途絶え、復活するのは1997年の「川平湾及び於茂登岳」（沖縄県）以降である。自然名勝の指定が長く行われなかったのは1974年の文化庁長官裁定で庭園の指定促進が示されたことなどによるが、その背景には一つに前述の所有者同意の問題、いま一つに管理の難しさの問題があったためと考えられる。

人文名勝である庭園の指定については、長官裁定通り、途切れることなく行われた。従来通り近世以前の寺院等の庭園が多数を占めるが、一方で注目されるカテゴリーとして近代庭園がある。七代目小川治兵衛（植治）の作品として早くも1951年に指定されていた「無鄰菴庭園」「清風荘庭園」（京都市）に続いたのが同じく植治作で1975年指定の「平安神宮神苑」（京都市）であった。植治の作品としては、1988年に「對龍山荘庭園」（京都市）が指定され、近代庭園の優れたものを指定し保護の対象とする動きは、その後全国にも広がる。とりわけ2007年に指定された「平和記念公園」（広島市）は、そのメッセージ性とともに関戦後に造られた公園・庭園では初の指定として注目を浴びた。

近代庭園とならんで注目されるようになった分野が「発掘庭園」である。1960～70年代に森蘊が発掘調査を基にして整備した「浄瑠璃寺庭園」（京都府・1965年名勝、1985年特別名勝）、「円成寺庭園」（奈良市・1973年名勝）、「和歌山城西之丸庭園」（和歌山市・1985年名勝）、「法金剛院青女附五位山」（京都市・1971年名勝、1987年特別名勝）の意義も大きい。よりインパクトが大きかったのは1967年に発掘でその存在が明らかにされ、その後

*和歌山大学

の発掘調査で全貌が明らかになった8世紀の「平城宮東院庭園」(奈良市)、並びに1975年に発掘でその全貌が明らかにされた同じく8世紀の「平城京左京三条二坊宮跡庭園」(奈良市)である。前者は復元整備後の2009年に名勝指定(2010年に特別名勝)を受け、後者は当初1978年に特別史跡の指定を受けたのち復元整備後の1992年には特別名勝となった。この二者は、奈良時代の庭園遺構としての学術的価値はもとよりその芸術的・観賞的価値も極めて高く評価されている。さらに2000年には7世紀の飛鳥時代にさかのぼる飛鳥京跡苑池(奈良県)が発掘され、調査後埋め戻した状態で2003年に史跡・名勝指定を受けている。また、中国地方では、16世紀後半の万徳院跡と吉川元春館跡の発掘調査で見つかった庭園遺構が、いずれも2002年に「旧万徳院跡庭園」、「吉川元春館跡庭園」(広島県)として名勝指定され、復元整備されている。ほかにも名勝指定こそ受けていないが、史跡「大内氏遺跡」(山口市)でも池庭と枯山水が発掘で見つかり、復元整備の上で公開されている。

話を戻して、1997年以降の自然名勝の指定の復活であるが、1998年に自然名勝指定に関し当面重点的に取り組むものとして文化庁により「由緒ある名勝地のうち風土や時代性を反映しているもの」など3項目が示されたこともあって、その後積極的な指定が行われるようになる。近畿地方では2005年に「大和三山」(奈良県)、2007年に「琴引浜」(京都府)が指定されている。ほぼ時を同じくして、小説や紀行等に関連する風景地を名勝指定する事例も出現し、その流れの中で、稀代の博物学者・南方熊楠にちなむ「南方曼陀羅の風景地」(和歌山県)が2015年に名勝指定された。自然名勝やストーリー性を持つ名勝の確実な保存と適切な活用のためには、的確な保存活用計画の策定とその実施・モニタリング並びにモニタリング結果に応じたフィードバックが不可欠であり、実質的に行政施策を受け持つ地方公共団体の資質と体制が問われることになるであろう。

ところで、現状変更許可制等の厳しい規制のかかる指定制度によらず、より緩やかな規制で文化財を広く保護していこうという登録制度が建造物の分野で1996年に始まり、記念物でも2005年から導入された。これまでに名勝地として登録文化財となった事例としては、近畿地方では2006年の「相楽園」(神戸市)、2009年の「近江八景」「三井晩鐘」(滋賀県)など16件、中国地方では2008年の「石谷氏庭園」(鳥取県)など14件、四国地方では2007年の「四十島」(愛媛県)など3件、ほかに中国・四国地方に跨る「瓢箪島」(広島県・愛媛県)がある。

(3) 伝統的建造物群

1975年の文化財保護法改正は比較的大きな改正であったが、中でも伝統的建造物群の制度は画期的なものであった。これは、有松・妻籠・今井町をはじめとした全国的な

町並み保存運動の中で生まれた制度であり、都市計画法との連携によって指定に比べ緩やかな「選定」という概念を導入したものであった。具体的には、市町村の条例に基づく保存地区決定・保存計画策定等を経て、重要伝統的建造物群保存地区(重伝建)の選定を行い、そのうえで市町村または所有者が行う修理・修景・防災等の事業並びに市町村による買い上げ事業や標識・説明板等の設置事業に対する経費補助を行い、さらに税制上の優遇措置を制度化したのである。特に修理・修景事業では、ファサードの保存・修理・修景に重点を置き、内部の改修には自由度を付与して居住者の生活の利便を極力損なわない方策がとられたことが特記される。現在、全国で112件が選定され、近畿地方では「京都市産寧坂」、「神戸市北野町山本通」、「橿原市今井町」(奈良県)など20件、中国地方では「萩市堀内地区」(山口県)、「倉敷市倉敷川畔」(岡山県)など15件、四国地方では「美馬市脇町南町」(徳島県)など7件が選定されている。この制度は、伝統的建造物群に対する住民の認識を深める効果を持つとともに、修理・修景や無電柱化等の整備事業を通じ観光資源としての活用に寄与した事例も少なくない。他方、近年は過疎や少子高齢化のなかで空家の増加が深刻化している事例もみられる。重伝建を管理する地方公共団体では、行政施策とともに民間との連携も取りつつ、使用しながら保存する動態保存に取り組んでおり、「橿原市今井町」などではその効果も現われ始めている。

(4) 文化的景観

2005年度の文化財保護法改正で新たに文化財の一つのカテゴリとなったのが文化的景観である。文化財保護法における文化的景観の定義は「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」である。これは世界遺産での「文化的景観」概念のカテゴリの一つ「有機的に進化する景観(人間が自然環境に対応しながら有機的に進化させてきた景観)」を踏襲したもので、その領域は農林水産業・鉱工業・商業・都市などに跨る。この制度も後述する景観法との連携をもとにしており、景観法の景観地区・景観計画地域にある文化的景観のうち重要なものを重要文化的景観(重文景)に選定するという枠組みを持つ。選定後の重文景には、現状変更等の届出とそれに関する指導・助言・勧告等の制度が規定され、さらに重文景の重要物件の管理・修理・修景・復旧に対する経費補助や重文景とするための文化的景観の保存調査・計画策定等に関する経費補助も制度化されている。重文景の最初の選定物件となったのが「近江八幡の水郷」(滋賀県)である。これは琵琶湖岸に広がるヨシ原やヨシ産業等の生業が水と深く関わる独特の地域景観を形成していることが評価されたものである。地域社会の再構築が急務となるなか、重文景に対する関心は高く、現在全国で50件が選定

され、近畿地方では上述の「近江八幡の水郷」や「宇治の文化的景観」（京都府）など13件、中国地方では「奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観」（島根県）1件、四国地方では「四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来」（高知県）など8件が選定されている。このうち、四万十川流域の文化的景観は、日本有数の清流として知られる四万十川が上流域から下流域まで多様な立地・地形を持ち、それに応じてそれぞれの地域における生業も異なり景観も変化することから、市町村単位で5つに分割されて指定されている。

ところで、人の生活・生業に関連する景観は変化するのがその本質であり、文化的景観は「保存」を基本概念とする従来の「文化財」とは相容れない部分があることは否めない。もちろん地域住民が気付かなかった特徴的な景観要素を認識し、その保全の意識を持つことで地域社会再構築の一つの手段とするという考え方自体は評価できるが、ことは社会構造に深く関わるため、文化財行政や景観行政だけで対応できる問題ではない。国の社会政策のなかでの位置づけや実態面での運用が今後の課題と言えよう。

（5）世界遺産

1975年に発効した「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」、いわゆる「世界遺産条約」を日本が締結したのは1992年のことで、125番目の締結国であった。日本の条約締結が遅れた大きな理由は、基金の分担の在り方などのほか、日本では文化財保護法の下での多岐にわたる文化財保護行政が機能しており、そもそも危機に瀕した文化遺産を国際的枠組みで保護することに始まった世界遺産条約にあえて加わる必要はないとの認識があったからとされる。しかしながら、世界遺産条約によって世界遺産リストに記載（登録）される各国の文化遺産・自然遺産は「顕著な普遍的価値」を持つものとしての評価を得たと考えられるようになり、その世界遺産ブランドが観光資源としての価値にも強く結びつくようになるという状況が生じる。こうしたこともあって、日本もこの条約の締結へと進むこととなる。そして、条約締結の翌年1993年に日本で最初に世界遺産に登録された文化遺産が「法隆寺地域の仏教建造物」（奈良県）、「姫路城」（兵庫県）であった。現在、文化遺産・自然遺産合わせて20件（シリアル登録を含む）の日本の登録物件のうち、近畿地方所在のものは上記2件のほか「古都京都の文化財」（京都府・滋賀県／1994年）、「古都奈良の文化財」（奈良市／1998年）、「紀伊山地の霊場と参詣道」（奈良県・和歌山県・三重県／2004年）の計5件、中国地方所在のものは「原爆ドーム」（広島市／1996年）、「厳島神社」（広島県／1996年）、「石見銀山遺跡とその文化的景観」（島根県／2007年）、「明治日本の産業革命遺産」の一部（山口県／2015年）4件で、いずれも文化遺産である。世界遺産登録にあたっては、国内法によ

る保護、すなわち日本の文化遺産では基本的に文化財保護法による保護が必須である。近畿・中国地方の登録物件のうち「古都京都の文化財」では「鹿苑寺庭園」・「龍安寺庭園」など名勝または特別名勝指定を受けた庭園が重要な位置を占め、また「厳島神社」も登録された国宝神社建築群と背後の森林を包含する「厳島」が特別史跡・特別名勝である。さらに、「紀伊山地の霊場と参詣道」と「石見銀山遺跡とその文化的景観」は世界遺産に導入された文化的景観の概念による評価を受けたものである。

（6）日本遺産

日本遺産は2015年度から始められた文化庁の施策である。文化財や伝統文化を通じて地域の活性化を図ることを目的に、地域の歴史的な魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」に認定し、その支援策を講じようとするものである。事業の方向性としては、①地域に点在する文化財の把握とストーリーによるパッケージ化、②地域全体としての一体的な整備・活用、③共通テーマにおける一体的な整備・活用、④国内外への積極的かつ戦略的・効果的な発信、を掲げる。2020年までに概ね100件の認定を目指しており、2015・16年度に計37件が認定された。うち、近畿地方では「琵琶湖とその水辺景観」をはじめ8件（シリアル認定を含む）、中国地方では「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」など8件（同）、四国地方では「四国遍路」など2件（同）が認定された。その活用は今後の課題となるが、日本遺産においても地域に固有の景観は大きな要素となっている。

（7）地方公共団体による文化財行政

文化庁は文化財保護行政に携わる出先機関を持たないため、以上で述べてきた国の施策を実際に運用するのは府県・市町村で、その役割は極めて大きい。一方で、多くの地方公共団体が独自に文化財保護条例を制定しており、近畿・四国・中国地方の府・県では1950年代から60年代前半に制定されたところが多い。そのなかで奈良県が1977年、京都府が1981年と条例制定が遅れているのが目立つが、この2府県の条例制定が遅れたのは、いずれも国指定文化財が多数に上り、それらに関する業務が大きなウェイトを占めていたためと考えられる。ところで、府県・市町村を問わず、条例に基づく名勝指定は少なく、その理由として名勝の指定等の基準が曖昧であることなどが指摘される。そうしたなか、京都市が庭園31件を市指定、3件を市登録としているのが目立つ。これは優れた庭園が多いという地域性ととともに、庭園悉皆調査等の積極的な名勝保護施策の成果と考えられる。

3. 古都の景観に関する行政

（1）古都保存法

1960年代、戦後の経済成長が急速に進み、様々なひずみ

が生じる状況のもと、鎌倉や京都で歴史的建造物や史跡・名勝等及びその周辺での景観問題が顕在化し、市民・文化人らの中で景観保存に対する機運が高まった。こうしたなか、鎌倉・京都・奈良の市民などから法律制定要請の声が上がり、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（通称「古都保存法」）が1966年に議員立法として成立した。この法律は、「歴史的風土」すなわち「歴史上意義を有する建造物・遺跡などが周囲の自然環境・人文環境と一体をなして伝統と文化を具現し、形成している土地の状況」を保存の対象とするもので、文化財を含む歴史的環境すなわち歴史文化景観を面的に保護する初めての法制度であることに大きな意義がある。加えて、「古都」以外の都市においても、伝統的な生活環境や歴史的な町並み、景観などを保護する条例を制定する契機となったことの意義も大きい。さらに、1975年の文化財保護法改正の中心であった「伝統的建造物群制度」につながる点でも重要であった。

ところで、この法律はその名称のとおり、「古都」すなわち歴史上の日本の首都あるいは首都相当地区のみを対象とするもので、その対象都市は鎌倉市・逗子市（神奈川県）、京都市、奈良市・橿原市・桜井市・天理市・生駒郡斑鳩町・高市郡明日香村（奈良県）、大津市（滋賀県）である。鎌倉時代の武家政権の中心であった神奈川県内の2市以外は、すべて近畿地方にあり、この法律が近畿地方の古都の歴史的環境の保全に極めて有効に作用したことは言うまでもない。古都保存法の具体的な手法は、歴史的風土保存区域と歴史的風土特別保存地区の指定と指定された区域・地区での行為規制で、とりわけ歴史的風土特別保存地区での現状凍結的な行為規制は、歴史的景観の毀損に対する大きな歯止めとなった。

（2）明日香法

古都保存法の対象地である奈良県高市郡明日香村は、都市化されていない村の多くの地域が7世紀の日本の中心地であった飛鳥に重なり、1972年には高松塚古墳壁画が発見されるなど、他の古都保存法対象地とは異なる状況下にあった。さらに、古都保存法施行直後の1960年代後半からは、基幹産業である農業の衰退と無秩序な宅地開発が懸念されるようになり、歴史的風土の保存と住民生活の向上の両立を図る施策の要望が村民からも強まり、これが国民的支持を得るようになる中で、1980年の特別立法「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（通称「明日香法」）の制定に至った。明日香法では明日香村全域を歴史的風土保存地区とし、現状変更を規制するが、なかでも石舞台古墳・高松塚古墳・伝飛鳥板蓋宮跡・甘樫丘を中心とする「第一種地区」には特に厳しい規制がかけられた。一方で、住民生活の安定・向上を図るための道路・下水道・公園・教育施設・農業基盤

等の環境整備を進めることも併せて盛り込まれ、歴史的風土と住民生活の利便の確保との一定の調整も図られた。

4. 景観に関する包括的な行政—景観法—

景観法は2004年に施行された日本で初めての景観に関する総合的な法律である。景観は現在だけでなく将来にわたって国民が享受する財産であるとの認識に立ち、良好な景観形成の基本理念を示し、国・地方公共団体・住民の責務を明示している。また、景観保護において強制力を伴う法的規制の枠組みを導入したこと、都市部だけでなく農山村・自然公園等も対象としたことも、それまでの法律にない特色である。地方公共団体が条例で規制内容を柔軟に決定して地域の個性を反映する手法も、一律には扱えない景観を対象とする法制度として妥当なものであろう。近畿・中国・四国地方においても景観法の施行に伴う地方公共団体の様々な動きがみられる。京都市は、その歴史文化の蓄積に鑑み、法施行以前から景観行政に積極的に取り組んでいたが、2007年に景観法に基づき策定したその新景観計画において、歴史的都心地区や世界遺産周辺等での建物高さ規制の強化、眺望景観や借景の保全・創出等の施策を打ち出したことはとりわけ注目される。

5. 総合的な歴史風致に関する行政—歴史まちづくり法—

2008年に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称「歴史まちづくり法」）は、歴史的な資産を活用したまちづくりに関わる「まちづくり行政」と「文化財行政」の連携により、歴史的風致を後世に継承する取組みを総合的に支援することを目指したものである。文部科学省（文化庁）・農林水産省・国土交通省の3省共管の法律とされたのは、こうした性格からである。その枠組みは、国が「歴史的風致維持向上方針」を策定し、それに基づき市町村が策定する「歴史的風致維持向上計画」を国が認定、その計画に基づく措置への支援を行う、というものである。なお、歴史的風致の維持向上を図るための施策を重点的・一体的に推進する区域として「重点区域」を設定することが定められている。現在認定済みの歴史的風致維持向上計画は59件で、うち近畿地方では彦根市（滋賀県）・堺市（大阪府）・湯浅町（和歌山県）など10件、中国地方では津山市（岡山県）・津和野町（島根県）など8件、四国地方では大洲市（愛媛県）など3件が認定され、それに基づく事業が進められている。

参考文献

- 1) 文化庁（2016）：国指定文化財データベース < http://kunjishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp >
- 2) 平澤毅（2010）：文化的資産としての名勝地：国立文化財機構奈良文化財研究所
- 3) 垣内恵美子（2011）：文化財の価値を評価する：水曜社

自然の保全・再生に関する行政の展開

Administrative Development of Nature Conservation and Restoration

田村 省二*
Shoji TAMURA

1. 関西の重要地域の保全

(1) 自然環境保全地域など

我が国では、戦後復興の過程で 1960 年代に高度経済成長した反面、公害問題が社会問題となった。そのような社会状況のもとで環境庁は、それまで厚生省、通商産業省など各省庁に分散していた公害規制行政を一元化するとともに、自然保護行政と、政府の環境政策に係る企画調整機能を有する組織として 1971 年に誕生した。環境庁発足後間もない 1972 年、自然環境保全法が制定された。国民が将来にわたって自然の恵みを受けることができるように自然環境の保全に関する基本的事項を定めた法律である。同法では、自然環境保全の理念や自然環境保全基礎調査など基本的事項についての規定の他、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の指定や保護規制などを定めている。また、自然環境保全に関して都道府県が制定する条例に法的な根拠を与えている。

関西においては、自然環境保全法に基づく保護地域の指定はないが、各府県において、自然環境保全法制定後、条例に基づく保護地域が指定されている。以下に、府県ごとの概要を述べる。

(i) 滋賀県

滋賀県は、滋賀県自然環境保全条例（1973 年制定）に基づき、緑地環境保全地域（6 か所）を指定するとともに、特に県民に親しまれ由緒あるものを自然記念物（29 件）として指定している。また、ヨシ群落を保全するため、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（1992 年制定）に基づき、保護地区、保全地区等を指定している。

県は、琵琶湖及びその周辺の自然環境とすぐれた風致景観を保全するため、内湖をはじめとする水生植物生育地等、18 箇所の自然保護地など約 447 万㎡を公有化している¹⁾。

(ii) 京都府

京都府は、京都府環境を守り育てる条例（1995 年制定）に基づき、自然環境が歴史的遺産と一体になって優れた歴史的風土を形成している地域を京都府歴史的な自然環境保全地域（10 か所）に、原生的な自然として各種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を京都府自然環境保全地域（2 か所）に指定し、適正な保全を行って

いる²⁾。

(iii) 大阪府

大阪府は、大阪府自然環境保全条例（1972 年制定）に基づき、優れた自然環境を保全すること等を目的に自然環境保全地域（5 か所）、緑地環境保全地域（3 か所）の保全を行っている³⁾。

(iv) 兵庫県

兵庫県は、貴重な自然環境や身近で大切な自然環境を保全し、次世代に引き継ぐため、環境の保全と創造に関する条例（1995 年制定）に基づき、自然環境保全地域（16 か所）、環境緑地保全地域（36 か所）、自然海浜保全地区（3 か所）及び郷土記念物（49 か所）を指定し、指定地域等の中で行う一定の行為については、許可または届出を義務付け、保全を図っている⁴⁾。

(v) 奈良県

奈良県は、奈良県自然環境保全条例（1974 年制定）に基づき、同県十津川村玉置山周辺地域を玉置山自然環境保全地域に指定し、自然環境の保全を図っている⁵⁾。また、同条例に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域等において、一定の行為を制限することにより、それらの地域の適正な保全を図り、もって健康で文化的な生活の確保に資することを目的に、景観保全地区（11 か所）、環境保全地区（9 か所）を指定している⁶⁾。

(vi) 和歌山県

和歌山県は、和歌山県立自然環境保全条例（1972 年制定）に基づき、自然環境保全地域（7 か所）を指定し、自然環境の保全を図っている⁷⁾。

(2) 自然公園

自然公園の根拠法である自然公園法（1957 年制定）は、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を目的とし、自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の 3 種類に体系化し、それぞれの指定、計画、保護規制等について規定している。現在、関西 2 府 4 県には、3 つの国立公園と 11 の国定公園、33 の府県立自然公園が指定されている（表-1）。なお、全国には、国立公園 33、国定公園 57、都道府県立自然公園 311 が存在し、総面積は約 550 万 ha と国土面積の 14.6%を占める⁸⁾。

*環境省京都御苑管理事務所

(i) 国立公園

3つの国立公園の中で、瀬戸内海国立公園は、備讃瀬戸一帯の指定が1934年、淡路島周辺の区域編入は1950年、六甲山の区域編入は1956年である。吉野熊野国立公園の指定は1936年、山陰海岸国立公園は1963年であり、いずれも50年以上前の指定である。

国立公園は、指定後、公園区域及び公園計画の全般的な見直し(再検討)を行い、その後おおむね5年ごとに公園計画の点検を行うことになっている。

瀬戸内海国立公園の再検討は、六甲地域が1984年6月、淡路地域が1986年9月、和歌山県地域が1991年7月に行われ、点検は、六甲及び淡路地域を対象に、第1次点検が1993年7月、第2次点検が2001年3月に行われた。

吉野熊野国立公園の再検討は1988年11月、第1次点検は1997年12月、第2点検は2006年1月に行われた。その後、2015年8月に和歌山県海岸地域について、大幅な区域の変更(拡張(陸域1,880ha、海域11,050ha)、削除(陸域34ha、海域29ha)等が行われた。その背景として、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標(2020年までに少なくとも陸域17%、海

域10%を保護地域とすること等)や、同2010年に、本公園に隣接した田辺南部白浜海岸県立自然公園及び熊野枯木灘海岸県立自然公園を含む紀伊半島沿岸海域(以下「紀伊半島沿岸海域」という。)が、国立・国定公園総点検事業(環境省実施)において、「サンゴ礁生態系、干潟、藻場が分布し、沿岸において多様で連続性を持つ生態系を有している。また、日本列島の形成過程を示す特徴的な地質が点在している。これらのことから、現在の国立公園区域と同等の資質を有する一体性のある地域である。」と評価され、国立・国定公園の新規指定または大規模拡張候補地の1つとして選定されたことなどが挙げられる。

(ii) 国定公園

関西の国定公園の指定は、1950年の琵琶湖国定公園が初めてである。1970年まで9つの公園が指定されたが、近年、京都府により、丹後天橋立大江山(2007年指定)及び京都丹波高原(2016年指定)という2つの国定公園が新たに誕生した。これらのいずれもが、里地里山地域を公園区域に含んでいることが特徴である。

(iii) 府県立自然公園

33ある府県立自然公園のうち、同公園が自然公園法に規定される以前から指定されているものは、和歌山県の3公園のみである。

2000年以降指定されたものは、大阪府の北摂、阪南・岬府立自然公園と和歌山県の城ヶ森鉾尖、果無山脈、白見山和田川峡、古座川県立自然公園の6公園である。

(3) 生息地等保護区など

我が国の野生鳥獣の保護施策は、長らく、鳥獣保護法(1918年制定)により、原則として全種が捕獲等の規制の対象とされてきた。一方、鳥獣以外の動植物については、自然環境保全法や自然公園法によって、特定の地域における特定の種の捕獲や開発行為が規制されてきたものの、生物多様性の保全を目的とした野生動植物の保護施策は講じられてこなかった。このため、ワシントン条約規制対象種の国内取引を規制する、特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(1972年制定)と絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律(1987年制定)を廃止・統合して、国内外の野生動植物種の保全を体系的に図ることを目的に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下、種の保存法)が1992年に制定された。種の保存法に基づく生息地等保護区は、全国9か所に指定されており、関西にはアベサンショウウオを保全するための保護区が兵庫県豊岡市の大岡(1998年、3.1ha)及び京都府京丹後市の善王寺長岡(2006年、13.1ha)の2か所に指定されている。

関西では府県レベルで、滋賀県が、条例に基づき生息・生育地保護区を10か所指定している(表-2)。

(iv) 国民公園

表-1 関西の自然公園

	名称	関係府県	指定年月	面積(ha)
国立公園	吉野熊野	三重県、奈良県、和歌山県	1936年11月	61,406
	山陰海岸	京都府、兵庫県、鳥取県	1963年7月	8,783
	瀬戸内海	大阪府、兵庫県、和歌山県、他8県	1934年3月	66,934
国定公園	若狭湾	福井県、京都府	1955年6月	19,195
	鈴鹿	三重県、滋賀県	1968年7月	29,821
	室生赤目青山	三重県、奈良県	1970年12月	26,308
	琵琶湖	滋賀県、京都府	1950年7月	97,601
	丹後天橋立大江山	京都府	2007年8月	19,023
	京都丹波高原	京都府	2016年3月	68,851
	明治の森箕面	大阪府	1967年12月	963
	金剛生駒紀泉	大阪府、奈良県、和歌山県	1958年4月	23,119
	氷ノ山後山那岐山	兵庫県、岡山県、鳥取県	1969年4月	48,803
	大和青垣	奈良県	1970年12月	5,742
	高野龍神	奈良県、和歌山県	1967年3月	19,198
	三上・田上・信楽		1969年12月	18,177
	朽木・葛川	滋賀県	1971年10月	14,342
	湖東		1987年5月	4,367
	笠置山		1964年4月	19
都道府県立自然公園	保津峡	京都府	1964年10月	71
	るり溪		1964年4月	38
	北摂	大阪府	2001年8月	2,594
	阪南・岬		2011年7月	947
	猪名川溪谷		1957年4月	9,352
	清水東条湖立杭		1957年4月	8,850
	多紀連山		1957年4月	9,350
	朝来郡山		1958年11月	14,766
	音水ちくさ		1958年11月	9,756
	西播丘陵	兵庫県	1959年7月	6,433
	但馬山岳		1959年7月	33,083
	出石糸井		1961年3月	7,578
	播磨中部丘陵		1961年3月	5,895
	雪彦峰山		1963年5月	10,144
	笠形山千ヶ峰		1965年6月	6,150
	矢田		1967年3月	524
	吉野川津風呂	奈良県	1972年4月	2,462
	月ヶ瀬神野山		1975年7月	507
	高野山町石道玉川峡		1968年1月	645
	龍門山		1958年4月	126
生石高原		1955年2月	426	
西有田		1956年11月	267	
白崎海岸	和歌山県	1958年7月	231	
煙樹海岸		1954年7月	1,027	
城ヶ森鉾尖		1946年4月	4,225	
果無山脈		1946年4月	604	
大塔日置川		1971年6月	5,001	
白見山和田川峡		2009年4月	901	
古座川		2010年3月	6,241	

京都御苑等の国民公園は、第二次世界大戦前までは皇室の苑地等として管理されていたが、1947年12月の閣議決定により、国の直接管理のもと広く国民一般に開放されることとなり、現在環境省が管理している。

京都御苑は、京都市の市街地に位置し、東西約700m、南北約1,300mの土塁で囲まれた区域（約90ha）のうち、京都御所、京都迎賓館等を除く約65haの区域である。24時間自由に利用できる公園で、年間入苑者総数は約400万人と推計されている。

2. 絶滅のおそれのある野生生物種の保全

(1) レッドデータブック

レッドデータブックは、絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が、1966年に初めて発行したものである。IUCNが発行した初期のレッドデータブックはルーズリーフ形式のもので、

表-2 府県の条例に基づく保護区等

	条例名	保護対象の希少種 (捕獲等の禁止)	保護区、保全回復事業 計画など
滋賀県	ふるさと滋賀の野生動物との共生に関する条例	指定希少野生動物種 ○植物:17種 ○地衣類:1種 ○哺乳類:2種 ○鳥類:7種 ○両生類:1種 ○魚類:2種 ○昆虫類:1種	生息・生育地保護区 (10地区)
京都府	京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例	指定希少野生生物 ○哺乳類:4種 ○鳥類:5種 ○両生類:4種 ○魚類:2種 ○昆虫類:1種 ○貝類:1種 ○種子植物:7種 ○コケ植物:1種	左欄の指定希少野生生物のすべての種ごとに保全回復事業計画が策定
奈良県	奈良県希少野生動物の保護に関する条例	特定希少野生動物種 ○両生類:2種 ○魚類:1種 ○昆虫類:2種 ○植物:7種	左欄のうち、以下の5種について、保護管理事業計画が策定 ○両生類:2種 ○魚類:1種 ○植物:2種

表-3 関西2府4県におけるレッドデータブックの策定・見直し状況

	1995年	2000～ 2004年	2005～ 2009年	2010～ 2014年	2015年～
滋賀県		●	●	●	●
京都府		●			●
大阪府		●			●
兵庫県	●	●		●	
奈良県			●		
和歌山県		●		●	

もっとも危機的なランク（Endangered）に選ばれた生物の解説は、赤い用紙に印刷されていた。日本でも、1991年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」というタイトルで環境省がレッドデータブックを作成した。直近のレッドデータブックは2014年度に発行されているが、2015年度からは、生息状況の悪化等によりカテゴリーの再検討が必要な種については、時期を定めず必要に応じて個別に見直しを行うこととなった。

関西2府4県においてもレッドデータブックの策定、見直しが順次行われている。

兵庫県は、1995年に全国でも他県に先駆けてレッドデータブックを作成している。2000年以降には、すべての府県で作成、見直しが行われている（表-3）。

(2) 希少野生動物の保存

種の保存法に基づく国内希少野生動物種は、哺乳類5種、鳥類37種、爬虫類6種等となっている。

関西では、滋賀県、京都府、奈良県の3県が、独自に条例で、希少種の捕獲の禁止等により、保護施策を推進している（表-2）。

3. 自然再生の推進

自然再生推進法は、過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、行政機関、地域住民、NPO、専門家等多様な主体の参加により行われる自然環境の保全、再生、創出等の自然再生事業を推進するため、2002年に議員立法により制定された。自然再生の基本理念として多様な主体の連携、科学的知見やモニタリングの必要性、自然環境学習の場としての活用等が定められており、また、自然再生を総合的に推進するため「自然再生基本方針」を定めることとされている。この他、自然再生事業の実施に当たっては、関係する各主体を構成員とする「自然再生協議会」を設置することや「自然再生事業実施計画」を事業主体が作成すること等が定められている。本法に基づく自然再生協議会は、2016年3月末現在、全国で25か所設置されている。このうち24か所の協議会で自然再生全体構想が作成され、うち21か所で自然再生事業実施計画が策定されている。

関西では、大阪府岸和田市の神於山（全体構想策定：2004年10月、実施計画策定：2005年6月）、大阪府八尾市高安地域（2014年1月：自然再生協議会設置）及び兵庫県の上山高原（全体構想策定：2010年3月、実施計画策定：2012年1月）が見られる。

環境省直轄の自然再生事業は全国7か所で行われているが、関西では奈良県の大台ヶ原で取組が見られる。大台ヶ原の自然再生は、2004年1月に策定された大台ヶ原自然再生推進計画に基づき実施され、森林生態系の保全・再生、ニホンジカ個体群の保護管理、持続可能な利用の推進等を柱に、順応的管理と多様な主体の参加のもと、効果的に取

組が継続されている。

この他、環境省からの交付金を受け、滋賀県の琵琶湖、伊吹山でも自然再生が取り組まれている。

4. エコツーリズム

エコツーリズム推進法は、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムを推進するため、2007年6月、超党派の議員立法として可決成立した。(1) 政府による基本方針の策定、(2) 地域の関係者によるエコツーリズム推進協議会の設置、(3) 地域のエコツーリズム推進方策の策定、(4) 地域の自然観光資源の保全の4つの具体的な推進方策を定め、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進を図るものである。

関西では、平成26年11月に京都府の南丹市と地域住民らとで組織する協議会が作成した「南丹市美山エコツーリズム推進全体構想」が、エコツーリズム推進法に基づき認定された。南丹市美山町には、ブナやスギなどの天然林が広範囲に残る豊かな自然環境や、かやぶき民家が群在する美しい日本の原風景が残された地域が存在しており、これらの豊かな自然や伝統文化を活かしながら、地域へ訪れた人との交流を深め地域の宝を共有し、美山の伝統文化を守り、次世代へ送り届けることを目的とした取組が高く評価されている。

5. 世界的に重要な地域の保全

(1) ラムサール条約湿地

ラムサール条約は、国際的に重要な湿地と、そこに生息・生育する動植物について、これらの保全と賢明な利用(ワイズユース)を進めるための条約で、我が国は1980年に加入した。現在、全国に50カ所あるラムサール条約湿地のうち、関西には滋賀県の琵琶湖(1993年登録)、和歌山県の串本沿岸海域(2005年登録)、兵庫県の円山川下流域・周辺水田(2012年登録)の3カ所が存在する⁹⁾。

(2) 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)

生物圏保存地域(Biosphere Reserves, 以下BR)は、ユネスコの人間と生物圏(Man and the Biosphere(MAB))計画の枠組みに基づいて国際的に認定された地域で、生物圏の保全と持続可能な地域資源の利活用の調和を目的としている。

現在、全国で7地域登録されているBRのうち、関西には大台ヶ原・大峯山・大杉谷(奈良県、三重県)の1カ所が登録されており、豊かな自然環境を保全するとともに、自然や文化の特徴をいかした地域づくりが進められている。

(3) ユネスコ世界ジオパーク

2015年11月にユネスコ総会にてジオパークのユネスコ正式事業化の議案が可決され、国際地質科学ジオパーク計

画(International Geoscience and Geoparks Program)としてユネスコの正式事業となった。全国の8つの世界ジオパーク認定地は、正式事業化と同時にユネスコ世界ジオパークとして登録された。関西では、京都府、兵庫県、鳥取県の3県に跨る山陰海岸ジオパークが世界ジオパーク認定地である。なお、世界ジオパーク登録を目指す地域として日本ジオパークがあり、和歌山県の南紀熊野ジオパークが2014年8月、日本ジオパークとして認定された。

(4) 世界農業遺産

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形作られてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって生まれた文化、ランドスケープ、生物多様性等が一体となった世界的に重要な農林水産業システムをFAO(国連食糧農業機関)が認定するものである。2015年12月、みなべ・田辺の梅システム(和歌山県)等が新たに認定され、我が国の認定地域は8地域となった。

今回は、スペースの関係で取り上げられなかったが、アライグマやオオクチバスをはじめとする外来種問題も深刻な状況にあり、各主体による様々な取組が展開されている。

参考文献

- 1) 滋賀県：滋賀の環境2015(平成27年版環境白書)ホームページ<<http://www.pref.shiga.lg.jp/biwako/koai/hakusyo27/honpen27.html>>, 2016.3.3更新, 2016.8.31参照
- 2) 京都府：京都府(歴史的)自然環境保全地域ホームページ<<http://www.pref.kyoto.jp/shizen-kankyo/>>, 2016.8.31参照
- 3) 大阪府：大阪府環境白書2015年【平成27年】ホームページ<http://www.pref.osaka.lg.jp/kannosuisoken/hakusyo/hakusyo_2015.html>, 2016.7.12更新, 2016.8.31参照
- 4) 兵庫県：環境白書(平成26年度版)ホームページ<http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/hakusho/26hakusho/26hakusho_main.pdf>, 2016.8.31参照
- 5) 奈良県：自然環境保全地域における行為制限ホームページ<<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=14242>>, 2016.8.31参照
- 6) 奈良県：景観保全地区・環境保全地区における行為制限ホームページ<<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=14238>>, 2016.8.31参照
- 7) 和歌山県：自然公園制度についてホームページ<<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/032500/kouen/shizenkouen.html>>
- 8) 一般財団法人自然公園財団編(2016)：2016自然公園の手引き, 346pp
- 9) 環境省：ラムサール条約ホームページ<<http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/index.html>>, 2016.8.31参照

わが国の造園界における大阪万博期の先達「荒木芳邦と吉村元男の世界」座談会・報告会の報告

Report of the Discussion Meeting "The World of Yoshikuni Araki and Motoo Yoshimura: The Leaders of Landscape Architecture in the Osaka Expo'70 Period"

中橋 文夫*
Fumio NAKAHASHI

私に与えられた命題は、平成 26 年 6 月 14 日に開催された大阪万博（1970）に関する座談会・報告会の報告である。荒木芳邦先生の思い出と吉村元男先生のお話を通して得られた、お二人の造園に対するお考え、作品を紹介する。

第 I 部 GULI GULI 庭園の見学と荒木芳邦の世界

第 I 部は大阪府池田市の荒木造園設計事務所で行われた。社屋の一角に、新たにオープンされたカフェレストラン「GULI GULI」のお庭の見学から始まった。荒木先生が愛した屋久島をテーマに設計され、屋久杉をイメージしたメタセコイアの木立を背景に滝岩組を配し、先生好みの丹波石の層積みで圧巻の眺めを呈し、目を奪う（写真-1、2）。

座談会場には定員 60 名を超える造園界の重鎮が集い、会場は熱気に溢れていた。座談会は上楠木昭春関西支部長の司会で始まり、座談者として、柳原寿夫氏（スタジオ・アーバン・スペース・アート代表取締役）、宮前保子氏（日本造園学会関西支部元支部長）、武田純氏（ウッズプランニング代表）が登壇され、オブザーバーとして若生謙二前支部長が参加された。宮前氏よりパワーポイントで「荒木芳邦の作品からみえるもの」の説明があり、話の節目に登壇者から荒木先生の考えを伺いながら進められた。

荒木先生の作品は大阪万博日本庭園、大阪リーガロイヤルホテルの庭園、箕面勝尾寺庭園等で知られるが、海外の作品が群を抜く。アメリカ、シアトルのウォーターフォールガーデンは現地で探した六方石のような石を豪快に積み上げ、ポケットパークのモデルとして知られる（写真-3）。造園界を驚かせたのはキューバ、カストロ首相直々の依頼で、段状の溪流から水脈と岩脈が融合した日本庭園を造ら



写真-3 ウォーターフォールガーデン 写真-4 キューバの日本庭園
れたことである（写真-4）。ドイツのブランテンウンブローメン公園の日本庭園は国際コンペでグランプリを取られた。池に張り出すデッキが視点場をつくっている（写真-5）。こうした荒木先生のドイツ進出には、近藤公夫先生のお力添えがあったという。

ここで荒木先生の造園技術を紹介しておく。一つは太平洋戦争出征時に塹壕を掘る際、人間トランシットと呼ばれたほど場所と高さ関係を把握する術を備えられ、それがランドスケープに造形化されたこと、二つは植物素材として自ら苗圃で育てられセンペルセコイア、メキシコマンネングサなどを設計に導入され、またコニファー、カバープランツなども使われ、新たな植栽デザインを開かれたこと、三つは図面へのこだわりで、原寸で図面を描き模型を作り、それを地面に置き、社屋の3階から収まりをチェックされたこと、四つは噴火石を滝組に使う（写真-6）、南洋材のバツを枕木として植樹に使うなど、新規の造園材料を開発されたことであり、まさに造園設計の新境地を開かれた。

先生は新人に、庭に舞う蝶がどの花に止まるのか観察しなさいと、一日中窓辺に座らせたそうである。効率優先の今日では信じられない話であるが、ここに荒木先生の温かな眼差しがあり、薫陶を受けた多くの造園家が輩出されたのである。

振り返れば、屋久島で荒木先生の技術を伝える CLA サ



写真-1 アプローチ

写真-2 丹波石層積みと屋久島石の壁張

写真-5 ドイツのコンペでグランプリ

写真-6 豪快な噴火石の滝

*公立鳥取環境大学

ロン開催中に先生が倒れられてから、19年の年月を重ねたが、この座談会で荒木先生はよみがえられた。荒木先生のあまたの造園技術はわが国の造園界に受け継がれ、今日まで脈々と息づいている。

第Ⅱ部 都市は野性でよみがえる～地球環境時代における都市野生のランドスケープデザイン～

第Ⅱ部は池田市民会館に場所を移して行われ、司会は若生謙二先生（大阪芸術大学教授）であった。

吉村先生は井上卓之師匠のコンパスで描かれた植栽の造形美に感銘を受け、その技術を活かして公共造園設計に進出された。万博会場の設計業務を受注するため、荒木造園設計事務所、井上造園設計事務所、西川造園設計事務所のイニシャルを取った合同事務所A I Nの設立に参加し、この組織が後の日本造園設計事務所連合創設のきっかけになったのである。そこで建築家丹下健三先生との出会いがあり、「樹木の配置が重要」と示唆されたが、会場の造園設計面積はわずかで、建築家主導の下では十分な造園空間が生み出せない現実に衝撃を受けたと語られた。

万博終了後、吉村先生はEDA造園地域計画研究所、今日の環境事業計画研究所を1968年に開設された。吉村先生の造園観は、「地球圏」、「生物圏」、「人間圏」をトライアングルに捉えた「共存」にある。具体的には聖なる緑の領域を目指して、鎮守の森、日本庭園の研究に打ち込まれ、景を創り出す技を完成され、多くの作品を造られた。

初期の代表的な作品は万博記念公園（260ha）である。中心部の自然文化園（100ha）の設計に取り組みされた（写真-7）。「多様な生態系と出会える自然回遊式風景庭園」を理念とし、雑木林による「疎生林」、原っぱの「散開林」、そして照葉樹による「密生林」を計画され、今日実現している。現地を歩くと密生林にはタカ、タヌキが生息し、水辺にはモリアオガエル、8科33種のチョウ類が舞い、その他に肉食昆虫類、小型哺乳類、鳥類などを確認することができる。

公園を歩くと水源から流れ落ちる滝、大きな空と樹木を水面に映す原っぱの池、子どもが夢中になる浅瀬の水場、メタセコイアの巨樹を写す水面等、歩いて風景を楽しむ公園として親しまれている。なかでも万博の記憶を継承する太陽の塔の風景や、森の全容を鳥の目感覚で俯瞰できるソラードからの風景（写真-8）は、風景遺産として未来に伝えたい。

庭園都市は「大阪南港ポートタウン」で実現された。川



写真-7 自然文化園



写真-8 森を縫うソラード



写真-9 汀線を思わせる流れ

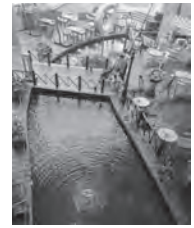


写真-10 修景運河

のある緑道が水と緑のインフラを形成し、歩くと日本庭園の汀線の美しさを思わせる流れの風景を楽しめる（写真-9）。これは回遊式の日本庭園を参考に設計されている。流れの水深は浅く、子ども達の格好な遊び場となっている。川沿いを歩くと、自然地を散策しているような錯覚を日常生活のなかで楽しめる。

「神戸ハーバーランド・モザイク」ではアーバンリゾートを目指し、修景運河に佇む休息施設群、ヒューマンスケールの緑陰小道で歩く楽しみを満喫できる（写真-10）。神戸のエキゾチックなイメージとゆったりとした運河を演出するために、残されたレンガ倉庫に馴染むデッキを配し、橋を架け、モダンなシェルターを配す広場が設けられている。

完全な歩車分離の思想が貫かれているのが芦屋浜シーサイドタウンである。立体交差により延長2 kmの歩行者専用道路を実現した。避難地に直結する歩行者専用道路は減災施設として注目されているが、そのモデルがここにある。

「新梅田シティ公開空地庭園」では、「空地」を生み出すことを造園家の哲学として設計に取り組みされ、面積2.64ha、公開空地率85%のなかに地球の庭（写真-11）、中自然の森と、花野里山がつくられた。二つのスポットをカナルが繋ぎ、命を育む循環都市のモデルが示され、さらにスカイビルの空中庭園の中央部をくり抜いた垂直のランドスケープ軸が宇宙を繋ぐという、平面と垂直のランドスケープデザインの模範が示された（写真-12）。

このように振り返ると、吉村先生の作品の特徴は、一つは自然の仕組みを造園に活かされたこと、二つは日本庭園の様式を公共造園に取り入れられたこと、三つはモダニズムランドスケープを追究されたこと、四つは都市における空地の重要性を目指されたことにあると思われる。荒木芳邦先生を偲ぶ座談会と吉村元男先生の報告会の終了後、参加者は情熱、信念を感じ、清々しい気持ちで帰路についたに違いない。



写真-11 地球の庭

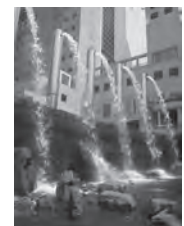


写真-12 豪快な列柱滝

註：写真-1・2は中橋の撮影、写真-3・4・5・6は宮前保子氏、写真-7・8・9・10・11・12は吉村元男氏の提供である。

「国際花と緑の博覧会（1990）に学ぶこと」 シンポジウムの報告

Report of the Symposium about the Achievement of The International Garden and Greenery Exposition, Osaka, Japan, 1990

糸谷 正俊*
Masatoshi ITOTANI

1. はじめに

平成 27 年 1 月 31 日（土）午後 1 時から午後 5 時まで、「国際花と緑の博覧会に学ぶ」という講演会が大阪市鶴見緑地内花博記念ホールで開催された。プログラムは、第 1 部講演会と第 2 部パネルディスカッションからなり、合わせてシンポジウムの形式をとったので、ここではシンポジウム報告として記載する。

この事業は日本造園学会関西支部設立 50 周年記念事業と国際花と緑の博覧会開催 25 周年記念事業の合同事業として開催されたものであり、また大阪市、(一財)大阪スポーツみどり財団も主催者として参加し、(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会関西支部の協力も得て行われた。参加者は、造園学会員をはじめ、造園各界の関係者、花博開催当時の担当者、大阪市の都市緑化に関係する市民の皆さんほか、多様なメンバーが集い、会場は熱気にあふれたものとなった。

2. 講演の概要

講演者は、宮崎研一氏（元大阪市建設局花と緑の推進本部長）、松本守氏（フジテレビ総合開発局特区事業室）、大塚守康氏（㈱ヘッズ取締役会長）のお三方であり、それぞれ大阪市の立場、国の立場、民間の造園コンサルタントの立場を踏まえながら、花博誘致、会場建設、博覧会運営等についての経過説明とともに、花博の成果、花博の遺産といった事柄についても、講演いただいた。

最初の講演者である宮崎氏は、花博誘致を起案した大阪市の責任者の一人として、また花博協会が設立されたのちは計画建設部長、施設管理部長として、会場建設と博覧会運営に関与され、花博事業全体の中心的役割を担われた。講演内容は、初めになぜ鶴見で国際花と緑の博覧会を企画したかについての背景説明として、花博誘致の動機が大阪市政 100 周年事業であったこと、また、博覧会場を新規に整備するには時間の制約があるため、既存大規模公園である鶴見緑地に白羽の矢を立てたことを挙げ、さらに国際博覧会としての開催準備や諸手続き等についての経過説明が行われた。なにしろアジアで初めての国際園芸博覧会であり、スタートを切るまでの悪戦苦闘や、既存公園を活用することの地元対応など、苦労の続く毎日であったことがうかがわれた。

講演の後半は、博覧会場の計画と整備についてであり、

会場計画が決定するまでのいきさつや、開会に間に合わせなければならない会場整備の進行管理、そして開会後の安全対策など、40 分という短い時間であったが、臨場感あふれた話であった。

続いて松本氏は、国（建設省）の立場から、国際園芸博覧会としてのスタート段階の経緯について話があり、大阪市と 2 人 3 脚での国際博の承認や、事業計画と資金計画の決定の紆余曲折などが語られた。特に国の担当を建設とするか、農水でやるか、という所管省庁を決めた経過など、霞が関の攻防は初めて聞く事柄であり、花博の裏面が垣間見えて非常に興味深かった。

松本氏はやがて建設省から花博協会に出向し、計画建設部と企画調整部で会場建設や博覧会運営に携わることになったのであるが、その間の多くのエピソードが披露され、当時の熱気が生き生きと思われたものであった。

講演者最後の大塚氏は、会場計画や会場建設を推進する民間サイドの技術責任者であり、その立場から、会場計画の経緯、会場整備の工夫の数々が語られた。特に会場計画を決定するにあたって、従来の建築・都市計画主導の会場づくりではなく、花博らしい造園家による会場設計に苦労されたことについて、筆者は当時大塚氏をサポートするポジションにいたので、そのご苦労を思いだしつつ、拝聴した次第である。

大塚氏の講演では、パワーポイントを使って美しい会場環境がステージに次々に映し出され、観衆の多くに当時の感動を呼び起こすとともに、花博を知らない世代にも花博会場の斬新さ、すばらしさを体感させるものであった。

3. パネルディスカッションの概要

講演の終了後、若干の休憩時間を経て、第 2 部パネルディスカッションが行われた。コーディネーター役の筆者は、はじめにディスカッションの進行について、パネリストである 3 人の講演者に確認し、その後、各講演者に対する会場からの質問・意見への対応という形で議論をスタートさせた。

話題・テーマとしては、時系列としては逆になるが、①花博会場の跡地利用の問題、から議論し、②会場計画策定までのいきさつと会場コンセプトが決まるまで、③花の導入、演出について、④花博のテーマ「自然と人間の共生」

*㈱総合計画機構相談役／㈱公園マネジメント研究所経営顧問／(一社)公園からの健康づくりネット理事長

について、⑤花博の事業マネジメント、⑥花博から学ぶべきこと、というような枠組みで、順に話を進めた。この間、③花の導入、演出については、当時花博協会の植物管理課長であった三浦頼彦さんから、当時の厳しい花管理状況について会場から御発言いただいた。また⑥花博から学ぶべきことについては、花博の基本計画委員であった京都大学名誉教授中村一先生から適切なアドバイスとともに、とくに委員であった漫画家の手塚治虫氏とのやりとりが披露され、鶴見緑地を子供たちにとって楽しい公園としていくことが大切、との意見を頂戴した。

すべてのディスカッションの経過をここに記す紙面の余裕はないので、⑥花博から学ぶべきこと、を中心に、主要な意見・提案を発言順に以下にまとめた。

大塚氏からは、花博で展開した会場演出の手法、特に花を花壇として見せるだけでなく、緑や水や園路とともにデザインすること、これが具体的には「花の谷」の花のデザインであり、大園路の水路や広場の環境デザインとして観客に感動をもたらしたことを指摘し、このデザインの開発とその後の展開が、花博の第1の大きな成果であったこと、また第2に、会場づくりの様々なプロセスで、造園家が中心でありつつも都市計画、建築、土木、園芸その他、最先端の技術者との交流が生まれ、その後の環境デザイン技術の発展とランドスケープ世界の拡大に寄与したことが大きい、とのコメントがあった。

これに対し、松本氏からは、たしかに花博以降、屋上緑化など花と緑の技術は格段に発展したが、残念ながら造園家が中心的役割を担ったかは疑問である、花博の成果が緑関係者にどう活かされたかについては、さらに検証すべき、との厳しい指摘があった。さらに松本氏は、花博会場であった鶴見緑地の現状を見ると、もっとも遺産となるべき国際庭園などの保存活用の状態は不十分であり、大阪市だけでなく花博記念協会の取組みも必要ではないか、という問題提起もなされた。

宮崎氏は、1990年当時ゴミの埋立地の公園でまだ借地も残っていた鶴見緑地が、花博会場となることですばらしい公園として今残っていることこそ、最大の博覧会遺産であると指摘する一方で、国際庭園跡地など、良い管理運営が続けば利用者も増えるが、管理運営などが悪くなると批判も出てくるという危惧も語られた。大阪市公園部局のOBとして、また花博会場生みの親の一人として、鶴見緑地という公園のマネジメント面での厳しい状況の克服が課題、との認識が示されたものと筆者は考えている。

パネルディスカッションの最後にあたり、講演者3名から会場参加者、特に若い人や市民の方々に向けたメッセージをいただいた。宮崎氏からは、緑化は多くの市民が関わる分野であり、緑や花を増やし美しくするとともに、これを慈しみ、また多くのボランティアの方々の努力に敬意を表する、という市民の心の啓発が求められていること、松本氏からは、若い造園人は自信を持ってもっと発言していくべきとの指摘、そして大塚氏からは、公園という造園家の聖地だけにとどまるのではなく、公園的な発想を持って積極的に街全体に飛び出そう、という叱咤激励があり、討議は終了した。



写真-1 講演者によるパネルディスカッション

4. 総括

パネルディスカッションのコーディネーター役であった筆者は、シンポジウム全体についても以下の総括を、会の締めくくりとして行ったので、これを本報告のまとめとしたい。

- ①造園家が中心となって花博事業を成功させたことは大いに誇ってよい。
- ②この体験を原点として、その成果や遺産を若い人に着実に引き継ぎ、これからの時代に必要な都市づくり、環境づくりに果敢に挑戦すべきである。
- ③花博当時から時代が変わり、基本理念の一部など現状にそぐわない面も見受けられるが、「自然と人間との共生」というテーマは一層重要性を増しており、造園家の活躍が社会から求められている。
- ④市民の皆さんも、当時の中曽根首相の「産業都市大阪で開かれる花博の経験を地球村の道しるべにしよう」というメッセージに応えて、使命感を持って都市緑化に継続的に取り組んでほしい。
- ⑤25年前の造園界の花博シンポジウムが本日のシンポジウムの底流にあることを踏まえ、2040年の花博50周年に、花博の理念や成果がどのように花開くか、期待して見守りたい。



写真-2 コーディネーターによる総括

参考文献

- 1) (公社) 日本造園学会関西支部 (2015) : 「国際花と緑の博覧会 (1990) に学ぶこと」講演会記録集
- 2) (社) 日本造園コンサルタント協会 (1991) : 花博の会場計画とデザイン—JLCA 取組みの記録

「国際園芸・造園博「ジャパンプローラ 2000」(淡路花博)」 開催に学ぶこと・シンポジウム報告

Report of the Symposium “Lessons from Opening the International Exposition, Japan Flora 2000”

橘 俊光*

Toshimitsu TACHIBANA

1. はじめに

兵庫県企業庁が整備したホテル、国際会議場、温室等からなる淡路夢舞台と、整備途中であった国営明石海峡公園・淡路地区が会場となった、国際園芸・造園博「ジャパンプローラ 2000」(淡路花博)は、1990年の国際花と緑の博覧会(以下「大阪花博」)から10年後にわが国で2回目となる国際園芸博として開催された。世界一の吊り橋・明石海峡大橋の完成と、阪神・淡路大震災(以下「大震災」)からの復興をアピールするとともに、関西国際空港等の埋め立てのための大規模な土取り地の自然再生と、花と緑の地域づくりを広くアピールすることを目的としたものである。期間中700万人の来場者があり、成功裡に終わった。その後、淡路花博10周年、同15周年花みどりフェアも開催されるなど、継続的な取り組みもされてきている。

これらのことから、日本造園学会関西支部50周年記念事業シンポジウムとして“「国際園芸・造園博「ジャパンプローラ 2000」(淡路花博)」開催に学ぶこと”を、平成27年8月1日(土)、神戸芸術センターにて開催し、淡路花博の基本的な考え方、経緯と開催内容等について当時の関係者に発表いただくとともに、その後の10周年、15周年イベントも含めたあり方や、淡路地域の振興に資する等の今後の花緑イベントのあり方等について議論いただいた。

2. 内容

(1) 講演

シンポジウムは、上甫木昭春支部長(大阪府立大学教授)のあいさつにはじまり、第一部の講演会として4人の方からお話いただいた。

まず、橘から、淡路花博の最初の取り組みとして兵庫県から建設省(当時)、日本造園建設業協会、AIPH(国際園芸家協会)への働きかけ、推進体制などの話があった。実行組織としては県外郭団体として「(財)夢の架け橋記念事業協会」が設立(平成5年5月)、さらにそこが事務局となり、「国際園芸・造園博ジャパンプローラ'98日本委員会」(以下「日本委員会」)を立ち上げ(平成5年12

月)、推進体制とするとともに、その過程での大震災発生とこれに伴う2年間の開催延期、及び「ジャパンプローラ 2000」への改称とその後の活動などを説明した。次に、淡路花博の概要と成果では、AIPHでは初めてのA2(短期の国際博)・B1(長期の国内博)というクラスの抱き合わせの博覧会であり、その後の国内外の国際園芸博のモデルになったこと、結果的に700万人の来場と大震災からの復興をアピールできたこと等、さらに淡路花博10周年、同15周年花みどりフェアの開催等、その後の継続的な実施について報告した。

二人目の報告は、近藤公夫先生からであった。近藤先生は、日本委員会委員(平成5年12月)、同基本構想委員会委員長(平成6年1月)、大震災後の再検討のための基本構想検討委員会委員長(平成7年6月)として深く関わられた。大阪花博にも関与されていた経験等も踏まえ、淡路花博の基本構想に込めた思いや考え方などについてお話いただいた。先生としては企画、構想段階で関与はしたものの、計画、運営段階での先生の意見や提案が事務局に十分採用されなかったことの無念さ、会場が海と山のランドスケープのすばらし



写真-1 近藤公夫先生の講演の様子

さを十分生かし切れていなかったこと、コミュニティシティ実現に向けての努力不足など、正直に言及いただいた。これらをお聞きし、当時の県もしくは淡路花博事務局の対応スタンスが現れた結果であったものと改めて感じられ、大変申し訳ない気持ちになった。

三人目は、辻本智子奇跡の星の植物館総合プロデューサーである。辻本氏からはまず淡路夢舞台、奇跡の星の植物館

*公益財団法人兵庫県園芸・公園協会

の企画・計画を通しての淡路花博への当時の思い、考え方などを話しいただいた。また、その後の奇跡の星の植物館での管理運営として、花文化の展示展開の取り組みと考え方、国内外での交流活動、また、現在進めているロングウッドガーデン（アメリカ）、ヒデオコートガーデン（イギリス）との3者での国際交流研修事業 TRIAD などについて話しいただいた。

四人目は、石原憲一郎氏である。石原氏は特に、淡路夢舞台の斜面地緑化事業、淡路景観園芸学校の設立等を担当された。石原氏からは、歴史的に政策的な視点でも淡路島が花緑もしくは公園島として重点的に取り組まれてきたことを説明され、これが淡路花博の取り組みや考え方の基本にあること、淡路夢舞台や淡路景観園芸学校もこれらと不可分、一体であると指摘され、淡路景観園芸学校の意義、学校の活動状況などを話しいただいた。

（2）対談会

第2部として、中瀬勲兵庫県立大学名誉教授・兵庫県立人と自然の博物館館長をコーディネーターに、発表者4人との対談会をおこなった。

中瀬先生からは、大阪万博や淡路花博時の思い出などと淡路景観園芸学校や貝原前知事との関わり等も話していただき、対談会は始まった。まず、会場から質問いただきそれに答えるかたちでスタートしたが、主な質問は以下のようであった。

- ・人づくり、地域活性化について花博等のあり方からどう考えるか。
- ・人材育成の点で淡路景観園芸学校と国営公園、夢舞台等との連携をどう考えるか。
- ・淡路花博におけるランドスケープ・アーキテクトの役割はどうであったか。
- ・地域振興、造園花卉産業などの淡路花博での意味はどうであったか。
- ・コミュニティシティに関連しコミュニティのあり方についてどう考えるか。
- ・今の若い世代では既に知らないものも多いが、淡路花博の継承のあり方についてどう考えるか、など。

これらに対する発表者からの回答は以下のようなものであった。

石原氏：「テーマ」の明確化は重要である。時には、社会実験の場としての思い切った提案も大きな意味がある。ランドスケープ・アーキテクトの役割は重要であり、国際園芸博等この種のイベントの全体マネジメントもランドスケープ・アーキテクトの役割である。

辻本氏：花の文化とは、花緑そのものだけでなく歴史、食、生活、環境、芸術などトータルをいい、淡路地域はこれらを発信していくべきところで、TRIADという国際的な研修制度で国際性も含め奇跡の星の植物館で頑張っている。



写真-2 対談会のようす

橘：経験的に海外の国際園芸博がランドスケープ、園芸・造園が基本であるのに対して、淡路花博、その後の10周年及び15周年花みどりフェアも地域博的印象であることから、ランドスケープ・アーキテクトの活躍の場としては十分であったとは言えない。今後のあり方は考えなければいけない。淡路のまちづくり・地域づくり、観光振興等に淡路夢舞台、国営公園が役割を担うことが重要である。

近藤先生：兵庫県の初代知事伊藤博文以来の行政主導の文化が兵庫県にはあるかもしれないが、これからの地域づくりは、住民自らが思考し行動していくことが必要である。造園の教育や地域の花緑プロジェクトにも大いに期待する。これらに応えられるように造園を志す若い人たちにも期待したい。

また、最後のまとめとして、中瀬先生からは「テーマ」の明確さの必要性、国際性と地域性をもった議論と内容、行政・住民等ステークホルダーとの関係性、行政と予算の確保問題の視点などが示され、「造園家の役割」がトータルに求められる、と結論づけされた。

3. おわりに

シンポジウムには、約80名の方に参加いただき、熱心に聴講、ご議論いただいた。淡路花博というAIPH承認の国際園芸博を、兵庫県・淡路島という一地域で、明石海峡大橋の開通記念、大震災からの復興、大規模土取り跡地の自然復元などのもとで開催、成功させたことの意味の大きさと、今後への課題と問題提起の意味からも、意義あるシンポジウムとなったと思う。発表者、コーディネーターともここ20数年にわたり関わってきた人たちであったが、近藤公夫先生におかれては病後のお疲れのところ無理をお願いした。はからずもこの報告を執筆中の去る9月25日、先生はお亡くなりになられた。87歳であった。先生の淡路花博をはじめ私たちへのご支援、ご協力に深く感謝申し上げます。心からご冥福をお祈りいたします。

参考文献

- 1) (公社) 日本造園学会関西支部 (2015)：「国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」(淡路花博)」開催に学ぶこと・シンポジウム記録集, 86pp

国立公園・国定公園誕生の3つの物語

Three Stories about the Birth of National Parks and a Quasi-National Park

西田 正憲*

Masanori NISHIDA

はじめに—関西支部の国立公園・国定公園の特徴—

関西・中国・四国地方（以下、当地方）の2府13県は国土面積の約5分の1を占めているが、ここには現在わが国の国立公園33カ所のうち5カ所が、国定公園57カ所のうち18カ所が存在している。わが国は1931年の国立公園法によって、最初の国立公園12カ所を34～36年に生みだすが、当地方では瀬戸内海、吉野熊野、大山（現大山隠岐）が指定された。これらは当時の原始的で雄大な山岳景観を理想とした、わが国を代表する「自然の大風景地」という選定基準には必ずしも適っていなかった。当地方の特徴は高山、火山、原生的自然に乏しく、その分、人間の営為が積層してきたところにある。大山は選外になってもおかしくなかったが、古くからの名山であり、中国地方の国立公園としての配慮が働いた。戦後、観光振興と山岳景観偏重の反動もあって63年山陰海岸、72年足摺宇和海が指定される。共に国定公園からの昇格であった。佐山浩によると足摺宇和海は70年の海中公園（現海域公園）地区制度の創設が国立公園昇格に作用したと指摘している¹⁾。

国定公園は国立公園指定要望をかわずための政治的な産物であった。1949年国立公園法が改正され、準国立公園が制度化され、国定公園と名付けられる。57年現行の自然公園法が制定され、国定公園が明文化され、都道府県立自然公園の制度も設けられる。国立公園法の旧法時代の50年に琵琶湖が最初の国定公園の一つとして誕生した。旧法時代には当地方にさらに55年若狭湾、山陰海岸、北長門、秋吉台、石鎚、足摺が指定される。全国では旧法時代に15カ所が指定されるが、当地方はそのうち7カ所を占めていた。その後、新法になって当地方に13カ所が指定される。当地方の国定公園の多さは国立公園に値する大自然の少なさを意味しているが、それが今や国定公園に新たな展開をみせている。2007年の丹後天橋立大江山と16年の57カ所目の京都丹波高原のように棚田、里地里山、茅葺き農家などの文化的景観を評価した国定公園が誕生している。なお、国立公園の山陰海岸、隠岐、国定公園の室戸は現在ユネスコ世界ジオパークとなっている。以下、国立公園・国定公園誕生の3つの物語をトピックスとして紹介したい。

1. 瀬戸内海国立公園—風景評価の日本的受容—

瀬戸内海の風景は欧米人という外部のまなざしが見いだし、日本人という内部のまなざしとその価値に気づき、わが国最初の国立公園の一つとした。しかし、欧米人が賞賛した風景と日本人が国立公園にした風景は微妙に異なっていた。欧米人は船舶から眺める動的なシークエンス景観を評価したが、日本人は島々が浮かぶ庭園のような静的なパノラマ景観を評価することとなる。瀬戸内海はアメリカと中国を結ぶ太平洋定期航路の絶景として世界的名声を得ていたことから、富士山と同じく国立公園にすることは自明のことであった。瀬戸内海は初期の候補地段階では「小豆島及屋島国立公園」であったが、国立公園委員会に諮られた内務省案は「瀬戸内海国立公園」となり、区域は古くからの名所旧跡である小豆島、屋島から、新しく台頭してきた備讃瀬戸の多島海を中心とする区域に変貌していた。

白砂青松、照葉樹林、渦潮の瀬戸（海峡）等ではなく、多島海景観を瀬戸内海の表徴として意味付け、価値付けたのは東京帝国大学教授で地質学の理学博士脇水鐵五郎と内務省嘱託で造園学の林学博士田村剛であった。彼らは多島海を船で巡るシークエンス景観ではなく、展望地から広闊に俯瞰するパノラマ景観を重視した。脇水は展望地の高さや島嶼の見え方について分析して、視界が広く、近景から遠景までが望め、小さい島嶼が適度に分散して眺められなければならないと考えていた。1929年脇水は鷺羽山から展望する備讃瀬戸の絶好の風景を発見する。翌30年田村もまた鷺羽山から展望する多島海に魅入られ、多島海景観を大観するためには展望地が重要であると確信し、これから生みだす国立公園の核心部を得たと自信をもった。しかし、この俯瞰景観は日本人が好む箱庭的風景であった。瀬戸内海国立公園は、田村のまとまりを重視し飛地を嫌う考えから備讃瀬戸に限定された。芸予諸島は島嶼の山容が大きく島々が重なって見え、多島海の印象が薄いことから、また、何よりも軍事施設が多いことから最初から諦めていた。

戦後、50年には和歌山県から大分県に至るほぼ全域の陸域主要部が追加され、さらに、56年には六甲山、国東半島等が追加され、海域が大幅に拡張され、ほぼ現在の区域となった。2013年屋代島沖に海域公園地区が指定された。

*奈良県立大学名誉教授

2. 吉野熊野国立公園—誕生に働く多様な力—

吉野熊野国立公園は自然表象よりも歴史表象に傾斜した点、そして、山岳・河川・海岸と異質な風景型式をまとめた点においてきわめて特異な国立公園であった。吉野熊野は初期の候補地段階では「大台ヶ原国立公園」であったが、国立公園委員会に諮られた内務省案は「大台ヶ原及大峯山国立公園」となり、最終的には「吉野熊野国立公園」と大きく名称を変えた。ここには多様な力学が働いていた。

「大台ヶ原国立公園」から「吉野熊野国立公園」への動きは、「小豆島屋島国立公園」から「瀬戸内海国立公園」への動きとは、逆向きのベクトルを示している。すなわち、近代的風景から伝統的風景への回帰を志向する動きをみせている。もちろん、これは単なる回帰ではなく、風景に対する新たな意味付けが働いていた。原生的な山岳景観という自然表象よりも由緒ある故事来歴をもつ歴史表象の意味付けに傾いたのである。吉野熊野国立公園は、結果的に大台ヶ原を含むものの、「吉野」と「熊野」という古くからの名所であり、神武天皇東征神話、後醍醐天皇墓所などの皇国史観とも深くかかわる由緒ある地名を冠したのである。国立公園はたんなる自然空間にとどまるものではなく、イデオロギーをあらわす表象空間でもあった。当然、観光振興の力も働いていた。この大台ヶ原から吉野熊野への転回は、国立公園当局が意図して誘導したものではなく、1931年以降の満州事変から太平洋戦争にいたる時代背景があったのであり、むしろ世論がそれを支持していた。また、吉野熊野国立公園は山岳・河川・海岸からなり、当時は異端の国立公園であった。田村剛は、国立公園は一つの風景型式で一つのまとまりある区域にすべきと考えていた。結果的には北山川、熊野海岸は線状となり、吉野山、那智山は飛地となる。水谷知生によるとこの吉野熊野拡張案は奈良県、和歌山県の地元で準備され、特に熊野は地元の写真館による風景写真の影響によるものであり、地元の要望と地元が宣伝する風景を追認したにすぎないと指摘している²⁾。国立公園とはいえ、国主導ではなく、地方主導であった。

大台ヶ原は1973～74年度に民有地買上げ制度により核心部が県有地化され、後に環境省所管地となる。地域制公園の営造物公園化である。80年ユネスコMAB計画生物圏保存地域に指定、現在ユネスコエコパークと呼んでいる。2005年大台ヶ原自然再生推進計画を樹立、06年西大台利用調整地区が指定され、わが国で初めての入山制限が実現する。15年には吉野熊野国立公園に和歌山県の2カ所の県立自然公園を編入し、天神崎や白浜が包含された。一方、04年世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」にも登録された。

3. 琵琶湖国定公園—まぼろしの琵琶湖国立公園—

琵琶湖にはまぼろしに終わった琵琶湖国立公園の物語があった。琵琶湖は京の都に近く、重要な交通路も多かった

こともあり、近江八景が代表的なように、古くからの名所であった。小沢晴司によると琵琶湖はつねに国立公園候補地としての強い要望がありつづけ、戦後、国も一旦は国立公園指定を決断した経緯があることを詳しく論じている³⁾。

1930年代の最初の12国立公園は山岳が中心で国土に偏在していた。31年満州事変以降ますます時局が緊迫するなか、太平洋戦争突入直前の41年、国立公園協会は私的な国土計画対策委員会を設置し、国民精神の涵養、国民体力の向上のため、国立公園等の適正配置を考え、「国立公園並道府県立公園配分計画」を策定する。国立公園新規指定と既存国立公園への編入として、琵琶湖を含む国立公園候補地14カ所を示した。田村剛も、翌42年雑誌『国立公園』の「国土計画と休養地」で琵琶湖を含む国立公園候補地10カ所をあげた。同年、当時の国立公園当局であった厚生省人口局は、健民修練所、疎開学徒のため、人口稠密地方に琵琶湖、金剛高野等の6カ所の国立公園候補地を選定する。戦後の46年、GHQ(連合国軍総司令部)の意向をうけて伊勢志摩国立公園が指定され、これに驚いた滋賀県は国立公園指定運動を再開する。47年田村が琵琶湖を調査して国立公園実現を保証し、厚生省局長・課長も滋賀県の陳情に対し早期実現を約束する。同年、厚生省は、押し寄せる陳情を抑える意味もあって、「国立公園施策確立要綱」を策定し、新規国立公園7カ所、既国立公園拡張地区6カ所をあげ、ここに琵琶湖国立公園候補地の正式決定をみる。

しかし、ここでGHQは米国立公園局チャールズ・リッチー技師を招聘、今後の国立公園のあり方について「国立公園に対するC.A.リッチー覚書」が報告される。リッチーは琵琶湖を調査しなかったが、厚生省は、リッチーの見解であるとして、琵琶湖はレクリエーション地域としては適地であるが、国立公園としての景観の資質に欠けると滋賀県に伝える。開発が進みすぎていたと理解できるが、小沢は最大の開発問題は内湖の干拓であったと指摘している³⁾。

1972～96年には琵琶湖総合開発計画によって自然環境の保全と水質汚濁の改善が図られるが、湖岸緑地の造成も進められた。92年ヨシ群落保全条例が制定され、93年ラムサール条約の湿地に登録され、2008年登録湿地が拡大された。現在、ヨシ群落や内湖の自然再生が進められている。

参考文献

- 1) 佐山浩(2009):足摺宇和海国立公園指定の経緯と背景:ランドスケープ研究72(5),451-454
- 2) 水谷知生(2014):吉野熊野国立公園熊野地域の選定における地元の要望と風景認識:ランドスケープ研究オンライン論文集7,89-97
- 3) 小沢晴司(2012):琵琶湖国定公園の成立と内湖干拓との関係性に関する考察:ランドスケープ研究オンライン論文集5,5-16

歴史的庭園の保存修復

Progress of Restoration Works of Historical and/or Archeological Garden Sites

仲 隆裕*

Takahiro NAKA

はじめに

庭園史研究は、学会設立以来の中心的テーマの一つである。それは文献資料等による理論的研究と、現存する歴史的庭園の保護という実践とともに進展してきた。ここでは3つのトピックに注目し、この50年間を振り返ってみたい。

1. 地域の歴史的庭園の保護

日本における歴史的庭園の保護施策は、大正8年(1919)の史蹟名勝天然記念物保存法・昭和25年(1950)の文化財保護法に基いて「史跡」や「名勝」といった文化財への指定によって推進されてきた。

この50年間において注目すべき点として、まずひとつは平成6年(1994)、特別名勝指定の庭園を主要な構成資産とする「古都・京都の文化財」がユネスコ世界文化遺産として登録されたことがあげられよう。これは日本の庭園文化がより広く世界に認知される契機となったとともに、その保存・修復の思想や技術に関して世界基準で再検討する契機にもなったといえる。

いまひとつは、地域の文化遺産としての庭園の保護である。昭和50年代は地方公共団体がそれぞれ文化財保護に関する条例を定めた時期であり、このことによって地域の特色ある庭園が文化財として指定されるようになったのである。滋賀県や兵庫県、山口県などが先駆的に取り組み、悉皆的な調査が行われ報告書も刊行された。京都市でも上京区・中京区・下京区など行政区ごとに悉皆的な庭園調査が年次を追って行われ、小川治兵衛の作庭にかかる庭園などが数多く指定されている。近年の動きでは、平成20年(2008)の通称「歴史まちづくり法」制定によって、歴史文化基本構想による文化財総合調査が宇治市や津和野町など各地で実施され、地域の自然や歴史文化との一体的関連性の中で庭園の新たな価値が見いだされ、その保存と活用が図られつつある。文化庁は全国的な名勝に関する所在調査を実施し、平成25年(2013)に報告書を刊行している。

2. 歴史的庭園の調査と保存整備

現存する歴史的庭園は、作庭当初の姿をすべて留めているわけではない。樹木は成長し、世代を交代する。風雨に

よって地表面は浸食され、園池には泥土が堆積する。頻発する地震や台風の被害などによって護岸が崩れることもあったことであろう。歴史的庭園は世代を重ねて傳承されてきたものであるから、幾たびかの修理や改修を受けていることは当然と見なければならぬ。このような庭園の変容の履歴をいかに解明するか。それは恣意的判断によるものではなく、客観的・学術的に行う必要がある。

この課題に取り組んだ一人が森蘊博士である。森は、詳細な等高線を示した庭園の実測図の作成を精力的に進めた。これは庭園の現況の記録であると同時に、地形や庭園の地割の変容を推定する資料ともなった。時には庭園内のみならずその周辺の地形をも測量し、庭園への給水経路の推定を行っている。また、修理・修復以前の詳細な記録作成の必要性を訴え、東西南北からの立面図作成や、庭石の形状・寸法・傾斜・節理や褶曲などのスケッチをとるなど、万一の場合に修理・修復着手前の状況に戻すことを考慮している点は、今日においても肝に銘じるべき姿勢である。現在、庭園の実測図作成技術はさらに進展し、写真測量や三次元レーザー測量が導入され、精度の高い記録が作成されているが、設計者・施工者が庭園の状況を綿密に観察し、要所を自らの手で記録することの重要性を忘れてはならないだろう。

さらに森は、地下に埋没した園池や遣水の位置・形状を調査するために電気探査を導入する試みなどを行った。こうした調査技術は、当時森が在籍していた奈良国立文化財研究所における考古学的調査の進展と連動していたものとみられる。特に考古学的発掘調査を文化財庭園の修理・修復に導入したことは注目される。森は、奈良国立文化財研究所を退官後、村岡正とともに庭園文化研究所を設立し、昭和47年(1972)に始まった法金剛院庭園(京都市右京区)の整備事業では青女滝の発掘調査を行い、作庭当時の姿を復元しているほか、浄瑠璃寺庭園(京都府木津川市)や円城寺庭園(奈良県奈良市)などにおいて、考古学的発掘調査成果によって庭園の復元的整備を行っている。

これらの事業において行われた考古学的発掘調査は、庭園の構成や意匠の解明にのみ焦点が当てられたものであったが、次に述べるいわゆる「発掘庭園」の調査や保存整備

*京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター

の事例が重ねられることによって、調査の技術や精度は大きく進展することとなった。

近年においては、かつて保存修復工事が実施された現存する歴史的庭園や発掘庭園の再整備が相次いで行われつつある。再整備にあたっては、前回の保存修復工事の記録の収集や現況実測図の作成はもとより、文献史料や古図・古写真などの資料収集が行われ、あらためてこれら庭園の本質的価値が議論されている。なかには前回の保存修理報告書が刊行されておらず、当時の設計図や工事記録も散逸してしまっているケースもある。こうした中で、精密な考古学的発掘調査は、庭園本来の構築状況の解明や既往の修理状況とその後の劣化状況を把握するにあたって、いまや不可欠な調査となっているといえよう。

3. 「発掘庭園」とその保存修復

昭和40年代以降に見いだされた発掘庭園は現在までに数百件に及んでおり、その主要な事例は奈良文化財研究所によってデータベース化され、随時更新されている。

発掘庭園は、これに伴う建造物などの遺構や遺物の特徴とあわせ検討されることにより、その埋没時期が判明する場合がある。したがって、発掘庭園は日本における庭園の形態や構造、意匠の史的展開を考究するうえで基準となり得る存在であるといえる。たとえば平城宮東院庭園は、奈良時代の庭園の全容が発掘調査で確認された画期的な発掘庭園である。のみならず、その形態や構造、意匠には変遷があり、方池的なデザインから徐々に複雑な汀線を持つ州浜護岸へと展開したことが明らかとされている。

このように、一つの庭園においても改修の履歴が解明されるケースがある。今後、複数の発掘庭園を時系列上で整理することによって、これまでは観察者の主観によって判断されてきた作庭年代の推定が、基準事例との類似性によって客観的妥当性をもって行うことができるようになるであろう。

また、平成3年(1991)から発掘調査が開始された三重県上野市の城之越遺跡では、4世紀後半の大溝祭祀遺構が検出された。この溝に施された貼石は後世の州浜を思わせ、突出部には立石が施されていることから、この遺構は庭園であるとは断定できないものの、その祖形となったもののひとつであるとの見解がある。このように、文献史料が存在しない時代の庭園史研究においては、考古学的発掘調査や発掘庭園のもつ意義は大きい。ではこうして地上に現れた発掘庭園をいかに保存すればよいのであろうか。

発掘庭園は長期において地下に埋蔵されてきたものであり、これが地上に露出されて急激な温湿度の変化や紫外線などにさらされたとき、さまざまな劣化が生じることとな

るのである。

この課題に本格的に取り組んだ事例として、昭和50年(1975)から奈良市において発掘された平城宮左京三条二坊宮跡庭園(昭和53年に特別史跡に指定)が挙げられる。ここでは護岸の一部には保存のため覆土がなされたが、庭園遺構はほぼ全域が露出されたのである。このとき、劣化した石材等には樹脂の注入などの保存処理が加えられている。また欠失していた底石や景石の一部は類似石で補充され、給排水設備の整備によって流れが復元された。さらに池の堆積土に含まれていた花粉や種子等の分析結果と奈良時代の文献史料を照合して植物種が選定され、根系痕に植栽が行われた。あわせて当時の建造物1棟が復元されている。現在、復元整備から30年が経過し、露出された景石の一部に傾きや割れなどの損傷が生じていることから再整備(修理)が必要となり、当時の景石の保存処理効果の検証や露出した護岸石の変位状況の測定などが精密に行われつつある。

庭園のみならず、発掘された考古学的遺構の情報をいかに現代において表現するのか、という遺跡整備に関する課題は、昭和40年代にはじまる平城宮跡の保存整備事業において中心的に展開され、遺構の露出展示のほか、遺構を覆土保存し地表にその地割を平面表示する手法や、原寸大で遺構を復元表示する手法などが試みられてきた。

発掘庭園において実物を露出させ展観する手法は、一乗谷朝倉氏遺跡(福井県)や大内氏遺跡(山口県)などで行われている。平城宮東院庭園では、主要景石は露出させるが地面は覆土保存し、モルタル系素材で州浜石を固定するという手法が採られている。平成元年からの平等院庭園の保存整備事業では、鳳凰堂の建つ中島の周囲において平安時代創建時の庭園遺構が良好な状態で発掘された。ここでは発掘された庭園遺構は露出させず全面が覆土保存され、その直上に当時の材料・意匠・工法を可能な限り踏襲して州浜を再現するという手法が採られている。

おわりに

歴史的庭園や発掘庭園の保護は、この50年間で大きく進展し、さまざまな調査技術や整備手法が開発されてきた。これら成果の検証を行うことによって、今後さらなる進展を図ることができるであろう。

平成14年、文化財保護法にもとづく選定保存技術として文化財庭園保存技術があらたに選定され、その保持団体として文化財庭園保存技術者協議会が認定された。文化財庭園の保護にはすぐれた技術者の存在は欠かせない。文化財庭園保存技術の体系化と後継者の育成がはかられつつあることも、この50年間の注目すべき事項であるといえよう。

米国近代ランドスケープ潮流の日本への導入を俯瞰して

Viewing Introduction to Japan of U. S. Modern Landscape Design Currents

佐々木葉二*

Yoji SASAKI

1. はじめに

米国の近代ランドスケープ潮流が日本へ紹介され、多くのランドスケープデザイナーが招聘された 1990 年代の日本はバブル景気後半の状況下であり、各地の再開発やコンペに刺激的な空間が登場した時期であった。本稿では筆者の体験から、当時の米国ランドスケープデザイン潮流の日本への導入プロセスおよびその波及効果を考察した。

2. 米国初期モダニズム・ランドスケープの先駆的紹介

米国の近代ランドスケープ思想と作品が日本に先駆的に紹介されたのは、関西からであった。カリフォルニア大学ガレット・エクボ (Garret Eckbo) 教授の客員教授としての大阪府立大学久保貞研究室への招聘 (1949 年 4 月～7 月) や、その後 1960 年代後半から始められた久保研究室での米国近代ランドスケープ書籍の翻訳出版などがそれである。60 年代後半の米国では、トーマス・チャーチ (Thomas Church) をはじめ、ガレット・エクボ、ローレンス・ハルプリン (Lawrence Halprin), ダン・カイリー (Dan Kiley) など、米国のランドスケープデザインを古典的なボザール流様式からモダンデザインに脱却させた初期モダニズム・ランドスケープアーキテクト達の活動が目されていた。久保研究室では、1967 年にジョン・オームスピー・サイモンズの『Landscape Architecture』を鹿島出版会から翻訳出版した (邦訳「ランドスケープ・アーキテクチュア」)。更にガレット・エクボの著作は『Urban Landscape Design』(1970) (邦訳「アーバン・ランドスケープデザイン」) を皮切りに、『Landscape We See』(1972) (邦訳「景観論」), 『Home Landscape』(1979) (邦訳「住宅の造園技術」), 『Landscape for Living』(1986) (邦訳「風景のデザイン」) と、全てが研究室から翻訳出版された。当時、近代ランドスケープについての参考文献不毛の時代の中で、米国初期モダニズム・ランドスケープ理論を体系化したガレット・エクボの著作は、この翻訳シリーズの先駆的紹介で多くの共鳴者を得ることとなった。しかし筆者にとっては、院生時代のテキストであったエクボの諸作品から、なぜか審美的感性を発見できなかったことが疑問であったが、その理由は、後の米国留学時代に理解できるようになった。

3. 社会性と芸術性との葛藤

カリフォルニア大学バークレー校 (U.C.B.) とハーバード大学 (G.S.D) で、客員研究員として留学していた 1980 年代後半、筆者は全く正反対の大学教育環境に出会った。バークレーでは、デザイン思考よりもそれ以前の社会的要因の発見や哲学に力点が置かれ、現実社会のコミュニティの実態を無視したデザインは作家のエゴイズムとして徹底的に退けられた。一方、ハーバードでは個人の感性を大事にし、詩的感性による芸術的表現に力が注がれた。そのため社会調査分析のみから設計する者は、埋没しがちな日常を覚醒させるだけのコンセプトやデザインイメージが要求された。

そのどちらもが設計には大事な視点であるが、この相反する教育環境での体験は、ランドスケープデザインの造形言語や「かたち」とは何かを求めている筆者にとっては、その後の人生に大きく影響を与えるほど重要なものとなった。

今になって考えると、その時期は環境への生態学的決定論重視の発想から解放された米国モダニズム第二世代のランドスケープアーキテクト達が胎動し始めた時代に重なっていたようである。その代表的指導者がカリフォルニア大学バークレー校のランドルフ・ヘスター (Randolph T. Hester Jr.) と、ハーバード大学で教えていたピーター・ウォーカー (Peter Walker) であった。ヘスターは住民が空間マネージメントに関わる仕組みの構築をコミュニティ・デザインと名づけ、住民たちと一緒に実践していた。「象牙の塔の設計者たちは、町の健全性には有害かもしれない¹⁾」とは、設計者は「かたち」志向のエゴイズムに陥らず、コミュニティ固有のニーズにもっと注意を向けるべきであると、彼がいつも我々に説く警告の言葉であった。エクボの作品から審美的感性が見いだされなかった筆者の疑問の原因は、この「かたち」に主眼を置かないバークレー独特の姿勢にあったようである。しかし、この社会正義の哲学やロジックからはデザインは発展しない。では、どこにデザインの手がかりがあるのか。それに明確に答えていたのが、ピーター・ウォーカーであった。彼はデザインそのものを哲学的に実践的に挑戦することを主張し、形態の連続と反復、平坦性などの造形言語を駆使した作品を次々

*京都造形芸術大学

と発表して、80年代の米国で、ランドスケープの社会的認知を獲得する作家として大きな影響と役割を果たしていた。筆者は彼からアートの美意識に裏打ちされ、明確な意思を「かたち」に表現するデザインの重要性を学ぶことが出来た。

4. 米国ランドスケープ潮流の導入

しかし、筆者が米国から帰国した90年代初頭の日本では、ウォーカー等、米国モダニズム第二世代の新しい思想やデザイン潮流は導入されていなかった。そこで筆者が関わった範囲に限定して、その日本への導入経緯を紹介したい。

まず米国第二世代の作家11人の作品と思想を「季刊ジャパン・ランドスケープ」誌²⁾に3年間(1988~1991)に渡り紹介した。更にウォーカーの著作「見えない庭」(1997)とヘスター達共編の「庭の意味論」(1996)を鹿島出版会から共訳出版し、ウォーカーの作品集2冊を編集してプロセス・アーキテクチュア社から出版^{3), 4)}した。また近代ランドスケープのデザイン理論を探るために、「ランドスケープの近代史」というテーマで、「季刊ジャパン・ランドスケープ」誌に1993年から2年間、三谷、宮城、登坂らと4人でエッセイを連載した。それを2010年に書き下ろした「ランドスケープの近代」⁵⁾は、出版後、造園学会特別賞を受賞し、更に日本図書館協会選定図書に採択された。

一方、米国留学経験者らと7人で1992年に大阪と東京で、「七つの自然観・ランドスケープデザインの可能性」をテーマに、日本最初のランドスケープの提案作品展とシンポジウム「同時代風景'92」展を開いた。この時、建築家の高宮真介氏から「わが国にもランドスケープ・アーキテクチュアの『新しい波』が生まれつつあることを改めて認識した」と評価されたことは印象深かった⁶⁾。

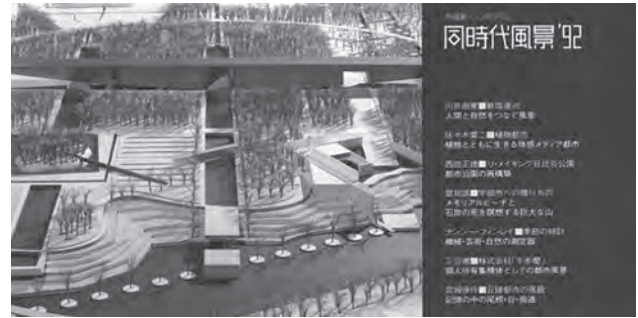
筆者の帰国後の作品では、さいたま新都心の中心広場のコンペ(1994)で人工地盤上にグリッド状のケヤキの森をもつ「けやき広場」を提案(PWWP事務所, NTT都市開発と共同)し、最優秀を受賞、2000年に竣工した。

また複合商業施設「広島基町クレド」のランドスケープ設計で1996年度の造園学会賞(設計作品部門)を受賞した。

5. 海外デザイナーの日本での実作と退場

この90年代に、日本に招聘された海外デザイナーは、米国大手設計事務所ではSWAやEDAW、アトリエ系ではウォーカーの他、マーサ・シュワルツ、ジョージ・ハグリーブス、エミリオ・アンバス(Emilio Ambasz)他が挙げられる。

関西での実作には、ウォーカーの「丸亀駅前広場」(1991)や「兵庫県立先端技術支援センター」(1993)等があるが、これら海外デザイナー導入の動きは、その後の日本経済の退潮から90年代後半以降、ほとんど姿を消すこととなった。



写真—1「同時代風景'92」展覧会案内状

6. おわりに

90年代に登場した海外デザイナー達の先進的な作品は、出版メディアに数多く取り上げられた。それは、都市デザインの対象としてランドスケープに社会性を獲得させる彼らのアプローチが、新しい時代の可能性を予感させたからであろう。一方、これら海外デザイン潮流の導入がもたらした波及効果は多様であった。その一つは、本当の設計意図が理解されず表層的模倣が流布したことである。すなわちフォルマリスティックなパターンが、自然現象を拾い上げるというデザインの意図が理解されず、模倣主義による要素の借用に留まり、本質から乖離させたのである。

筆者は2000年以降、六本木ヒルズ(2003)、シンガポール工科系専門学校(2007)、ソウル漢南ザ・ヒル(2011)、嵐山山荘(2013)などの作品づくりを通じて、米国発の近代ランドスケープを日本の文脈の中で解釈し、「見えない自然をみせるデザイン」をキーワードに、社会性と芸術的表現の統合を目指している。ふりかえればこの90年代は、米国で学び帰国した人材の活躍のみならず、個性あるアトリエ事務所やコミュニティ事務所の出現、その後の彼らの活躍などを俯瞰すると、日本のパイオニア達が新たなランドスケープデザインの地平に向かう旅立ちの時代であったと言えるだろう。今後もこれからの日本のランドスケープデザインがどこに向かうかを問い直していきたい。

補注・参考文献

- 1) "Ivory tower designers may be hazardous to your neighborhood's health" ランディ・ヘスターがよく用いた言葉
- 2) 佐々木葉二(1988~1991): アメリカの環境デザインレポート: 季刊ジャパン・ランドスケープ6~17: プロセス・アーキテクチュア
- 3) 佐々木葉二(1989): Peter Walker: Landscape as Art: Process Architecture 85: プロセス・アーキテクチュア
- 4) 佐々木葉二(1994): Peter Walker William Johnson and Partners Art and Nature: Process Architecture 118: プロセス・アーキテクチュア
- 5) 佐々木葉二・三谷徹・宮城俊作・登坂誠(2010): ランドスケープの近代: 鹿島出版会
- 6) 鹿島出版会(1992): 特集ランドスケープデザインの可能性: S D 336, 29-52

大規模ニュータウン開発が関西造園界に与えた影響や意味と今後の展望

Impact, Meaning and Future Prospects of Large-Scale New Town Development on the Kansai Landscape Architecture Society

増田 昇*
Noboru MASUDA

はじめに

1950年代半ばからはじまる我が国での本格的なニュータウン建設の先導的役割を果たした千里と泉北ニュータウン（以後：NT）での取り組みの特徴を概観し、それらの取り組みが関西圏域に留まらず我が国の造園界に与えた影響や意味を考えてみたい。また、多くのNTが更新時期を迎えており、NT再生において造園が果たしうる役割を考えてみる。

1. 千里、泉北ニュータウンでの取り組みの特徴と造園界に与えた影響や意味

我が国では1950年代半ばから高度経済成長が始まり、若年層を中心に大都市への人口集中に伴う深刻な住宅問題が発生していた。欧州の母都市の産業と人口を衛星都市として再配置するNTとは異なり、我が国のNTは大量かつ迅速に住宅及び宅地供給を行うものであり、母都市に通勤可能な交通条件のもとに建設された。

1958年計画決定後、1960年から大阪府によって建設が進められた千里NTは1,160ha、3万戸、15万人に及ぶ大規模なものであった。当初、一団地の手法で開発が始められたが、住宅専用利用の限界から新住宅市街地整備法（新住法）が1963年に創設され、千里NTは64年から新住法に基づいて以西のエリアの建設が進んだ。大きな特徴の一つはC.A.ペリーの提唱した近隣住区論に基づいて小学校区を基礎単位としてNTが構成されたことである。住区内部に商業施設や生活関連施設を持つ近隣センターと公園、幼稚園や医者村等を設け、通過交通を排除した道路体系を持つもので、以降我が国の住宅地計画のモデルとなった（図-1）。もう一つは、田園的住宅都市の建設が指され、風致を意識して現況地形の活用を図ったことである。従来までの格子状の道路構成に捉われない道路線形を採用し、立体交差等による歩行者の安全性とともに公園緑地系統を確立した。樹林などの現況調査に基づいた樹種の選定とともに保存すべき樹林地や風致に富む池等を中心に風致区域を選定し、公園緑地計画作成の基礎データとした点は、以後の公園緑

地計画論のモデルとされた。公園緑地系統は、誘致圏100mの幼児用プレイロット、250m圏の児童公園、近隣住区の中心には500m圏の近隣公園、さらに1km圏の地区公園など居住者の年齢層や生活圏の段階に従って公園緑地が適正に整備された。周辺には30~100m幅で環状緑地帯も設けられ、NT全域の24%、274haの公園緑地が設けられたが、これらの公園緑地系統は以後の大規模NTのモデルとなるとともに都市公園の理想的な配置論とされた。修景計画は丘陵地地形の特色を生かすこととされ、既存の地形地物や樹林を尊重し、自然景観が基調とされた。保存樹林や樹種の選定には野鳥の誘因も意識されたと言われている。

その後、1965年から建設が始められた泉北NTは、1,557ha、5.4万戸、18万人と千里NTを上回るものであった。近隣住区論を基調としたNT構成は踏襲されたものの、自然立地型土地利用が計画当初から目標に掲げられ、風致への意識や水系の重視、樹林地の保全、公園緑地系統はさらに充実した。NT全域の22%、343haの公園緑地は数値的には千里NTと同等であるものの、風致公園や総合公園、緑道、都市緑地が加わった系統となるとともに丘陵地の自然を尊重して地区の中央に公園緑地を集約し、これらを結ぶ形で带状緑地として緑道が計画された点が特徴である（図



図-1 千里ニュータウンの街区構成（青山台）
（千里ニュータウンの建設：1970より）

*大阪府立大学大学院生命環境科学研究科

ー 2)。緑道は全長 17km にもおよび、千里 NT 建設の後半に導入された緑道システムを完成させた形となった。計画に先立って実施された植生調査は学術的、景観的評価がなされ、上位ランクの樹林地は保存上利用の禁止も考慮され、丘陵地の自然が風致だけでなく生態学的にも重視されるようになった。以上の両 NT での公園緑地系統に加え、もう一つの特徴は集合住宅地の「囲み型配置」が導入されたことである。これはアメリカのラドバンの影響とコミュニティスペースを重視するスウェーデンの影響と言われており、風致を意識した住宅地内での樹林地保全とともにコミュニティ活動のための屋外デザインの進展をもたらした。

全国に先駆けて大阪大都市圏で展開された大規模 NT の建設は、風致を意識し自然地形や水系を尊重した自然立地型土地利用を実現するためのランドスケープからの計画技術や造成技術の進展とともに、公園緑地系統の樹立に関わる公園行政の重要性を広く社会に知らしめたと言える。また、これまで学術機関に頼っていた植生等の調査技術が民間機関に技術移転されるとともに、多種多様な公園緑地や集合住宅地の屋外デザインも民間機関の業務として確立されるようになり、関西圏域において多くの造園系のコンサルタントやデザインオフィスの自立を促したと言えよう。



図-2 泉北ニュータウン公園緑地配置図
(泉北ニュータウンの建設：1986 より)

2. 大規模ニュータウンの再生に寄与するランドスケープ領域の今後の展望

我が国の大規模 NT も建設後 50 年程度が経過し更新時期を迎えている。欧州でも同様の状況にあり、2005 年には NT プラットホームの提言として、①経済的ライフサイクルの断絶、②公共施設整備の立ち遅れ、③投資に対する悩み、④共同体としてのパワー不足、⑤アイデンティティ・ギャップ、⑥社会的多様性への対応の停滞、⑦新たな戦略の必要性、⑧心臓部としてのセンターの成長という共通の課題が表明された。我が国でも大規模 NT の共通課題として①住民の高齢化・少子化と人口減少、②世帯分離による若年層の転出、③公的賃貸住宅等の老朽化とニーズとのミ

スマッチ、④公共施設のバリアフリー化の遅れ、⑤近隣センターの衰退、⑥小中学校等用地の遊休化、⑦土地利用の可変性の欠如が掲げられている。一方、特徴や利点としては①徒歩圏内に生活利便施設が整っている点、②多様な住宅ストック、③豊かな緑と公園緑地系統、④公共交通施設を中心とした生活、⑤まちづくりの担い手となる豊富な人材があげられる。筆者も参画して 2007 年には千里 NT、2010 年には泉北 NT の再生指針が公表されたが、共通して両 NT が保有する充実した公園緑地系統と大きく豊かに育った緑、安全に歩いて暮らせる仕組み、豊かな人間関係といったランドスケープに対する大きな期待が寄せられている。一方、建設当初の子育て世代に対応した公園緑地系統や緑道システムが機能しなくなっていることや大きく育った樹木の保育管理が滞っていること、住宅更新に伴って緑が消失すること、あるいは、継承されたもののゲーテッド・コミュニティ内に取り込まれてしまったこと、住民が公園をパブリックスペースとして使いこなせる仕組みのないことなど、公園緑地系統や緑の存在が潜在力としては認められているものの、NT 再生へのドライビング・フォースとしては未だ機能していないといえ、これらの潜在力を顕在化させることが大きな課題であろう。

折しも、地球規模での気候変動や都市間競争の激化の中で、サステナブル・シティへのパラダイムシフトが求められており、ランドスケープからのアプローチが益々期待されている。この 50 年間に造園界では、生態学的な調査や計画技術、生物多様性に配慮したデザイン技法や緑化技術、保育管理技術とともにコミュニティ・ディベロップメントやエンパワメントに繋がるコミュニティ・デザインの技法も大きく進展してきている。これらの技法や技術を生かし、ニュータウン再生の動きの中で造園界からの積極的なアプローチが強く求められる。

おわりに

ランドスケープから見ると、千里 NT では市場原理に基づく急速な住宅更新が、泉北 NT では再生の動きの停滞が見られ、いずれも大きな課題を抱えている。千里 NT の建設時に新住法が関西発で創設されたように関西造園界から新たな NT の再生モデルを、いまこそ発信すべきであろう。

参考文献

- 1) 大阪府 (1970) : 千里ニュータウンの建設
- 2) 大阪府企業局 (1986) : 泉北ニュータウンの建設
- 3) 富安秀雄 (2001) : ニュータウンの形成 / 専用住宅地の形成 : 関西都市計画 100 年の歩みとまちづくりの知恵 : (社) 日本都市学会関西支部
- 4) 佐藤健正 (2015) : 近代ニュータウンの系譜—理想都市の変遷 : 市浦ハウジング&プランニング叢書
- 5) 国土交通省 : ニュータウン再生について <<http://www.mlit.go.jp/common/000042300.pdf>>

阪神・淡路大震災後の市民参加の展開

Development of Citizen Participation after Hanshin Awaji Earthquake Disaster

中瀬 勲*
Isao NAKASE

1. はじめに

平成 23 年 9 月頃、市民組織である住吉川流域連絡協議会の方からセミナーの講師依頼があった。内容は、これまででは、特定の生きものや自然再生に特化した講演を頂いてきたが、今回は「市民活動、自然再生、まちづくりなどについて総合的な視点から話題提供を願いたい」との趣旨であった。後日、当流域協議会のホームページをみると「8 月 26 日（水）午前、委員会が開催された。11 月に開催されるセミナーの相談、いよいよ、森川海のまとめの時期にあるので、そのような話のできる講師が望ましい。」との記述を見出した。市民活動が成熟し、生きものや自然再生などに関わる個別課題から、まちづくりなどの総合的な方向へと活動領域を拡大し、地域全体のマネジメントを意図しているものと感慨ひとしおであった。本論のテーマである「阪神・淡路大震災後の市民参加の展開」を論じるのに相応しいと考え紹介した次第である。

2. 緑の緊急調査

(1) 緊急調査ワーキングの活動

震災直後に、関西の大学やコンサルタンツ関係者が中心になって（社）日本造園学会内に調査特別委員会を設置して、緑に関わる緊急調査を開始したが、防災に関わる緑関係の専門家の存在そのものが少ないことが課題であった。このことは、今も解決されていないと思う。

都市計画や建築などの関係学会、NPO 団体、市民、行政などとの協力・連携のもと調査が進み、兵庫県、神戸市などの関係諸機関に提言すると共に、「公園緑地等に関する阪神大震災緊急調査報告書」が 2 ヶ月後にまとまった。緊急調査の概要は、緑の被害実態、利用実態、これらに基づいた各行政の復興計画への提言であった。

(2) 緑と復興計画

関東大震災以来、公園緑地は地震や大火から逃げる広域避難地として位置づけられていた。しかし、緊急調査の結果、公園緑地は①避難地、②救援・復興の場、③避難、救援・復興の複合利用、④仮設住宅地、⑤ゴミの集積所及び自動車などの一時保管所、⑥一時避難などの低密度利用地などとして利用されていた。これらのことから、公園緑地

は緊急時には頼りになるオープンスペースとして活用されたことが確認できた。防災拠点という概念が見いだされたのである。

緊急調査に参加したメンバーの有志が集まって、「公園からの復興を：安心できる都市に向けて（調査特別委員会からの試案）」と題する行政への提言がまとめられた（図-1）。この中では、①生活者を中心とした配慮、②自然や地形など地域性への配慮、③都市公園などの営造物公園や自然公園などの地域制公園を包含した緑の構造化、さらには④地域主権の考えを盛り込んだ「やわらかい公園」づくりなどが盛り込まれている。まさに、阪神・淡路大震災後の市民参加の芽生えがここにみられる。

3. 緑系の市民組織の展開

震災から約 1 年が経過した頃から、市民、団体、NPO 団体が協働して、緑の復旧・復興などの目的を共有した市民活動が活性化をはじめた。ここでは「時間の経過と共に推移し、成長した市民・NPO 団体などによる諸活動」について述べたい。

(1) 独自活動の展開

震災以前から、ビオトープづくり、エコアップ研究会、トンボ研究会など、緑や自然環境に関わる組織が各地域で活動を展開していた。震災後、1 年余が経過した頃から、ガレキに花を、グリーンマントの会、ドングリネット神戸、ひとはく（兵庫県立人と自然の博物館）活動グループなどの新組織が、各地域で個別の目的を有して、復旧・復興を

公園からの復興を：安心できる都市に向けて 調査特別委員会実行委員会からの試案

- 1 人が育むまちへ
- 2 自然に学ぶまちへ
- 3 公園の中に住める街をめざして
- 4 安心できる緑の構造化をめざして
 - (1) 点から系の防災を
 - (2) 阪神間の水系、地形をベースとしたやわらかい緑地帯を
 - (3) 営造物公園と地域制公園の連携による緑の構造化を
- 5 やわらかい公園をめざして
 - (1) 公園のマニュアル化を避けよう
 - (2) 地域にあった多様化を
 - (3) バリアフリーのオープンスペースへ
 - (4) 公園から都市個性の再生へ

図-1 行政への提言

*兵庫県立人と自然の博物館館長

意図して活動をはじめ、それらの情報が、非公式、属人的に活動組織相互間に共有されるようになった。

(2) 阪神グリーンネットの誕生

大震災から1年余が経過した頃、誰が提案したものでなく、自然発生的に「情報、技術、資金・資材・人材の共有」を意図した緩やかなネットワークとして「阪神グリーンネット」(当初はランドスケープ復興支援会議)が発足した。「ガレキに花を」の活動を例に、その展開を紹介する。

当初は、専門家の知恵を借りながら独自の工夫でガレキ地に草花の種をまいていたが、愛知、沖縄、石川など全国各地からの支援を受けた被災地への花苗配布へと展開した。さらに、被災地への移動生垣の設置、公園ワークショップの企画・運営、未利用地を駅前花苑へと造成し、復興住宅での段々畑造成支援、被災地全域での緑化活動支援などへと拡大した。この動向は、被災地の復旧・復興を意識した全国市民トンボサミットの神戸市での開催などへと継続した。その数年後から、阪神グリーンネットの活動は穏やかとなった。

(3) いつでも活動できる組織

現在では、各組織は連絡を取り合いつつ独自で、当初のように各地域でNPOなどとして活動を継続中であるが、いつでも集合し活動する体制は維持している。その後、新潟県中越地震への花・緑を通じた支援に加えて、一部メンバーはニューヨークまででかけている。東日本大震災や熊本地震などの被災地には、まちづくり、産業などに関わるメンバーの多くが復旧・復興に貢献しようと活動している。

4. まちづくり系市民参加の展開、グリーンクラスター

都市空間やみどり空間において、「創る」から「使う」、「ハード」から「ソフト」への転換が震災後、急速に進展してきた。さらに、供用後のみどり空間を上手に使う、みどり空間の「マネジメント」に関わる多様な主体が活動をはじめた。

(1) 阪神・淡路大震災から学んだこと

阪神・淡路大震災の経験から、「みどりのコミュニティデザイン」に関して、多くのことを学んだ。注目すべきことは、震災直後、避難場所として被災者に有効に使われた空間が、学校の校庭等と共に、日常的に住民によく使われていたみどりのある公園や緑地であったことである。日常的に良好にマネジメントされていた学校の校庭や公園は、非常時にも住民に有効に活用されたのである。その後の震災関連のヒアリング調査で、公園等の避難場所で自治的な組織やしくみができ、リーダーシップを発揮してまとめた人材がいたことが報告されている。このことは、「震災後の住民参加」や「みどり空間のマネジメント」について、貴重な示唆になった。

(2) グリーンクラスター

市民組織の活動としては、窓辺の緑化、生垣の整備、庭づくり、草花や樹木の配布や植栽、公園の緑化や整備への

参加等から、都市近郊の田園や里山林整備への協力等が見られ、これにともなって花やみどりの活動の場が多様化し拡大している。

市民の様々な活動を推進する市民組織には多様な形態が考えられる。従来から都市緑化を積極的に推進してきた「地域型市民活動組織」である自治会・婦人会・老人会や、さまざまな活動テーマを有した「クラブ」、さらに特に震災後に組織化されつつある「テーマ型市民活動組織」である狭義のボランティアやコミュニティビジネス的な組織も考えられる。

(3) 進化する市民組織

かつての市民運動は、自治会や婦人会等の地域密着型の団体が主となった地域の自治活動的な運動と、行政や企業と対立する、いわゆる反対運動であった。しかし当時、このパターンが大きく変化し始めていた。兵庫県下や神戸・阪神間では阪神・淡路大震災を契機にして様相は大きく変化した。既存の市民組織である自治会、婦人会等に加えて、新たな市民組織としてNPO・NGO団体、ボランティアグループ、専門家、コミュニティビジネス的な組織が出現し、各々が単独に、あるいは協働して、現在の活動は活性化しつつある。すなわち、市民、企業、行政等が相互に対立していた運動から協調する運動へと変わりつつある。

しかし、復旧・復興の初期段階では前記の既存組織と新組織が、対立構造になる場合も見られた。既存組織と新組織が「分離」の状況にあった。しかし、徐々にその構造に変化が見られ、「分離」から相互に部分的に協力し合う「重複」、そして、行政との良好な関係を維持しながら全面的に協力しあい、相互に「内包」しあう形になりつつあるケースも見られる。市民組織そのものが成長し、進化しつつあるといえよう。この動向は、市民や市民組織と行政との「参画と協働」の用語に示されるように、まちづくり、コミュニティづくり等における市民組織や市民の活動をさらに活性化するものである。

5. おわりに

阪神・淡路大震災から20年以上が経過したが、その間に、兵庫県下の復旧・復興を全面的に指導実践されたことに加えて、震災を国難であると位置づけ、復旧・復興への考え方を広く普及された貝原俊民前兵庫県知事がご逝去された。私たちの仲間で、日本造園学会の調査特別委員長であった清水正之先生、移動生垣づくりなどを市民と共に推進した桑原章氏もご逝去された。ここに記して、これまでのご功績にお礼を申し上げるとともに、ご冥福をお祈り申し上げる次第である。

参考文献

- 1) 団法人日本造園学会阪神大震災調査特別委員会(1995):公園緑地等に関する阪神大震災緊急調査報告書

指定管理者制度と公園マネジメントの考え方

Designated Manager System and the Way of Thinking about Park Management

田中 康*
Yasushi TANAKA

1. はじめに

平成 15 年に地方自治法の一部が改正されたことにより、民間事業者が公共施設の管理業務を包括的に行えるようになった。「指定管理者制度」の導入である。これにより公園管理の現場に民間並みのサービスや競争原理がもたらされた。筆者はランドスケープコンサルタントとして平成 18 年から平成 20 年までの 3 年間、芦屋市総合公園の指定管理業務の責任者として従事した。本稿では民間事業者が初めて公共施設の管理運営に参入した当時のエピソードを交えながら指定管理と公共サービスのあり方について述べてみたい。

2. ランドスケープ分野中心の JV による指定管理業務への参入

当初、都市公園への指定管理者制度の導入には疑問視する声も聞かれた。関西の造園業界の受けとめ方も懐疑的であったと記憶している。シビルミニマムと言われるように、税金によって最低限の維持管理費で運営されるため、民間事業者が参入しても決して儲からない。それゆえ行政の外郭団体しかその任に当たれないと考えられていたのである。本当にそうだろうか、民間は営利目的に行動すると言われるが、それは会社を維持・経営するために必要な手段である。一定の利益を確保できればその目的を公共性に置いてもビジネスとして成立するのではないかと考えていた。そんな折、自社が設計を手掛けた芦屋市総合公園の指定管理業務が公募に出された。そこで造園建設会社とスポーツ施設会社と JV を構成して応募し、ヘッズグループとして 3 年間の指定管理業務を行うことになった。

3. 民間が行う初めての公園マネジメント

指定管理業務を始めるにあたって、市から要請された主たる目標は次の 3 点であった。

- (1) 利用者数を増やすこと。
- (2) ボランティア団体と良い関係を築くこと
- (3) 業務の履行状況と実績の明確化

(1) 利用者数を増やすこと

まず公園ボランティアやスポーツ団体、老人会、子供会、そして行政、専門家から構成される「管理運営協議会」を定期的に開催し、市民が公園に何を求めているかを模索した。そして様々な集客イベントや各種の講座・教室等を自主事業として実施した。しかし大きな成果を上げるには至

らなかった。それに対して一定の結果を出すことが出来たのは、管理運営協議会のメンバーである公園ボランティアや地域活動団体等と連携して地域のイベントを誘致したり、市民スポーツ大会、春夏の文化祭などの大規模イベントを共催事業として実施したことである。これにより前年度比で利用者数、収益共に 20% 増を達成した。利用料金制で運動施設や駐車場の利用料を収入として計上できたため、行政からの委託料を 10% 削減しても当初予算を 10% 程度上回る収益を確保できたのである。

(2) ボランティア団体と良い関係を築くこと

ボランティア団体との関係構築に関しては、市民協働の草創期ならではの対応が求められた。芦屋市では総合公園の維持管理・運営を市民と協働で行うこととし、公園が開園される以前から「PMO あしや」「公園を育てる市民の会」が結成され、開園の準備段階から様々なイベントの企画・運営や維持管理の一部を担うなどの活動を開始していた。こういった先達のボランティア団体にとって後からやってきた指定管理者は、行政当局とボランティア団体の間に割り込む厄介者として映ったのである。

この問題の解決に向けては何度も話し合いを重ねて、PMO あしやが主体となって実施する各種のイベントや活動については指定管理業務の共同事業として位置づけ、予算を別会計として共同で管理するなど、市民協働による新しい公園管理の体制づくりを行った。

(3) 業務の履行状況と実績の明確化

指定管理業務の内容は四半期ごとにまとめ、議会への報告が義務づけられていた。特に注目されたことは、業務の履行状況と利用料金制によって得られた収入の額とその使いみちであった。利用者増によって得られた利益分はすべて芝生グラウンドや植栽管理、新規イベントの創設など、管理運営業務の拡充に充てることとした。公園に対して利益還元を行ったのである。このことで議会からは適切な利益の使途であると評価された。

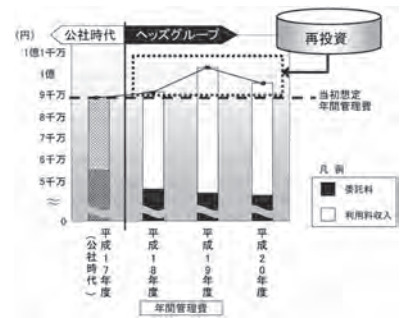


図-1 管理運営費の推移と利益の再投資

* (株)ヘッズ

4. 指定管理者としての基本姿勢

指定管理業務の取り組みを通して、域活性化やコミュニティの形成、子育てや障がい者支援などの地域が抱える課題解決に向けて新しい公園利用を提案し、実践してきた。そして期間の終盤には市民・利用者の方々からは指定管理者として一定の評価を頂いた。民間人として、この一連の取り組みの中心に常にあったのは「公共施設が提供すべきサービスとは何か」という問いかけであった。その自問自答の解は次の4つの実例と基本姿勢に集約される。

(1) 管理運営協議会はオーナー会議 ～要望型から提案型へ～

参画と協働の入り口として「管理運営協議会」を設置した。しかし単に人を集めても協働は生まれず、利用者と管理者が同じテーブルに着けば意見が背反するのは自然なことである。「言うだけ」と「聞くだけ」の会では意味が無い。公園が市民の共有財産であるという原則に立てば市民・利用者はユーザーではなくオーナーである。目標の共有から協働意欲の醸成まで、議論のテーブルに上がったテーマについては問題解決や実現化に向けてのプロセスを明確にし、合意形成に向けて意見を整流化していかなければならない。それにより参加者に当事者意識を持たせ、要望型から提案型へと議論のスタンスを転換させ、市民・利用者主体のオーナー会議へと発展させることが出来る。指定管理者には会議を発展させるスキルが求められる。

(2) メッセージを受け止める ～相互理解とチーム意識～

「管理運営協議会」には公園や地域に関わる様々な課題や要望が持ち込まれる。中には永年の懸案事項のようなものも存在する。当公園のグラウンドは天然芝で、阪神間でも貴重な存在で市民自慢の施設でもあった。しかしながら、芝生の維持のために使用頻度は週に3回までと制限されており、スポーツ団体等からはその改善を強く求められていた。しかし芝生の養生期間の短縮には限界があり未解決の課題として置かれていたのである。この問題の解決に向け、サッカー、ラグビー等の団体と具体的な利用形態や芝生の管理方法等について議論を重ねるうちに、互いの状況が理解できるようになってきた。試合ではグラウンド全体を使用するが、普段の練習ではグラウンドの一部しか使用していないことが分かったのである。そこで、グラウンドを半分ずつ半額の料金を貸し出すというオプションを創設した。管理水準や価格を変えることなく、貸し方を工夫することにより最大週5回の使用が可能となったのである。これは相互理解を深めることにより、対立関係であった管理者と利用者がプロジェクトチームとして課題解決に取り組んだことによるものである(図-2)。

(3) 工夫と試行 ～実験から生まれる新しいスタンダード～

使用頻度の課題をようやく乗り越えた芝生グラウンドであるが、利用料金は1時間につき5000円近くかかり、車椅子や歩行者など芝を損傷する恐れのある機材の使用は禁止されていた。そのため、利用者はスポーツ関係団体のみに限られているのが実情であった。老人会や障がい者団体等からは、「一度で良いから芝生グラウンドでくつろいでみたい。」という要望が上げられていた。市民の自慢の施設である。無理からぬ要望に対して管理現場のスタッフと検討を重ね、芝生の刈り込み作業の前日に試しに車いすの乗り入れを許可した。そして傷んだ芝生を次の日に刈り取るという実験

を試みた。結果は良好でその後の芝生の生長にも支障は見られなかった。これにより無料開放日が設けられ、幼稚園児が裸足で駆け回ったり、車椅子に乗った皆さんがくつろぐ光景を見ることができた。そして次の年には、市内の障がい者団体の連合運動会が初めて天然芝のグラウンドで開催された。この催しは10年を経て今も継続されている(写真-1)。

既往のルールで禁止されていることでも、社会実験として試行を繰り返しながら一定の成果を出すことで、市民・利用者のコンセンサスを得ることが出来る。そしてそのコンセンサスが広がりを見せたとき新しいスタンダードとして公園や地域に根付いていくのである。

(4) 地域全体で公園の価値を高める～公園での体験を地域へ広げる～

園内の施設紹介が中心であった既存のパンフレットを、魅力的な公園活動を紹介する公園情報誌として刷新した。周辺の住宅地で普段は公園で行うガーデニング講習会を開催したりもした。公園活動の出前である。公園から始まる小さいが魅力ある成功体験を地域へと広げ、その成果を地域全体で分かち合うためである。市民の財産である公園の価値を市民とともに高めていくことが公園マネジメントの目的である。成果を分かち合っこそ、初めてそこに価値が生れる。

5. まとめ ～地域のコンセンサスと公共サービス～

公園マネジメントの目的は、市民の共有財産である公園の価値を高めていくことである。そのためには、オーナーである市民・利用者とともに公園に何が求められているか、公園が提供すべきサービスはどのようなものかを考え、それを着実に実施して成果を共有していかなければならない。成果は分かち合い、市民・利用者のコンセンサスを得ることで初めてその価値が認められる。公園の価値を高めていくためには、こういったコンセンサスを公園だけに留まらず地域全体に広げて地域の活性化につなげていく必要があり、また地域もそれを求めている。

このように公園マネジメントを考えることは、市民・利用者のコンセンサスに基づくサービス、つまりその地域の実情に応じた公共サービスのあり方を考えることに他ならない。公園は公共サービスの担い手として、市民や民間事業者など多様な主体や分野との連携を更に進め、コンセンサスの輪を広げていくことにより、その地域特有の公共サービスの発信基地として、さらに地域マネジメントの拠点としての役割を果たしていくことが期待される。そして指定管理者にはそれを実施する基本姿勢とスキルが求められる。

参考文献：

- 1) 榎ヘッズ(2009)：指定管理業務における経営的視点に立った公園マネジメント：公園緑地70(4)



図-2 グラウンドの半面貸し



写真-1 障がい者団体の運動会

梅田地区エリアマネジメント～みどり推進の取り組み～

Umeda Area Management ～ Green Promotion ～

植松 宏之*

Hiroyuki UEMATSU

1. 梅田地区エリアマネジメント実践連絡会の設立

都市再生プロジェクトが進行中であった 2009 年に、梅田地区全体としての競争力、集客力、地域力を高め、持続的な発展を目指すため、西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、一般社団法人グランフロント大阪TMO の 4 社で同組織を設立した。

梅田地区は、鉄道ネットワークが集積するターミナル機能として、利便性の強みがある一方で、エリア全体の回遊性が弱く、来街者には分かりにくい地下街が発達しているため、同組織は 3 つのコンセプト（Ⅰ「駅から広がるまちづくり」、Ⅱ「歩いて楽しいまちづくり」、Ⅲ「新しい時代のまちづくり」）の下、8 つの戦略、28 の具体的な活動案を 4 社で共有しながら活動に取り組んでいる。

活動の中で、行政・地域と連携し、4 社が保有する公共空間を回遊するイベントが、「梅田ゆかた祭」である。このイベントは、梅田の夏の風物詩となることを目指し、グランフロント大阪（以下、GFO）の「うめきた広場」に櫓を組んで日本伝統文化の浴衣を着て、盆踊りをする参加型イベントであるが、4 社が保有する公共空間において、環境の取り組みである打ち水も取り入れている。また大阪府と連携して、花と緑の普及を図る関西企業グループ組織「大輪会」から花苗の提供を受けて、地域の方と一緒に、緑化活動に取り組んでいる（写真-1）。このような梅田地区全体の活動を、SNS 等を利用して情報発信することにより、梅田地区の集客力が益々高まっている。

2. GFO の全体概要

GFO は、JR 大阪駅北側に直結する「うめきた地区」の先行開発プロジェクトとして 2013 年 4 月にまちびらきした。本プロジェクトは、当社をはじめとする 12 事業者で取り組む共同事業である。知的創造拠点「ナレッジキャピタル」を核としたさまざまな都市機能を複合的に導入することで、多様な人々が集い、出会い、交流するまちとして発展し、まちびらき 3 周年の本年 4 月には、来館者数が 1.5 億人を突破しており、国内外から注目されている。

GFO では、大阪を象徴する「風格」ある街並みと賑わいに満ちた「界索性」の高いストリートを軸に、それらを

包み込む「水と緑」のネットワークが形成されている。

まちの西側を南北に延びる「シンボル軸」には、歩行空間と敷地内を合わせて 3 列のいちょう並木を全長約 500m にわたり整備し、ゆとりと風格あるシンボリックな景観を形成している。また、まちの中央を東西に延びる「賑わい軸」にはけやき並木を配し、幅 11m の歩道にオープンカフェや照明柱を活用したバナーフラッグの掲出により、賑わいと上質な街並みの景観を創出している（図-1）。

大阪駅北口の正面にひろがる約 10,000 m²の「うめきた広場」は、水都大阪をイメージし、カスケード等の水景施設や桜をはじめとする緑を整備したほか、広場中央には人工の霧（ミスト演出装置）を設け、光と音の演出と合わせて幻想的な風景を演出する設備も整っている。また、うめきた広場に面してシンボリックなデザインが特徴の 2 階建ての建物「うめきた SHIP」の 1 階にはカフェを設け、広場で行われるイベントや水と緑の風景を楽しみながら食事を楽しむこともできる。

北館北側の地上レベルには、約 4,000 m²の庭園「ザ・ガーデン」が広がる。四季のうつろいを感じられるスペースとして、年間を通して散歩を楽しむことができ、GFO マンション居住者やホテル宿泊者の方々にも寛いでいただける居心地の良い空間となっている。

南館と北館の 9 階の屋上には、計 10,000 m²を超える屋上庭園も設けている。ここでは訪れる人々に潤いを与え、オフィスワーカーの知的交流の場にもなっている。

今後もさらなる発展と賑わい創出を図るべく、様々な取り組みを展開していきたい。

3. GFO における鳥類生息調査¹⁾

京都府立大学大学院福井准教授が GFO を視察されたことがきっかけとなり、開業 2 年目を迎えた GFO における鳥類の生息実態調査に協力することとなった。

GFO が保有する相当量の立体的な緑が、周辺環境における生物多様性の向上に寄与することは、計画段階では考えられていたが、開業から 1 年を経て、客観的なデータを収集・分析することに大変関心があった。現地調査で、4 月から 7 月にかけて、植栽調査と鳥類調査を実施した。

福井研究室では、既に新梅田シティー、なんばパークス

*阪急電鉄(株)不動産事業本部都市マネジメント事業部

などの実態調査結果を保有しており、シンプソンの多様度指数やクラスター分析手法を用いて、とりまとめられた。

- ・GFOの植栽被覆面積は、12,840 m²。
- ・飛来鳥名は、スズメ、ヒヨドリ、ツバメ、メジロ等6種
- ・9階屋上緑化や1階ザ・ガーデンは、小規模な緑地であっても、緑化空間を設けることにより、生物多様性の向上に繋がる。
- ・GFOは、なんばパークスと生態系ポテンシャルが近い傾向にある。

これらの調査結果は、都市に人工的につくられた緑化空間においても、生物生息地として有効に活かされていることが分かり、今後の経年変化とみどりのネットワークづくりが期待される。

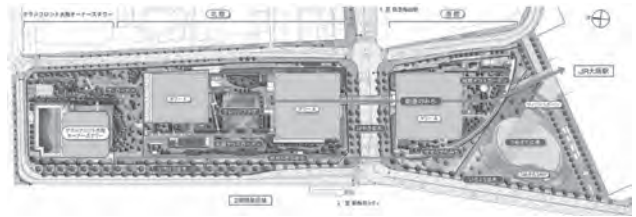


図-1 グランフロント大阪の平面図



写真-1 梅田ゆかた祭



写真-2 菜の花プロジェクト

4. 梅田地区におけるみどり推進活動の取り組み

現在、当社が梅田地区で取り組んでいる主な3つのみどり推進活動を紹介する。

【菜の花プロジェクト】(写真-2)

中世以降、梅田茶屋町周辺は、池沼を埋め立てて田畑にした土地で、稲作には向かず、油をとる菜種(菜の花)が栽培されるようになった。燈明用の菜種油の需要が急速に高まったこともあり、茶屋町周辺は菜種の一大産地となり、江戸や北海道にも菜種が送られたと記録に残されている。また、茶屋町では、春になると黄色い菜の花が咲き誇り、俳人である与謝蕪村は、「菜の花や月は東に日は西に」と一面に広がる菜の花の絶景を称えている。

2009年茶屋町・鶴野町の地域住民の有志が主体となり、プランターに植えた菜の花を設置する活動が始まり、複数のビルを保有する阪急電鉄もこの活動に参加して、春の風物詩となる緑の推進に協力をしている。

【梅田ミツバチプロジェクト】

茶屋町に立地するヤンマー(株)が、ビルの屋上に巣箱を設置し、都市養蜂活動を支援されている。ミツバチは、都会の木々や草花の受粉を行い、実をつける一助を担っている。屋上の巣箱から収穫されたハチミツは、梅田周辺のレストランやバーで地域のブランドとして商品化され、NPO法人梅田ミツバチプロジェクトが、ハチミツやカステラを提供している。当社が主体となって開催する地域イベントに、梅田ミツバチプロジェクトも参加いただき、地域社会との交流や地産地消の活動を行っている。

【テラプロジェクト】

富国生命ビル4階に入居する一般社団法人テラプロジェクトは、大阪大学名誉教授・小林昭雄理事長が、大阪大学等との共同研究を通じて、「食・植、健康」をテーマに産学連携を行うオープンイノベーションを実施されている。小林理事長は、大阪都市緑化推進事業の一環として、昨年7月にナビオ阪急前にある大阪市が管理をしている花壇を

同法人が維持管理する公設民営の取り組みとし、「フラワーケーキ」を完成させた。水耕栽培による花を植栽し、都心のシンボルとなる緑を創出している。当社も同事業に協力し、緑の促進を行っている。今春には、フラワーケーキに菜の花を植栽していただき、茶屋町で活動している菜の花プロジェクトの活動エリアが広がった。

5. うめきた2期プロジェクトへの期待

うめきた2期計画について、2015年3月大阪市がまちづくりの方針を策定した。まちづくりの目標は、「みどり」と「イノベーション」が融合する拠点づくり。「みどり」については、都市や人間と自然、環境との関係性を構築し、比類なき魅力を備え、都市の文化となる新しいまちづくりが期待されている。「みどり」のあり方については、地区の中央部にシンボルとなる概ね4.5haの都市公園を確保し、民間敷地に建設される建築物と一体化した地上と連続した「みどり」を創出することが考えられている。また一方「みどり」と融合し、新しい価値を創造・発信する「イノベーション」の都市機能として、健康・医療など新産業、文化創造などの国際集客、そして大学院などの知的人材育成が期待されている。うめきた先行開発区域として開業したGFOは、立地ポテンシャルの高さから国内外から注目されており、うめきた2期プロジェクトが完成すると関西経済圏のハブとしての機能が更にアップし、人の交流促進が図られる。ニューヨークやロンドンのような世界を代表する都心には、相当規模の緑が都市の品格をつくり、市民や企業等がリフレッシュできる憩いの場所となるように関与しながら、公園の維持管理ができています。世界の集客都市として活躍する大阪も圧倒的な「みどり」の都市空間とそれを支える市民レベルでのネットワークが期待されている。

参考文献

- 1) Matsumoto, A. and Fukui, W. (2015) : The relationship between green space with the urban architecture and birds habitat: WGIN Congress Nagoya Proceedings, 43

道路のり面植生の二次遷移

Ecological Secondary Succession of the Roadside Grass Slopes

吉田 博宣*

Hironobu YOSHIDA

1. 道路のり面緑化研究の背景と展開

1960年代は高度経済成長の時代であり、高速道路や住宅団地の建設など、大規模な土木工事が進展していった。それに伴うり面の造成面積も大きくなり、機械化による緑化工法が求められ、1958年に牧草類の種子を水や肥料とともに吹付ける工法が考案された。この工法の試験施工が1958-1959年に京都東山道路試験区のり面4区で4種の牧草類を個別に使用して実施され、成功をおさめた^{1), 2)}。

折しも、造園学の分野でも生態学を援用した調査研究をしようという動きが見られるようになってきた。その一端として、東山道路のり面の緑化草（4種の牧草類）植生がどのように変移していくかを調査していくこととなった。

最初の調査として、種子吹付け後7年経過した1965年7月、8月に、東山道路試験区のり面の4種の緑化草植生の変移状況が調査された。その結果、最初に導入された緑化草の種類によって植生変移の進み方の異なることが判明した³⁾。そのうちクリーピングレッドフェスクを導入したのり面でも変移が少なかった。その原因の一つとして、この草種のもつアレロパシーが推察された⁴⁾。

これらの報告はのり面植生の遷移を取り上げた最初の論

文となった。その後、4種の緑化草試験区それぞれにススキやアカマツが侵入しているが、その程度が異なることが認められた。そこでまず1975年8月に定性的に、さらに1977年8月定量的に、のり面植生のアカマツ群落への遷移過程が詳細に調査され、報告された^{5), 6)}。この一連の研究は、のり面緑化計画を立てる際に、緑化後の植生の推移を考える一助となるであろうと推察された。同様に1970年代後半には高速道路、ドライブウェイあるいは林道など各地でのり面の植生遷移調査が行われ、のり面植生遷移のデータが蓄積されていった^{7) ~10)}。

2. 1959年、1977年、2016年ののり面植生遷移の過程

ここでは1959年に京都東山道路のり面に設置された緑化試験区での、1977年と2016年の植生状況を写真によって比較し、植生が変移していく過程を概観してみよう。

東山ののり面に関する最初の植生調査（1965）から数えて現在の東山道路植生の推移は50年を超したことになる。

写真-1および写真-2とも、2016年ののり面にはアカマツが見られない。1977年には侵入したアカマツが旺盛な生育を見せていた（写真-1、2）。関西でののり面



東山道路 1959年
ウィーピングラブグラス



同 1977年
アカマツ、ススキなど



同 2016年
リョウブ、コバノミツバツツジなど

写真-1 1959、1977、2016年における同一のり面の植生変化

*京都大学名誉教授



写真-2 1977年と2016年の京都東山道路試験区全景の比較

(写真上) 京都東山道路のり面試験区全景 1977年の植生状況：のり面全体に侵入したアカマツが優占している。侵入した広葉樹（リョウブ、ネジキ、コバノミツバツツジなど）も部分的に見られる。

(写真下) 同上試験区全景 2016年8月の植生状況：のり面全体に侵入・成長した広葉樹（リョウブ、ネジキ、コバノミツバツツジ、ソヨゴなど）が繁茂し、アカマツはマツノザイセンチュウで枯死したのか現時点では見られない。

の遷移では、比較的初期からアカマツが侵入し、成長が早くパイオニアの役割を果たしてきたのが一般である。しかし、アカマツ林でのマツノザイセンチュウの勢力はやや下火になったとはいえ、アカマツの侵入、生育の障害になっているものと考えられる。アカマツに変わって、広葉樹、特にパイオニア的なリョウブ、ネジキ、コバノミツバツツジ、ソヨゴなどの中低木が密度高く早期に侵入し、繁茂すると、アカマツの実生などは生育できない。その結果、中低木広葉樹林が形成される。この、いわばブッシュ状の広葉樹林の状態は、比較的長く続くのではないかと考えられる。その後、カシ類が成長しカシ林が形成されていくのであろうか。その場合、現在、勢力をはるカシノナガキクイムシによるナラ枯れのおこる危険性も無視できないであろう。山林の景観も折々に媒介者を経て異常発生する菌類の影響で変化を余儀なくされる。そのようになると、リョウブやネジキなどの中低木ブッシュ林が定着してきそうである。のり面を含め、山林の景観もこのような森林景観に次

第に変化していくのであろうか。春先は新緑で美しい景観を見せるのかもしれない。それにつけても、東山のアカマツ林が夕日に映えて赤い幹が輝いて見えたのも、早や50年前になろうとしている。

3. まとめ

京都東山道路のり面試験区では1959年の緑化草種子吹付けから2016年の今日まで57年が経過した。その間、これまで述べてきたように、一時はアカマツが侵入、繁茂し、上部の山林と同様にアカマツ林が形成されるかと考えられた。しかし、近年のマツノザイセンチュウ害により、このような変化は見られなかった。実際には、その前後に侵入したとみなされるリョウブ、ネジキ、ソヨゴ、ツツジ類などの広葉樹中低木林が形成されている。現在では、高木のアカマツの道路への倒木の危険はなくなったが、のり面下部にまで枝葉を伸ばす広葉樹の維持管理が道路の新たな課題となりそうである。

参考文献

- 1) 新田伸三 (1959) : 東山ドライブウェイの法面緑化 : 公園緑地 21, 3-4
- 2) 新田伸三・小橋澄治 (1968) : 土工のり面保護工 : 鹿島出版会, 157-166
- 3) 吉田博宣 (1966) : 急速緑化施工法面の植生の変移 I (吹付け後7年目 (1965) の植生状況) : 造園雑誌 29 (3), 11-17
- 4) 吉田博宣 (1966) : のり面植生の二次遷移 II - クリーピングレッドフェスキューの対立作用に関する基礎的研究 : 造園雑誌 30 (2), 21-24
- 5) 吉田博宣・森本幸裕・加藤博之・増田拓朗 (1979) : のり面の植生遷移の調査—京都東山ドライブウェイの事例 : 1. 吹付け後17年目 (1975) の植生状況 : 斜面緑化研究 1, 108-110
- 6) 同上 (1979) : 同上 : 2. 植生の現況について (1977) : 斜面緑化研究 1, 110-137
- 7) 亀山 章 (1971) : 植生法面の二次遷移について : 造園雑誌 35 (1), 31-40
- 8) 亀山 章 (1977, 1978, 1978, 1979) : 高速道路のり面の植生遷移について I ~ IV : 造園雑誌 41 (1), 23-33, 同 41 (4), 2-15, 同 42 (2), 2-7, 同 42 (4), 3-11
- 9) 前中久行 (1979) : 奈良県大台ヶ原ドライブウェイにおける法面の植生回復と法面勾配の関係 : 造園雑誌 42 (3), 3-9
- 10) 丸山幸平 (1979) : 飯豊山ヌクミ平林道法面の植生の発達について : 新潟大学農学部演習林報告 12 (3), 43-63

都市の自然再生

Nature Restoration in Urban Areas

森本 幸裕*

Yukihiko MORIMOTO

1. はじめに

日本造園学会関西支部が設立されて 50 周年、この間、都市が変貌してきたのはもちろんであるが、都市の自然を取り扱う科学の世界にも景観生態学の発展や生物多様性概念の台頭という大きな変化があった。また地球環境危機の顕在化とともに、都市の自然の社会的な位置づけや、造園・ランドスケープの計画・デザイン・管理の態度も、さらに技術も大きく変化¹⁾してきた。本稿では、そうした大きな潮流の変化の中に、筆者のよく知る都市の自然再生事例を取り上げて、都市の自然再生のコンセプトと技術、社会における枠組みの特徴について論じ、これからの方向についても言及したい。

2. 万博公園の「自立した森」：都市化時代の自然再生

1970 年万博は入場者 6,400 万人の史上最高の入場者で溢れかえる祭典で、都市化と高度経済成長を象徴するものであった。その跡地利用では、学研都市建設や首都機能代替施設などの都市的開発案も当時の財界を中心にあったという。しかし跡地を<緑に包まれた文化公園>とし、自然文化園には「いくつかの自然生態系」の再生を意図した<自立した森>を配置するという方向が決まったのは、吉村元男氏の言葉を借りれば「奇跡」ともいえる。都市は拡大の一途で、大阪都心では大気汚染のためにキンモクセイの花が咲かなかった時代のことである。高山英華氏の都市計画設計研究所による跡地の基本計画に示された「密生林」、「疎生林」、「散開林」は吉村元男氏の環境事業計画研究所の自然文化園地区基本設計でその内容が詰められただけでなく、早期の森林再生のために尾根筋に水路を通すというユニークなデザインが行われたことを見逃してはならない。現在、その水路はシダ類の重要な生育地となっている。

だが、覆水盆に返らずのように、植林すれば自然林が再生するわけではない。生物多様性や持続可能という概念もなかった時代に提案された、画期的なく自立した森>を 40 年以上、研究対象としてきた筆者の、これが偽らざる心境である。しかしその困難ゆえに、ここは世界でも稀な、緑化研究の先進地ともなった。都市林づくりでは明治神宮の森も著名であるが、造成地ではない。ここは土壌固結に

排水不良、おまけに掘り出した地層に含まれていた硫黄分を含む鉱物が酸化して発生する極酸性など、その後の団地や道路開発で発生する造成地緑化の課題対応先進地となった。その後樹木が大きくなって、限られた樹種が密生した同齢林で生物多様性に欠ける。そこで、自然林では大木が倒れることで次世代の多様性と活力が確保されるという、ギャップダイナミクス理論を応用したパッチ状間伐が 21 世紀に入ってから開始された。そうした成果²⁾も踏まえて 2006 年には東アジアで最初の自然再生に関する国際会議 ICLEE 2006 OSAKA のフィールドとなった。独立行政法人当時には「万博公園 新 SATOYAMA 宣言」のもと、「万博記念公園 “生物多様性の 10 年” 行動計画」を展開し、順応的管理と呼ばれる、科学的検証を踏まえたマネジメントが実践されてきた。

今ではオオタカも営巣を始めたこの森は癌患者のスピリチュアル・ケア効果³⁾も検証されているように、多様な自然の恵みが期待される。加えて強調したいのは、近年の最も深刻な生物多様性への脅威であるシカ害がないので、北摂山系で見られなくなっている植物の避難地ともなれることである。都市化の中で確保された大規模緑地という奇跡は生物多様性に富む<自立した森>の継承と発展あってこそである。

3. 下鴨神社の森：変遷する鎮守の森

巨樹が林立し、アオバズクが営巣する下鴨神社の森は都市の自然として極めて重要であることは疑う余地がない。しかし、その自然は都市化以前の山城原野の特徴を持っていたとしても決して原生林ではない。大きな自然的攪乱や人の利用と再生などのマネジメントの結果¹⁾でもある。

正式名称「賀茂御祖神社 (かもみおやじんじや)」、古事記の山城の国一宮の社叢で、祭祀遺跡や縄文の遺物も出土しているこの地は、賀茂川と高野川が山間から京都盆地にでて形成した扇状地にあり、湧水が豊富な場所で湧水を祀る御手洗社も立地する。そうした場所であるからこそ、一般的な社叢に多い気候的極相林構成種を主とする森ではなく、河畔林としての性格を持っている。京都三大祭りのひとつともなっている賀茂社の祭礼、葵祭ですべての参列者

*京都学園大学バイオ環境学部

が身に付けるフタバアオイとカツラはそうした水辺環境の象徴でもある。水辺とは水分が多だけでなく、洪水攪乱があることを意味する。

明治期まではマツ類やコナラ、ナラガシワもある二次林であって「入らずの森」ではなく、鎮守の森として経営されていたことが絵図等から明らかにされている。その後、1934年室戸台風、翌年大洪水、翌々年大雪で数千本あったと見られる高木は96本となり、その後イヌザクラやアキニレも消滅したが、攪乱をくぐり抜けた大径木約20本と、再生した直径10cm以上の樹木3,652本が約12haの境内に2010年の調査で確認されている。なお、非自生種で常緑のクスノキを内務省が配布して植栽したものが、現在優占種となっているが更新はしていない。その他、ネザサの開花枯死とケヤキの侵入定着、アオキの大量枯死、ムサシアブミの消滅の一方、2005年くらいから深山幽谷の無葉ランと思われてきたタシロランの発生が始まった。

一方で過剰利用に対して立ち入り禁止区域の設定と踏圧固結区域の土壤改良工事、毎年の植樹祭の催行による河畔林構成種の後継樹苗木の植栽などが行われてきた。こうした過程の詳細なモニタリングの結果、現在は河畔林要素の更新は大規模洪水攪乱が発生しないために困難で、アラカシ主体の常緑樹林への道を歩んでいる⁴⁾ことが判明しており、外来種トウネズミモチの侵入などの課題も存在する。

4. 梅小路公園「いのちの森」：ピオトープ復元

旧国鉄のヤード系輸送からの撤退と京都市の平安建都1,200年という節目のお陰で、都心に確保されたまとまった緑地が梅小路公園である。その一角6,600m²については利用する人間よりは都市化で追いやられた生物の方を主人公とするピオトープ「いのちの森」⁵⁾となった。計画段階から筆者を含む専門家と設計者と行政当局が連携し、開園後はさらに市民も含めたボランティアのモニタリング活動が現在まで20年間継続し、身近な環境教育の場としても、都心の野生を知る場として成果をあげて来た。

生物多様性条約COP10に向けた生物多様性国際自治体会議で京都市長、門川大作氏が「都市と生物多様性の実践」と題して「いのちの森」とモニタリンググループの活動を世界に発信された。平成23年度の環境白書や国土交通省の『都市の生物多様性指標（素案）』（2013）にもモニタリング活動が取り上げられ「第10回京都環境賞」（2013）を「京都ピオトープ研究会」モニタリンググループが受賞する栄誉を得た。しかし、洪水攪乱がなく外来種の優占する水系はじめ、当初目標とした生態系が復元しているわけではない。むしろ、アメリカザリガニやウシガエル、トウネズミモチなどの外来種とともに、安定環境における森林成熟化に伴う攪乱依存種や草地の植物の衰退など、課題も多い。近年は、寄るな触るな自然保護ではなく、立地に配

慮した種の導入と管理で地域の絶滅危惧種のレフュージア機能を発揮させる取組みが継続されている。

5. 都市の自然再生の目指すべき方向

都市緑地の規模は大きいほど、多様な種の生息地となることはもちろんであるが、合計面積が同じなら大規模ひとつか、複数の小さい生息地が有利かというSLOSS問題は景観生態学から都市の自然を検討する際に有効である。孤立していてもオオタカが営巣できる100ha規模の万博の森、小型であるが猛禽類のアオバズクが営巣する10ha規模の糺の森、昆虫食のシジュウカラが営巣する1ha規模のいのち森は、サイズが重要であることを示す。

しかし、希少種も含む種数を目的変数に取れば、複数の小さい緑地の方が効果的であるし、分類群によれば日本庭園のようなコンパクトな定期的攪乱のある多様なマイクロハビタットを持つ社寺林等が有意義^{6), 7)}であることを我々の研究グループが明らかにした。

加えて、都市化が絶滅の危機に追いやった植物の生息環境は、水辺が最も深刻で、ついで草地であることを考慮すれば、今後の自然再生の方向は「森」よりも「氾濫原」の再生が重要ではないだろうか。集中豪雨頻度増加が懸念される中、小さい「雨庭」から大きな「氾濫原」まで、階層的な自然再生を、都市のグリーン・インフラ⁸⁾として位置づけて攪乱を許容した自然再生を目指す必要がある。

参考文献

- 1) 森本幸裕 編著 (2012) : 景観の生態史観—攪乱が再生する豊かな大地 : 京都通信社
- 2) Morimoto, Y. et al. (2006): Role of the EXPO' 70 forest project in forest restoration in urban areas: Landscape and Ecological Engineering 2(2), 119-127
- 3) Nakau, M. et al. (2013): Spiritual care of cancer patients by integrated medicine in urban green space: A pilot study: EXPLORE: The Journal of Science and Healing 9(2), 87-90
- 4) 田端敬三ら (2014) : 糺の森において林冠ギャップ下に定着した木本実生の種組成, サイズ構造とその影響要因 : ランドスケープ研究 77, 579-582
- 5) 森本幸裕・夏原由博 編著 (2003) : いのちの森 : 生物親和都市の理論と実践 : 京都大学学術出版会
- 6) 今西亜友美ら (2007) : 孤立した都市緑地における植物の保全と課題—社寺林と境内の生育地としての特徴— : 景観生態学 12(1), 23-34
- 7) 森本幸裕ら (2009) : 都市の生物多様性 : フィールド研究の現在 : BIO-City 43, 116-121
- 8) 森本幸裕 (2016) : 雨庭のすすめ—地球環境危機への賢い適応— : 水循環 : 貯留と浸透 99, 31-34

アトリウム緑化における関西での歴史と課題

The History and Current Issues of Atrium Planting in Kansai District

中村 彰宏*

Akihiro NAKAMURA

アトリウムは、元来、古代ローマ都市の住宅における主要広場であった。現代の「アトリウム」という言葉は1967年のアメリカ・アトランタのハイアット・リージェンシーホテルに対して初めて使われ、1960年代以降に北米から世界的に大流行し⁶⁾、日本でも1980年代以降にアトリウム建築が数多くつくられ⁴⁾、アトリウム建築が馴染みとなった。

アトリウム空間は、ガラス屋根などによる上方からの透過光が入る巨大な吹き抜け空間であり⁴⁾、明るい半屋外的な環境となる。このような空間に植物を導入することがアトリウム緑化とよばれる。1967年竣工のアメリカ・ニューヨークのフォード財団ビルのアトリウム空間が植物導入の初めての試験台となり、周辺の見栄えのしない光景から、夏、冬ともに自然を楽しむことができる⁶⁾環境に変わった。日本で最初の大規模なアトリウム緑化は吹田市の大同生命ビル¹⁾で行われたが、近代のアトリウム緑化ができてからわずか5年後の1972年のことであった。豊かな環境を地域社会へ還元する試みとして公共性の高いアトリウムがつくられ、西日本の植生（照葉樹林等）をインドアに、との目的で自生種が多く用いられた。フォード財団ビルなどで用いられたベンジャミンなどの熱帯原産の観葉植物ではない種が多く使われたのが特徴である。一般的なアトリウムは、大きな吹き抜け空間のため屋内以上に光が入る開放的であるが単調な構造となりやすい。しかし、形状が複雑で、葉の展開などで季節感を楽しむことができ、生命活動のある有機物である植物、特に高さのある大型の樹木をアトリウムに導入することで、潤い、安らぎのある空間へと変えることができる。その後、全国でアトリウム緑化が行

われ、関西でもヒルトンホテル（大阪市）、千里ライフサイエンスビル（吹田市）や関西空港旅客ターミナルビルなどの空間が1990年代までに緑化された。巨大なアトリウムをもつ関西空港では、関西の空の玄関として「鎮守の森」をコンセプトに自生の常緑樹が用いられた⁵⁾。

では、現在のアトリウム緑化はどうだろうか。近年、関西のアトリウム建築は、京都駅、大阪駅周辺などでもつくられたが、大型の樹木を導入したアトリウム緑化は行われておらず、鉢植えや壁面緑化が行われているに過ぎない。首都圏では、タケ類やヤシ類などによる緑化が2000年以降も行われた。アトリウムでは、上方からの光も重要であるが、古代に大きな柱が果たしたような「垂直方向性⁴⁾」の認識の役割を、植物高の大きなタケ類やヤシ類が担っていると考えられる。全盛期に比べると極端にアトリウム緑化事例が減少した。その理由を探るには、アトリウム空間での環境条件と植物の生育状態を考えることが重要である。

アトリウム空間は、降雨がない、葉に照射される光が少ない、空調で温湿度が制御される、土壌基盤が屋外と異なる等の環境の特異性がある。降雨の代わりは灌水装置が果たすが、光が少ないことを大型の植物を対象に改善することは極めて難しい。図-2は関西空港のアトリウム空間で撮影した全天写真である。アトリウム空間では、トップライト（天窗）の大きさや位置や天井高などの構造、ガラスの透過率などで透過光量は変化する。図-3(a)には、図-2を撮影したアトリウム内外で実測された夏季と冬季の透過光量（光合成有効量子密度）の日変化²⁾を示す。屋外での最高値は夏季に $2000 \mu\text{mol}/\text{m}^2/\text{s}$ 以上であるが、



図-1 大同生命ビルのアトリウム空間（吹田市）

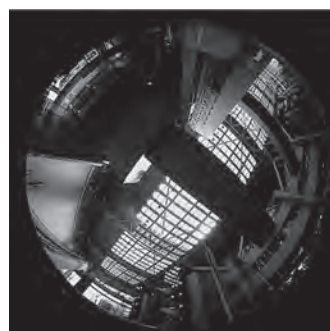


図-2 関西空港のアトリウム空間の全天写真

*大阪府立大学大学院生命環境科学研究科

冬季には約 $1000 \mu\text{mol}/\text{m}^2/\text{s}$ に半減，アトリウム空間では，夏季には $156 \mu\text{mol}/\text{m}^2/\text{s}$ であるが，冬季には $16 \mu\text{mol}/\text{m}^2/\text{s}$ と 1/10 に減少した。夏季には屋外の 7% がアトリウムに透過したが，冬季は一日中 2% 程度と低い。このように，時間や季節で透過光量は大きく変化するため，1日1回だけの光量計測では，アトリウム空間の光環境を評価することはできない。植物の成長の源である光合成速度も季節や時間で変化する。図-3 (b) は，このアトリウム空間のモチノキで計測された夏季の光合成速度と計測時の光量子量の関係²⁾である。低光量下では光合成速度は光量に大きく規定され，この関係は光-光合成曲線とよばれる。光量がゼロの時の値は暗呼吸速度とよばれ，葉の維持のために必要な消耗速度である。光量の増加とともに光合成速度が増加し，呼吸と光合成速度がつりあい，見かけ上， CO_2 の収支がゼロとなる時の光量を光補償点という。図-3 (b) の光補償点は $9.3 \mu\text{mol}/\text{m}^2/\text{s}$ であり，この光量以下では CO_2 収支はマイナス，これ以上の光量時に光合成で CO_2 を吸収する。透過光量が光補償点以上の時間は，夏季では 8 時～17 時，冬季では 9 時～14 時半，冬季には一日の 3/4 以上で消耗したと推定される。低光量のアトリウム空間では，屋外のように光量の大きな時間が短いため十分に光合成ができず，蓄えていた糖분을消耗し，枯死につながることもある。生育状態の悪化要因は低光量だけでなく，温度も大きな要因である。図-3 (c) はアトリウムに植栽された 3 種の植物の葉の温度を暗黒下で変化させて測定した暗呼吸速度と温度の関係³⁾である。暗呼吸速度は，温度が 10°C 上昇すると 2 倍に増加することが知られており，この指数関数で近似した結果を示す。同一温度における暗呼吸速度は，熱帯に自生する草本のスパティフィラムが最も小さく，次に木本のパキラ，日本に自生するモッコクの順で大きかった。このアトリウム空間での最低気温は 18.3 度で，沖縄県南部の波照間島の 1 月の最低気温の平年値の 16.9°C よりも高く，消耗量が大きくなる。光量や温度の環境条件と光合成-呼吸特性を考慮して光合成速度の積算値，つまり 1 日の CO_2 収支を求めて生育状態を評価できる³⁾。アトリウムのモッコクについて計算すると，

光量が増加するが温度が高くなる前の 4 月に収支が最大，最も低光量となる 12 月で最小となり³⁾，光だけでなく温度条件の重要性が理解できる。同じ植物でも生育環境に適応して特性を変化できる可塑性をもつ種がある。図-3 (c) のモッコクでわかるように，明るい屋外から低光量のアトリウムに導入すると，適応して暗呼吸速度や光補償点が小さくなる。この変化を順化という。順化できる可塑性をもつ種は低光量下でも相対的に生育しやすい。とはいえ，日本原産の造園緑化樹木をアトリウムで用いることは， CO_2 収支から考慮して相対的に観葉植物よりも困難であり，メンテナンスでも問題となる。このことが，大型の造園樹木によるアトリウム緑化が減少している理由の一因である。しかし，明るい大同生命ビルでは造園緑化樹木が生育を続け，低光量の関西空港のアトリウム空間でも開港当初に植栽されたモッコク，モチノキの個体の一部が 22 年経過した現在も生育を続ける。それゆえ，光と温度の環境条件，植物の光合成特性を用いた CO_2 収支のシミュレートするアトリウム緑化の設計を行えば，造園緑化樹木を導入できるアトリウム空間を見つけ出すことも可能であろう。ただし，低光量で活性状態が十分ではないため，気孔を通した葉面からの蒸散による加湿効果，汚染空気浄化能などの定量的な効果を期待することは禁物である。屋上や壁面などの緑化でも同様であるが，植物の効用を過大評価せずに，その限界も適切に評価した上で，潤い，安らぎ，快適さのある緑化空間をつくることが重要である。緑化はつくることだけでなく，快適な空間を維持することも重要であるため，施工後の維持管理にも十分に注意を払う必要があることを忘れてはいけない。

参考文献

- 1) 近藤三雄ら (1990) : アトリウムと緑化 : ソフトサイエンス社, 129pp
- 2) 中村ら (1998) : 日本緑化工学会誌 24, 71-79
- 3) 中村ら (2002) : 日本緑化工学会誌 27, 507-518
- 4) 日本建築学会編 (1994) : アトリウムの環境設計 : 彰国社, 149pp
- 5) 奥村 (1994) : Process Architecture 122, 174-183
- 6) リチャード・サクソン (1988) : アトリウム建築 : 鹿島出版会, 197pp

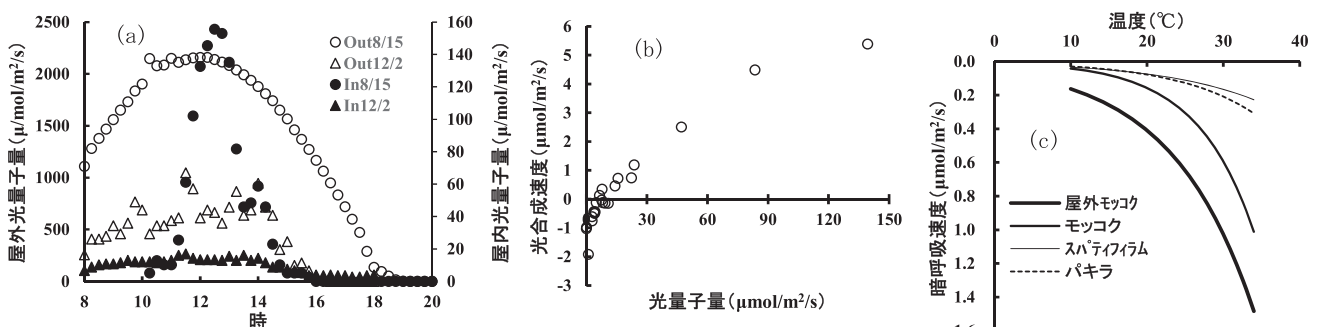


図-3 閑空での屋外 (Out) と屋内のアトリウム (In) での光量子量の日変化²⁾ (a), アトリウムに植栽されたモチノキの光量子量と光合成速度の関係²⁾ (b), 植栽された 3 種の植物の温度と暗呼吸速度の関係³⁾ (c)

里山放置林管理

The Management of Abandoned Satoyama

服部 保*

Tamotsu HATTORI

1. 管理の基本的方向（放置里山の管理）

1960年代に始まる燃料革命は夏緑低林として維持されてきた里山林を大きく変貌させ、遷移の進行に伴う照葉樹、つる植物、ササ類の繁茂や高木林化によって里山放置林（放置里山、放置林）とよばれる今までに見られなかった樹林が全国的に形成された。減災、景観、環境学習、生物多様性などの点において多くの問題を持つ放置林に対して、兵庫県では兵庫方式とよばれる放置林の管理を1995年以来採用し、2016年までに約17,000haの整備を進めてきた。兵庫方式の管理とは放置林を伐採して、本来の里山林である低林にもどすのではなく、放置林の持つ環境機能、教育文化機能、減災機能を重視し、遷移を抑制して明るい夏緑高林の育成を目指すものである^{1)~3)}。具体的には夏緑樹を残し、林内の照葉樹、つる植物、ササ類を除去することによって、明るい林内環境を創出し、樹林のもつ上述の機能を発揮させようとするものである。本方式によって放置林が管理され、多大な効果を上げてきた。しかし、放置林の優占種、種組成、階層構造、遷移の進行程度、立地条件は様々であり、夏緑高林だけを目標林とするのではなく、地域の特性に基づいた多様な森づくりが近年求められている。新しい放置林管理の事例をいくつか紹介したい。

2. 都市山（とし山）における管理

六甲山は兵庫県下の神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市の市街地のすぐ後方に屏風のようにそびえる東西30km、南北5km、最高峰931mの山地である。このように大都市に隣接する山地は都市山（としやま）とよばれているが^{3), 4)}、都市山の樹林に求められるのは環境機能、教育文化機能もさることながら、第一は減災機能である。六甲山の放置林の目標林としては減災機能を十分に発揮できる樹林であり、基本的には前述の夏緑高林がそれに該当するが、急傾斜地や市街地に隣接する地域では夏緑高木の倒壊を防ぐために夏緑低林も目標林ともなり得る。

新神戸駅の北側斜面は急傾斜地にもかかわらず、クスノキ、アベマキ、ムクノキの大径木から構成される樹林が成立していた。斜面崩壊の危険があることから、神戸市は2012年にこれらの大径木を伐倒し、夏緑低林に転換する

作業を行った。大径木の伐倒であり、切り株から萌芽が発生するか懸念されたが、萌芽は十分発生し、低林化に成功した。2016年現在、歩道沿いにコバノミツバツツジなどの夏緑低木が植栽され、景観にも配慮した都市山モデル林の育成が進められている。

3. まち山における管理

大都市近郊の丘陵地や台地では1960年代以降ニュータウン開発が進み、各地にニュータウンが誕生した。いずれのニュータウンにおいても造成しにくい立地や周辺部は緑地として残されたが、それらの緑地は公園として管理されることは稀で、多くは放置林の状態で置き去りにされていた。兵庫県下の神戸市、三田市、川西市、西宮市、宝塚市のニュータウン内においても小規模な放置林が活用されずに閉ざされていた。小さな放置林であっても自然の少ないニュータウンにとってはたいへん重要な緑であり、本来は行政が管理し、市民に開放すべきものである。このような市街地に取り囲まれた里山に由来する身近な緑地を服部⁵⁾はまち山とよんで、その重要性を報告している。まち山の樹林に求められる機能は第一に子供達への教育・文化機能である。ニュータウンの子供達にとってまち山は小規模であっても、かけがえのない身近な体験学習の場であり、遠くの大自然より重要な自然である。

兵庫県川西市水明台では溪のサクラを守る会が放置されていたまち山の管理を進め、瀕死の状態にあった絶滅危惧種のエドヒガンを再生させ、さらに川西市の生物多様性のシンボル種であるクスギ、ナラガシワや稀少種の保全も進めている。エドヒガンというサクラの景観性を重視した管理は都市における放置林管理の新しい展開である。同会は整備の進んだまち山において近隣の小学校の子供達に体系化された体験学習を積極的に行っており、まち山を管理するだけでなく、整備されたまち山の教育・文化面での活用という点においても注目すべき活動である。川西市清和台東（虫生川周辺の自然を守る会）ではシロバナウンゼンなどの稀少種に注目したまち山管理が、川西市大和西（大和フォレストクラブ）ではまち山の一部にススキ草原の育成を目指したまち山管理も進められている。神戸市西区春日

*能勢電鉄(株)／兵庫県川西市教育委員

台（春日台公園里山クラブ）、神戸市西区学園東町（里山倶楽部緑台）、三田市けやき台（もりんちゅうの会）、宝塚市中山台（中山台コミュニティ緑化対策部）、宝塚市北雲雀（きずな会）、西宮市名塩（ナシオン創造の森育成会）などにおいても特色のあるまち山管理が進められている。

まち山は小規模な樹林が多いので、管理を続けてゆくと庭園的な景観が育成されてゆく。美しさを求めて放置林の管理を進めてゆくというのも新しい方向の一つである。すでに前述の水明台や大和台でも絶滅危惧種が植栽されて、野草園づくりが一部で行われている。里山における植生管理と園芸の一体化は「里山園芸」ともいえる新しい活動の分野を生み出している。また、造園的な立場からみるとまち山管理の発展形は「つき山」（日本庭園の築山を模して）管理と言えるであろう。川西市満願寺の北摂里山満願寺森の会は2015年に設立された新しい市民グループであるが、放置林の管理目標を「つき山」と明示して活動を進めている。

4. うら山等における管理

中山間地域の人家のうら山における放置林管理の方向は安全性から判断して、夏緑高林を目標とするよりも夏緑低林が望ましいことは明らかであるが、低林ではなく低木林とする考え方もある。兵庫県の「災害に強い森づくり」事業の中の里山防災林整備では人家裏山の危険木伐採を進め、目標林の一つとして夏緑低木林（柴山）を設定している。兵庫県加古川市権現総合公園では神鋼かがわ森の会が、マツ枯れ後の放置林をコバノミツバツツジなどの低木の優占する夏緑低木林へと誘導している。放置林、特にマツ枯れの多いアカマツ型放置林の目標林としては夏緑低木林も望ましい。

兵庫県西宮市広田神社のアカマツコバノミツバツツジ林は兵庫県の天然記念物に指定されていた。指定されたがゆえに樹木の伐倒を避けてきたが、そのために林内の照葉樹の繁茂によりコバノミツバツツジが衰退していた。照葉樹の伐採を進め、コバノミツバツツジの育成に努めた結果、3年あまりでコバノミツバツツジ優占の低木林が形成されつつある。この例も夏緑低木林を目標とした一例であろう。

5. おく山における管理

奥山とは人の手の加わっていない原生林の広がる集落より遠く離れた山地の意である。現在、奥山に該当する山地は亜高山の針葉樹林成立地を除いてほとんど存在しない。本論文で使用する「おく山」は原生林ではなく、放置林や管理水準の低い人工林の広がる集落より遠く離れた山地のことである。「おく山」における放置林の管理は1章でまとめた放置里山管理の基本的方向と一致し、夏緑高林を目標とするものである。

6. 里山の再生

放置里山を里山にもどすことのできない最大の理由は伐採した木材を利用できないことにある。逆に木材の利用ができ、生産性が合えば、里山の再生は十分可能となる。猪名川上流域の兵庫県川西市、大阪府能勢町の一部では現在も茶道用の木炭の生産が続けられ、輪伐による里山林のパッチワーク景観を見ることができ^{2), 3), 6)}。本地域内の川西市国崎一庫公園、川西市黒川大槌、豊能町牧では木炭生産者の指導のもとに市民グループ等（菊炭友の会、菊炭クラブ）により、木炭を生産するための里山再生が進められている。豊能町牧（菊炭クラブ）では再生を始めてから輪伐の周期である10年を経過し、里山のパッチワーク景観が見事に再生されている。

六甲山地の東端にある西宮市社家郷山では兵庫県の「企業の森づくり」制度に基づき、コープこうべが中心となって放置林の管理が2008年より進められている。社家郷山にはキャンプ場が開設されていることから、キャンプ場で使用する薪材を供給する里山の再生を放置林管理の目標の一つとしている。これまで薪材は購入されていたが、里山を再生させることで薪材が手に入ると共に、本来の里山景観や里山の生物多様性にも復元することが可能となる。都市近郊のキャンプ場と結びついた当地の里山は「都市型里山」とよばれている⁷⁾。

伝統のある木炭生産地や都市近郊のキャンプ場という特殊な立地の特性を生かして里山再生が可能となった例を示した。条件がうまく合えば、里山再生も可能性があることが示されていると思われる。

参考文献

- 1) 服部保・赤松弘治・武田義明・小館誓治・上甫木昭春・山崎寛（1995）：里山の現状と里山管理：人と自然6, 1-32
- 2) 服部保・黒田有寿茂・南山典子（2010）：里山林の基礎：兵庫県緑化推進協会, 神戸
- 3) 服部保（2011）：図説生物学30講・環境と植生30講：朝倉書店, 東京
- 4) 服部保・澤田佳宏・赤松弘治（2007）：都市山六甲山の植生管理マニュアル：神戸農林水産振興事務所, 神戸
- 5) 服部保（2012）：里山の再生と課題：グリーン・エージ460, 4-6
- 6) 服部保・南山典子・松村俊和（2005）：猪名川上流域の池田炭と里山林の歴史：植生学会誌22, 41-51
- 7) 里と水辺研究所（2014）：コープの森・社家郷山, ようこそ山とくらしをつなぐ学びの森へ：生活協同組合コープこうべ地域活動推進部, 神戸

日本造園学会関西支部活動の50年の歩み 年表

日本造園学会関西支部活動の50年の歩み

年	支部大会			
	年度・回	場所	討論会・シンポジウム	講演会
1966年 (昭和41)	本部理事会で設立の承認を得る(S41.8.11) 関西支部設立総会 昭和41年度(第1回)支部大会 (S41.11.20)	京都大学農学部		講演会『アメリカの造園家-現在の地位と将来の目標』【エドワード・A・ウィリアムス氏：大阪府立大学客員教授】
1967年 (昭和42)	昭和42年度(第2回)支部大会(S43.1.13)	大阪府立大学農学部	討論会『自然保護と開発』	講演会『都市地域における緑地保全と開発-とくにサン・アントニオ河について』【ロバート・S・コーンウォール氏：大阪府立大学客員教授】
1968年 (昭和43)	昭和43年度(第3回)支部大会(S44.1.18)	奈良県文化会館	討論会『平城宮跡の保存と利用』	講演会『公園・レクリエーション系統の計画について』【トニー・N・コム氏：大阪府立大学客員教授】
1969年 (昭和44)	昭和44年度(第4回)支部大会(S45.1.16)	神戸市相楽会館	討論会『六甲山の開発と保護』	
1970年 (昭和45)	昭和45年度(第5回)支部大会(S45.9.18)	京都大学楽友会館		講演会『環境をまもる』【H・F・ベルクマイスター氏：IFLA副会長】
1971年 (昭和46)	昭和46年度(第6回)支部大会(S46.9.12)	大阪府立大学農学部		講演会『ニュータウン計画の実際』【富安秀雄氏：市浦都市開発建築コンサルタンツ大阪事務所長】
1972年 (昭和47)	昭和47年度(第7回)支部大会(S47.11.12)	京都大学農学部		講演会『都市と建築の接点』【楨 文彦氏：楨総合計画事務所長】
1973年 (昭和48)	昭和48年度(第8回)支部大会(S48.10.28)	九州大学農学部		講演会『九州の自然と文化財と福岡ユネスコ』【高橋正雄氏：福岡ユネスコ都市問題研究会委員長・九州大学名誉教授】 講演会『九州の自然と山林』【佐藤敬二氏：西日本短期大学学長・自然と歴史を守る会副会長・九州大学名誉教授】
1974年 (昭和49)	昭和49年度(第9回)支部大会(S49.9.15)	大阪府立大学農学部		講演会『アメリカにおけるLANDSCAPE ARCHITECTの立場』【都田 徹氏：鹿島建設建築設計本部開発計画部】
1975年 (昭和50)	昭和50年度(第10回)支部大会(S50.9.14)	岡山大学農学部		講演会『吉備の古代文化と石材』【間壁忠彦氏：倉敷考古館長】
1976年 (昭和51)	昭和51年度(第11回)支部大会(S51.9.15)	神戸市職員研修所		講演会『神戸の町と異人館』【坂本勝比古氏：神戸市教育委員会】
1977年 (昭和52)	昭和52年度(第12回)支部大会(S52.9.15)	奈良女子大学家政学部		講演会『古代空間の復原考-植物遺体の調査から』【粉川昭平氏：大阪市立大学理学部教授】
1978年 (昭和53)	昭和53年度(第13回)支部大会(S53.9.15)	京都大学農学部		講演会『都市空間の生態』【吉村元男氏：環境事業計画研究所長】
1979年 (昭和54)	昭和54年度(第14回)支部大会(S54.9.16)	大阪市立自然史博物館		講演会『大阪の自然史』【千地万造氏：大阪市立自然史博物館長】
1980年 (昭和55)	昭和55年度(第15回)支部大会(S55.9.15)	大阪府立大学農学部		講演会『ヨーロッパの都市景観』【向井正也氏：神戸大学教授】

見学会	シンポジウム・講演会	緊急調査・海外調査・国際会議等	提言・出版物	研究助成・顕彰	支部長
			日本造園学会関西支部設立趣旨書【関西支部設立発起人一同】 日本造園学会関西支部規程		堤 久雄 (大阪府立大学：昭和41・42年度)
					岡崎文彬 (京都大学：昭和43・44年度)
仙洞御所					久保 貞 (大阪府立大学：昭和45・46年度)
					久保 貞 (大阪府立大学：昭和47・48年度)
太宰府,田主丸,久留米,佐賀	講演会：フランシス・H・ディーン氏 (S48.4.28)				
					高橋理喜男 (大阪府立大学：昭和49・50年度)
ポートアイランド北公園					近藤公夫 (奈良女子大学：昭和51・52年度)
	日本造園学会設立50周年記念シンポジウム 『日本造園の源流とその現代的意義を考える』(大阪・科学技術センター：S53.3.25)				
		韓国造園視察 (S53.10.26～30)			中村 一 (京都大学：昭和53・54年度)
	講演会：ダン・カイリー氏(S54.4.13) シンポジウム『環境デザインの展望』(大阪府立労働センター：S54.12.12)				
					加藤退介 (九州大学：昭和55年度)

年	支部大会			
	年度・回	場所	討論会・シンポジウム	講演会
1981年 (昭和56)	昭和53年度(第16回)支部大会 (S56.9.15)	岡山大学農学部		
1982年 (昭和57)	昭和57年度(第17回)支部大会 (S57.9.15)	香川大学教育開放センター		
1983年 (昭和58)	昭和58年度(第18回)支部大会 (S58.10.23・24)	神戸市相楽園会館		講演会『私の環境造形』【増田正和氏：環境造形Q】
1984年 (昭和59)	昭和59年度(第19回)支部大会 (S59.9.15)	名城大学農学部		
1985年 (昭和60)	昭和60年度(第20回)支部大会 (S60.9.14・15)	大阪市立労働会館	関西支部創立20周年記念パネルディスカッション『街づくりの中の緑と造園家』	講演会『曲水考』【中根金作氏：大阪芸術大学情報センター】
1986年 (昭和61)	昭和61年度(第21回)支部大会 (S61.9.13・14)	飛鳥研修宿泊所		
1987年 (昭和62)	昭和62年度(第22回)支部大会 (S62.10.9・10)	大津市勤労福祉センター	シンポジウム『健康づくりと公園』	
1988年 (昭和63)	昭和63年度(第23回)支部大会 (S63.10.9・10)	京都芸術短期大学	シンポジウム『SHAKKEI論－未来の借景は可能か』 フォーラム'88『女性からみたランドスケープ』	講演会【河北倫明氏：京都芸術短期大学長】
1989年 (平成元)	平成元年度(第24回)支部大会 (H1.11.11・12)	西日本短期大学	シンポジウム『福岡の環境づくり－都市の美しさを求めて』	
1990年 (平成2)	平成2年度(第25回)支部大会 (H2.11.10・11)	福井県立短期大学		講演会『戦国城下町――乗谷の文化―茶の湯と庭園』【藤原武二氏】
1991年 (平成3)	平成3年度(第26回)支部大会(H3.11.3・4)	近畿大学農学部		
1992年 (平成4)	平成4年度(第27回)支部大会 (H4.11.14・15)	神戸芸術工科大学		講演会『アーバンリゾート都市を目指して』【笹山幸俊氏：神戸市長】

見学会	シンポジウム・講演会	緊急調査・海外調査・国際会議等	提言・出版物	研究助成・顕彰	支部長
岡山大学内緑地,西川緑道公園,枝川緑道公園	シンポジウム『外国産造園植物』				久保 貞 (大阪府立大学:昭和56年度)
四国民家博物館(四国村)					高橋理喜男 (大阪府立大学:昭和57・58年度)
ポートアイランド(ファッションタウン,南公園,ポートアイランドビル),西神ニュータウン,神戸総合運動公園,五色塚古墳					畔柳 鎮 (岡山大学:昭和59・60年度)
愛知県緑化センター,久屋大通公園					
長居植物園,大泉緑地,南港ポートタウン,野鳥公園	第23回国際造園会議日本大会(東京及び神戸)『環境と創造-自然と文化の保全を図り,調和のある新しい環境を計画整備する手法とその活動』	八幡屋公園基本計画設計競技(第23回国際造園会議日本大会)実施			
国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区			日本造園学会関西支部二十年のあゆみ		新田伸三 (名城大学:昭和61・62年度)
			提言『健康づくりと公園に関する「大津宣言」』		
清風荘庭園,中島氏庭園			Professional Exhibition・京都若手造園家作品写真展・女性たちの提言展		武居二郎 (京都造形芸術短期大学:昭和63・平成元年度)
柳川,アジア太平洋博跡地,大濠公園					
					鈴木 登 (近畿大学:平成2・3年度)
奈良国立文化財研究所飛鳥資料館,橿原市昆虫館,奈良県営馬見丘陵広域公園,奈良県立奈良公民館	第1回九州研究会福岡大会『九州の環境とランドスケープ-今、都市に求められる緑とは』(福岡市美術館講堂:H3.2.2)				
布引ハーブ園,鳴尾浜臨海公園,北山公園,しあわせの村					杉本正美 (九州芸術工科大学:平成4年度)

年	支部大会			
	年度・回	場所	討論会・シンポジウム	講演会
1993年 (平成5)	平成5年度(第28回) 支部大会 (H5.10.16・17)	アピオ大阪(大 阪市立労働会 館)	ワークショップ『若きラン ドスケープ・アーキテクト達 の思い-造園のいまとみら い』	
1994年 (平成6)	平成6年度(第29回) 支部大会 (H6.10.15・16)	大阪芸術大学	シンポジウム：『都市の魅 力-その創出と造園の役 割-』	
1995年 (平成7)	平成7年度(第30回) 支部大会 (H7.10.28・29)	京都芸術短期 大学	シンポジウム『大震災 復 旧から復興まで』	講演会『災害救援の文化』【野田正彰氏：京都芸 術大学教授】
1996年 (平成8)	平成8年度(第31回) 支部大会 (H8.10.12・13)	岡山大学		講演会『中・近世における岡山の街づくり』【市 川俊介：元岡山オリエンタル美術館長】
1997年 (平成9)	平成9年度(第32回) 支部大会 (H9.10.25・26)	名城大学天白 キャンパス		
1998年 (平成10)	平成10年度(第33 回)支部大会 (H10.10.3・4)	京都大学農学 部	シンポジウム『梅小路公園 を通して公園の将来を考え る』	
1999年 (平成11)	平成11年度(第34 回)支部大会 (H11.10.16・17)	奈良県新公会 堂	シンポジウム『文化遺産の 保存活用と造園の役割』	
2000年 (平成12)	平成12年度(第35 回)支部大会 (H12.10.14・15)	大阪府立大学	パネルディスカッション 『ランドスケープアーキテ クトの基本的役割と今後の 展開』	発表会『ランドスケープ2000(デザインワーク ショップ)』
2001年 (平成13)	平成13年度(第36 回)支部大会 (H13.10.20・21)	京都府立植物 園・京都府立大 学	シンポジウム『地球環境と ガーデニングを学ぶ教室 植物園を考える』	基調講演『植物園の歴史と現在そしてこれからを 考える』【小山鐵夫氏：高知県立牧野植物園園 長・日本大学生物資源科学部教授】
2002年 (平成14)	平成14年度(第37 回)支部大会 (H14.10.19・20)	香川大学・国営 讃岐まんのう 公園	シンポジウム『公園づくり とボランティア』	
2003年 (平成15)	平成15年度(第38 回)支部大会 (H1159.6・7)	和歌山大学シ ステム工学部		

見学会	シンポジウム・講演会	緊急調査・海外調査・国際会議等	提言・出版物	研究助成・顕彰	支部長
花博記念公園鶴見緑地					清水正之 (大阪芸術大学：平成5・6・7年度)
和歌山城,養翠園,和歌の浦,片男波公園万葉館,紀三井寺					
泉川邸,糺の森	第4回日韓定期学術研究交流大会『都市公園のランドスケープ』(大阪国際交流センター：H7.10.6・7)	阪神・淡路大震災緊急調査	公園緑地等に関する阪神大震災緊急調査報告書		
後樂園					千葉喬三 (岡山大学：平成8・9年度)
名古屋市白鳥庭園,国営木曾三川公園中央水郷地区,岐阜県養老公園養老天命反転地		関西支部発足30周年記念公園設計学生コンクール：大阪府蜻蛉池公園(H9.8.18～8.31)			
京都市梅小路公園					吉田博宣 (京都大学：平成10・11年度)
平城宮跡					
					藤田好茂 (景観設計研究所：平成12・13年度)
京都府立植物園	日本造園学会全国大会シンポジウム『デザイン新次元ー公園ーをこえて』【学術委員会・ランドスケープ2000：東京農業大学】				
国営讃岐まんのう公園	日本造園学会全国大会公開ワークショップ『都市再生ーランドスケープの視点から』【学術委員会・LA2001企画チーム：京都造形芸術大学】				尼崎博正 (京都造形芸術大学：平成14・15年度)
紀ノ川多自然型川づくり,国道26号北バイパス緑地,雑賀崎,養翠園,紀州東照宮,和歌浦			LANDSCAPE EXPLORERーパブリック・スタイルをプロファイリングする外部空間装置たち【LANDSCAPE EXPLORER実行委員会】	研究助成	

年	支部大会			
	年度・回	場所	討論会・シンポジウム	講演会
2004年 (平成16)	平成16年度(第39回)支部大会 (H16.10.9・10)	神戸市相楽園 会館・神戸芸術 工科大学	シンポジウム『震災から復興10年・緑のコミュニティデザインが果たした役割』	講演会『震災復興から新・田園都市への試み』 【齊木崇人氏：神戸芸術工科大学教授】
2005年 (平成17)	平成17年度(第40回)支部大会 (H17.10.8・9)	大阪府立女性 総合センター (ドーンセン ター)	学会井戸端会議『産・官・学・民』の交流と連携を展望するーランドスケープマネジメントのあり方 総合討論会『関西支部(大阪)大会を振り返って』	
2006年 (平成18)	平成18年度(第41回)支部大会・関西支部設立40周年記念大会(H18.10.13・14)	京都大学農学部	パネルディスカッション『古の京の風土を次代に継承するために』	基調講演『京都和風迎賓館庭園について』【佐野藤左衛門：植藤造園代表取締役】
2007年 (平成19)	平成19年度(第42回)支部大会 (H19.10.20・21)	岡山大学津島 キャンパス	シンポジウム『瀬戸内海の景観再評価ーよみがえる瀬戸内海』	基調講演『自然史の風景から人類史の風景へ』 【西田正憲氏：奈良県立大学】
2008年 (平成20)	平成20年度(第43回)支部大会 (H20.10.24・25)	大阪府立女性 総合センター (ドーンセン ター)	学会井戸端会議『パブリックスペースの次の担い方』 総合討論会『研究・事例発表セッションを振り返って』	
2009年 (平成21)	平成21年度(第44回)支部大会 (H21.10.24・25)	大阪府立女性 総合センター (ドーンセン ター)	学会井戸端会議『農の風景：第9回ランドスケープデザイン学生設計競技一次審査選考作品プレゼンテーション・学生設計競技作品から読み解く「農の風景」』 公開研究会『ランドスケープ遺産インベントリーづくり』	
2010年 (平成22)	平成22年度(第45回)支部大会 (H22.12.4・5)	鳥取環境大学・ 鳥取大学工学 部	パネルディスカッション『山陰海岸ジオパークとランドスケープ』 公開研究会『ランドスケープ遺産インベントリーづくり』	基調講演『ジオパークのトータルコンセプト』 【西田良平氏：放送大学鳥取学習センター所長・鳥取大学名誉教授】
2011年 (平成23)	平成23年度(第46回)支部大会 (H23.10.29・30)	兵庫県中央労働センター・相楽園会館	フォーラム『阪神・淡路大震災と新潟県中越地震の経験から、東日本大震災の復興に向けての提言』 公開研究会『ランドスケープ遺産インベントリーづくり』	

見学会	シンポジウム・講演会	緊急調査・海外調査・国際会議等	提言・出版物	研究助成・顕彰	支部長
	シンポジウム『獲得される場所をめざしてーLANDSCAPE EXPLORERーパブリックスタイルをプロファイリングする外部空間装置たちー』(大阪市立大学文化交流センター：H16.7.31)			研究助成	森下元之 (大阪市：平成16・17年度)
				第1回関西支部賞 研究助成	
京都迎賓館日本庭園、保津峡	平成18年度日本造園学会全国大会ワークショップ『ランドスケープや緑景観の視点から捉えた景観法』		マゾヒスティック・ランドスケープー獲得される場所をめざして【LANDSCAPE EXPLORER 著】	第2回関西支部賞 研究助成	森本幸裕 (京都大学：平成18・19年度)
				第3回関西支部賞 研究助成	
				第4回関西支部賞 研究助成	増田 昇 (大阪府立大学平成20・21年度)
	おかやまキッズ緑のまちづくりフォーラムIN第26回全国都市緑化おかやまフェア(全国都市緑化おかやまフェアメイン会場内花と緑のテーマ館：H21.5.10)	第9回ランドスケープデザイン学生設計競技『農の風景』(ランドスケープコンサルタンツ協会関西支部共同実施：H21.9.24)	水と緑のまちづくりキッズおかやま宣言2009【おかやまキッズ緑のまちづくりフォーラム実行委員会】	第5回関西支部賞 研究助成	
	奈良花と緑の文化遺産フォーラムIN第27回全国都市緑化ならフェア：奈良における花と緑の文化遺産の再発見(第27回全国都市緑化ならフェアメイン会場馬見丘陵公園つどいの丘ゾーン花なら会場：H22.10.10)	第10回ランドスケープデザイン学生設計競技『ならのにわ1301』(ランドスケープコンサルタンツ協会関西支部共同開催：H22.11.25)		第6回関西支部賞 研究助成	宮前保子 (スペースビジョン研究所：平成22・23年度)
南芦屋浜災害復興公営住宅、深江地区まちづくり、松本地区まちづくり、震災復興記念公園「みなとのもり公園」	鼎談『関西におけるランドスケープの未来を展望する～戦後30年に学ぶ温故知新～』(エル・おおさか(大阪府立労働センター)：H23.1.29)	東日本大震災緊急調査	東日本大震災復興支援学生ワークショップ【関西支部+ランドスケープ7大学展・震災スタジオ2011】	第7回関西支部賞 研究助成	

年	支部大会			
	年度・回	場所	討論会・シンポジウム	講演会
2012年 (平成24)	平成24年度(第47回)支部大会 (H24.10.27・28)	京都造形芸術大学	シンポジウム『歴史都市・京都の防災とランドスケープ』 公開研究会『ランドスケープ遺産イベントリーづくり』	基調講演『地震火災危険度が高い京都の文化遺産』【土岐憲三氏：立命館グローバル・イノベーション研究機構教授・歴史都市防災研究センターセンター長】
2013年 (平成25)	平成25年度(第48回)支部大会 (H25.10.26・27)	大阪府立大学 I-siteなんば	シンポジウム『都市におけるグランドデザインとしてのみどりの戦略を考える』 公開研究会『ランドスケープ遺産イベントリーづくり：残したい河川のランドスケープとは』	基調講演『大阪 みどりの「グランドデザイン」を考える』【小河保之氏：大阪府副知事】
2014年 (平成26)	平成26年度(第49回)支部大会 (H26.10.18・19)	滋賀県立大学	公開研究会『ランドスケープ遺産イベントリーづくり～生活・生業・信仰等により形成された空間・景観の登録事例を中心に～』	
2015年 (平成27)	平成27年度(第50回)支部大会 (H27.10.17・18)	大阪府立男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター)・大阪府立大学	シンポジウム『関西ランドスケープのいまー緑と人のストックをどう活かす 公開研究会『実務家の眼が捉えるランドスケープ「資産」とは』	
2016年 (平成28)	平成28年度(第51回)支部大会 (H28.10.15・16)	京都大学	シンポジウム『魅力ある風景の未来に向けて』 公開研究会『公園とランドスケープー京都・大阪を中心に』	基調講演『魅力ある風景を未来に引き継ぐために』【笹岡隆甫氏：未生流笹岡家元】

見学会	シンポジウム・講演会	緊急調査・海外調査・国際会議等	提言・出版物	研究助成・顕彰	支部長
名勝清風荘庭園				第8回関西支部賞 研究助成	若生謙二 (大阪芸術大 学：平成 24・25年度)
あべのハルカス屋上庭園	講演会・シンポジウム 『セントラルパーク 奇跡の復興プロジェクトと公園経営～バー ロー女史BYセントラル パークを語る&シンポ ジウム』【「これから の公園経営を考える集 い」実行委員会】(大阪 歴史博物館：H25.9.9)		公益社団法人日本造 園学会 関西支部運 営規則施行 (H25.4.1) (参考)公益社団法人 日本造園学会に移行 (H24.4.1)	第9回関西支部賞 研究助成	
湖東の景観の現状と課 題：旧彦根藩松原下屋 敷庭園,大中湖干拓地, 近江八幡の水郷,五個 荘金堂町重要伝建地 区,政所茶の産地	講演会『先達に聞く： 荒木芳邦と吉村元男の 世界』(荒木造園設計事 務所・池田市民文化会 館・ランドスケープコ ンサルタント協会関西 支部共同開催： H26.6.14)		街区公園資料集成 【街区公園お調べプ ロジェクト(仮)編】	第10回関西支部賞 研究助成	上甫木昭春 (大阪府立大 学：平成 26・27年度)
	講演会『国際花と緑の 博覧会(1990)に学ぶこ と』(鶴見緑地内花博記 念ホール：H27.1.31) 対談会『国際園芸・造 園博「ジャパンフロ ー2000」(淡路花博)」開 催に学ぶこと』(神戸芸 術センター：H27.8.1) 研究会『産官学おすす めのランドスケープ“ 資産”とその視点』(大 阪OAPタワー：H27.11)			第11回関西支部賞 研究助成	
京都御苑(閑院宮邸跡, 九條邸跡),京都御所				第12回関西支部賞 研究助成	田中 充 (国際花と緑 の博覧会記 念協会：平 成28・29年 度)

廣 告



眺めて美しいだけでなく、
人が使いこなすランドスケープを。

E-DESIGN

Landscape Architectural Design Firm

Osaka

542-0081 大阪市中央区南船場 1-9-1
ライト南船場 7F
TEL 06-4964-5151

Tokyo

105-0013 東京都港区浜松町 1-11-6-6F
TEL 03-6450-1663

Shanghai

宜德再音(上海)景观设计咨询有限公司
200023 上海市黄浦区丽园路501号A7栋207室
TEL (+8621)61360081



国営明石海峡公園

淡路地区 (淡路島国営明石海峡公園)

大規模な土取り跡地の自然を回復し、国際的でリゾート感溢れる海辺の園遊空間。



「秋のカーニバル」開催中～ 11/6 (日)
コスモスやダリアの開花にあわせて、様々なイベントを開催。週末にはステージイベントやフラワーガイドツアー、寄せ植え教室も開催。

〒656-2306 兵庫県淡路市夢舞台 8-10
TEL:0799-72-2000/FAX:0799-72-2100

神戸地区 (あいな里山公園)

豊かな里地里山を守り育てながら、身近な森としての活用。



「あいな里山まつり」10/22(土)・23(日)
収穫体験や様々なワークショップを開催



〒651-1104 兵庫県神戸市北区山田町藍那字田代
TEL:078-591-8000/FAX:078-591-8001

兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体

- ・公益財団法人兵庫県園芸・公園協会
- ・公益財団法人神戸市公園緑化協会
- ・一般社団法人兵庫県造園建設業協会
- ・一般社団法人神戸市造園協力会



舞鶴市
若狭湾国定公園サイン



堺市
防災サイン



舞鶴市
新沢千塚古墳サイン



藤井寺市
藤井寺駅前サイン

防災サイン LLStyle
街の防災機能の向上を目指した
サイン計画のご提案



昼間



夜間



〒540-0032
大阪市中央区天満橋京町3-5 福助ビル901
TEL : 06-6942-8466 FAX : 06-6942-8449

<http://www.aboc.co.jp/>

伝統から学ぶ、仲間から学ぶ
Learn from the tradition, learn from the team
at Nanzenji Temple, 1970

植彌加藤造園株式会社
代表取締役社長 加藤友規
〒606-8425 京都市左京区鹿ヶ谷西寺ノ前町45
T: 075-771-3062 | F: 075-752-0154 | E: kyoto-office@ueyakato.co.jp | H: ueyakato.jp

多くの方が気軽に集まれる“公園”、
だからこそできる子育て支援があります。

UCHIDA

3歳未満児用遊育空間

対象年齢0～3歳

すくすくらんど



3歳未満児用「遊育」空間
「すくすくらんど」専用カタログ
Vol.2をご用意しました。

内田工業株式会社

■JPFA:SP表示認定企業 ■公園用遊具、休養施設、修景施設の設計・製作・施工・販売・点検業務

大阪営業所：大阪市東淀川区東中島 2-9-15 日大和生ビル 202号 TEL:06-6370-3970 FAX:06-6370-3980

■UCHIDA INDUSTRIES Ltd. ■http://www.uil.co.jp ■osaka@uil.co.jp

●札幌●仙台●東京●名古屋●金沢●大阪●四国●福岡●沖縄●

(一社) 日本公園施設業協会会員 (一社) ランドスケープコンサルタンツ協会賛助会員 (一社) 日本公園緑地協会賛助会員 (公財) 日本体育施設協会会員

H.O.C 株式会社

www.hocc.jp

検索

大阪営業所
〒532-0003 大阪市淀川区宮原4-4-64
新大阪千代田ビル 3F
TEL 06-6395-2247
FAX 06-6395-2257

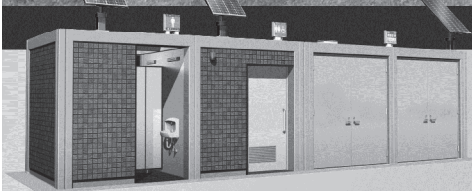
理想のトイレを現実に



NEW RELEASE

防災トイレ+備蓄倉庫

◎非常に高い耐久性 ◎短期納期施工
◎一体感あるデザイン ◎自由なレイアウト 休憩所・管理室等に対応可能



超高齢者社会のこれからの日本には、植物と共に静かなときの流れを感じることのできる空間が必要です。私たちは、ジグソーパズルのピースをはめるように、その場に適したみんながHAPPYになれる空間の提案を行います。

内在的癒し/Reminiscent Healing
 ・レミニセンス(回想)ガーデン
 ・メモリアルガーデン

療法的癒し/Therapeutic Healing
 ・セラピューティックガーデン
 ・園芸療法ガーデン

自発的癒し/Spiritual Healing
 ・メディテーション(瞑想)ガーデン

ヒーリング・ランドスケープ

Healing Landscape

視聴覚的癒し/Scenic Healing
 ・ウォーターガーデン
 ・フラワーガーデン
 ・バードサクチャーリー
 ・ピクチャレスクガーデン

生理的癒し/Physiological Healing
 ・フレグランス(香り)ガーデン
 ・森林浴

株式会社SEN環境計画室
 〒530-0014 大阪市北区鶴野町4-11-1106
 T:06-6373-4117 / E:post@sen-inc.co.jp

SEN inc
 (Senses, Experiences and Nature)

人と自然のつながりをデザインする

鳳コンサルタント株式会社 環境デザイン研究所
 OHTORI CONSULTANTS ENVIRONMENTAL DESIGN INSTITUTE

550-0001
 大阪市西区土佐堀 1-4-8
 Tel. 06-6459-2975
 E-mail . edi@ohtori-c.com

OHTORI

全天候対応 防災拠点パーゴラ **OTパーゴラ**

Spinning Louver System

従来の休憩施設は、年間を通して快適な空間を提供することが困難でした。パーゴラは、夏場の陽射しを制限出来ず、雨天時は使用すら出来ません。(イラスト①②) シェルターについては夏場の陽射しは制限出来るものの、冬場の貴重な陽射しを採り入れることが出来ません。また、設置現場によっては浮浪者の滞在を誘発します。(イラスト③④)

「OTパーゴラ」は、ルーバーを回転式とすることで、これらの問題を解決した新製品です。

通常はパーゴラとして陽射しを採り入れている屋根が、夏場や雨天時にはルーバーが90度回転して屋根を閉鎖することでシェルターとして機能します。



有限会社 **オトギ緑化プラン**
公園施設の設計・製作・メンテナンス

〒533-0033
大阪市東淀川区東中島1丁目13番43-1010
Tel.06-6815-8353 Fax 06-6815-8352

E-mail otogi8@amber.piala.or.jp
http://www8.piala.or.jp/otogi_ryokka/

株式会社 **環境事業計画研究所**

〒602-8261 京都市上京区多門町四〇一六

TEL 075-431-0055
FAX 075-431-0006
URL <http://eda-kyoto.net/>

EDOH ENVIRONMENTAL DYNAMICS ARCHITECT

代表取締役所長 吉村龍二
建設コンサルタント

名勝依水園 (奈良県奈良市) / 保存修理事業設計監理業務ほか

日本文化の豊かさを守り伝える

日本の文化・風土に育まれた歴史遺産を守り、良好な状態で次世代に継承する。その中で保存上可能な範囲での利用を考え、その本質的価値を伝える。この理念に基づき名勝や史跡の文化財における調査、測量、計画、設計、監理を行う建設コンサルタントとして活動しています。

Environmental Design
Landscape Architecture

環境設計株式会社

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-4-2 tel 06-6261-2144
<http://www.kankyosekkei.co.jp> info@kankyosekkei.co.jp

小学校でのワークショップ



株式会社環境緑地設計研究所
 environmental landscape design office
 URL <http://www.eld.jp> E-mail info@eld.jp

■本 社 : 神戸市中央区海岸通 2-2-3〒650-0024
 Tel.078(392)1701 Fax.078(392)1576
 ■大阪支店: 大阪市城東区森之宮 2-9-1624〒536-0025
 Tel.06(6961)0185 Fax.06(6961)0186

緑を中心とした良好な生活環境の保護と創出整備に関する
ランドスケープデザインコンサルタント

株式会社 環研究所

Established in 1975



MIZU・HITO・IKIMONO・MIDORI・HITO・IKIMONO・HIKARI・M

〒532-0011 大阪市淀川区西中島 6-8-20 花原第7ビル

TEL 06-6306-2481 FAX 06-6303-8614

E-mail : kan-osaka@par.odn.ne.jp <http://www1.odn.ne.jp/kan-osaka/>



庭をつくる。緑を守る。



関西造園土木株式会社
LANDSCAPE GARDENING ENGINEERING WORKS

〒652-0047 神戸市兵庫区下沢通2丁目2番21号

TEL (078) 575-0451 FAX (078) 575-0455

HP <http://www.kanzo.com/>

E-mail office@kanzo.com

twitter <https://twitter.com/KANSaiZOen>

Facebook <https://www.facebook.com/kansaiouen/>



歴史とみどり 人が集う
いげのやま
恵解山古墳公園

IGENOYAMA Tumulus

乙訓地域最大の前方後円墳
古代のロマンと地域の共存を目指して
1600年の時を経て甦る



キタイ設計(株)
KITAI

本社：滋賀県近江八幡市安土町上豊浦1030

TEL:0748-46-2336(代)

支社：東北・関東・京都・大阪・姫路・山口

http://www.kitai.jp

人間や生き物にとってかけがえない『環境』

第30回全国都市緑化とっとりフェア（お花畑会場）

この環境の保全・修復・改善・創出に携わり、
真に豊かな地域づくり・都市（まち）づくりに貢献するコンサルタントです。
温故知新をモットーに、古来の伝統技術から最新の技術を駆使し、
さまざまな専門家や研究機関とのネットワークを深め、

転換期を迎えた社会にふさわしい環境づくりのお手伝いをしています。



空間創研

建設コンサルタント・一級建築士事務所
http://www.kukan.com

■京都（本社） 〒600-8239
京都市下京区東堀川通下魚ノ瀬下る鎌屋町23番地シンエイ堀川ビル5F
TEL/ 京都 075-353-6337 TEL/ 奈良 0742-36-3371
■大阪事務所 〒530-0026
大阪市北区神山町1-5 扇町公園ビル6F
TEL 06-4709-6933 FAX 06-4709-6934

地域の人とともに育む魅力的景観づくり



○歴史資産を生かした風景づくり／八尾市(史跡心合寺山古墳)



○堰堤改修を契機とした新たなため池風景創出／堺市(午池)



○(右上写真と同じため池の)中堤を拡張する形で整備された草地広場で繰り広げられるイベント風景／堺市(午池)

- ◇地域やまちの景観は、自然環境という基盤の上に、人々の長い営みが積み重ねられて、地域固有のものになっていきます。
- ◇私たちは、地域のみなさんと一緒に、その個性を見つけ出し、ときには強調し、ときにはなじませながら、地域魅力を高めるものに育んでいきます。
- ◇地域の人とともに育む魅力的景観づくり。それは、私たちの大きなテーマです・・・。

株式会社

景観設計研究所

〒550-0012 大阪市西区立売堀 1-2-14 本町産金ビル8階

TEL : 06-6535-0175 FAX : 06-6535-0176

URL=<http://www.keikan.jp> e-mail=info@keikan.jp



株式会社
現代ランドスケープ
GENDA I Landscape

〒541-0047
大阪市中央区浜路町2-1-10ユニ船場403号
tel:06-6233-1270 fax:06-6233-1271
e-mail:genland@dream.com
<http://www.land-gen.com>

Total Landscape Design

【ランドスケープデザイン 環境計画 公園緑地計画・設計 まちづくり ワークショップ】

憩いと安全・安心がある街

岩倉公園は地域の人々に愛される憩いの場所となっています。
幅広い年齢層の子ども達が遊べる遊具や、
防災拠点として、いざという時にはかまどになるベンチ、テントが張れる四阿、
そして公園を安全に使うための案内板が設置されています。



岩倉公園 / 大阪府茨木市

K・O・T・O・B・U・K・I 株式会社コトブキ

関西支店 TEL : 06-4801-8265 / 京都営業所 TEL : 075-582-8335 / 神戸営業所 TEL : 078-252-0376

<https://townscape.kotobuki.co.jp>

木材のぬくもりを長く活かした屋外空間をつくります。

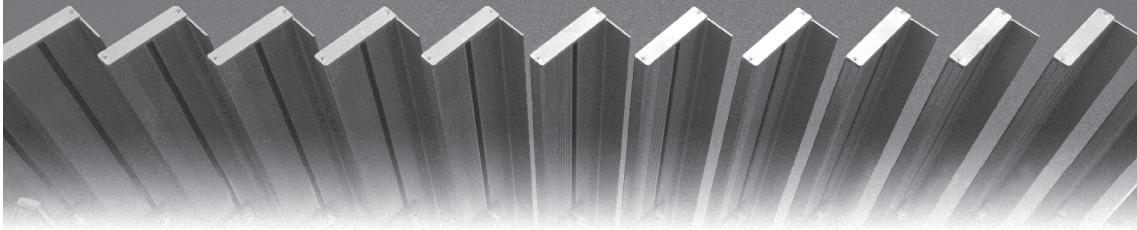


株式会社 **サイエンス**
<http://www.xyence.co.jp/>

大阪営業所・大阪製造所
〒595-0814 大阪府泉北郡忠岡町新浜2-4-1
TEL 072-439-4413 FAX 0724-38-0189

本社 / 東京、広島 営業本部 / 東京
営業所 / 北海道、東北、北関東、大阪、広島、大野、九州
製造所 / 関東工場、室蘭、塩釜、新潟、千葉、大阪、広島、熊本

<http://www.sakae-kk.com>



日陰を増やして日除け効果を高める、シェードルーバーパーゴラ



ルーバー間の隙間が確保されており、通常のパーゴラのイメージを残したまま日除け効果アップを実現しています。



株式会社 サカエ

オープンスペースに於ける各種施設の
企画・設計・製作・販売

国土交通大臣許可(般-24)第7269号 (一社)日本公園施設業協会会員

西日本支店 〒533-0033 大阪府大阪市東淀川区東中島1-6-14 新大阪第2日大ビル 901 TEL 06-6325-2288

自然環境保全



歴史的環境の保存・活用

歴史的風土保全



住民参加・コミュニティ形成



景観形成

■快適な環境を創造する

- ・都市、地域に関する調査・計画
- ・自然環境、都市環境に関する調査・計画
- ・公園緑地に関する調査・計画・設計
- ・景観に関する調査・計画

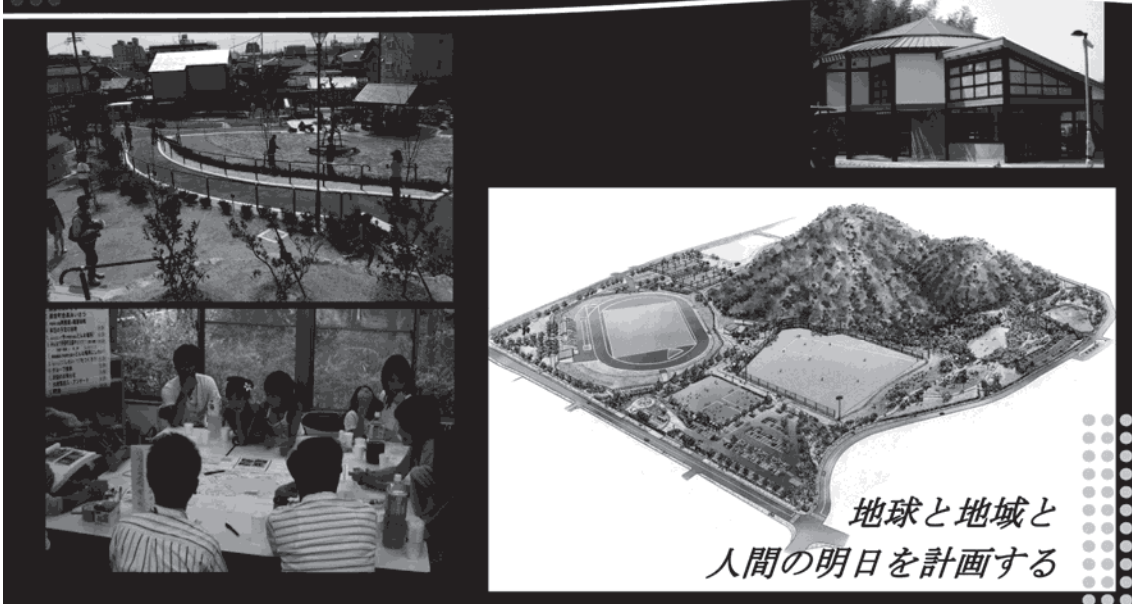
株式会社 スペースビジョン研究所

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル8F
TEL: 06-6942-6569/FAX: 06-6942-6897
URL: <http://www.spacevision.co.jp>

株式会社 **総合計画機構**

MACROVISION Urban Planning & Architecture

〒540-0012 大阪市中央区谷町2-2-22 NSビル6F
 Tel 06-6942-1877 / fax 06-6942-2447
 URL <http://www.macrovision.co.jp>
 E-MAIL hostmaster@macrovision.co.jp



地球と地域と
人間の明日を計画する



自然再生

樹木治療診断

庭園

緑地植栽管理

公共緑化

特殊空間緑化

施工を主体に企画設計から管理までトータルに取り組んで
 おります。信頼と実績を培い、高い技術力で社会のニーズに対応した
 造園施工のリーディングカンパニーを目指します。

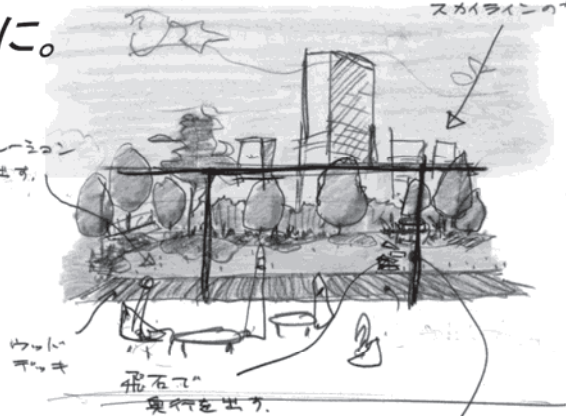


株式会社 庭樹園

本 社：〒543-0031 大阪府天王寺区石ヶ辻町3-12
 TEL06(6773)0661 FAX06(6773)1810
 八尾支店：〒581-0861 大阪府八尾市東町5-11-4庭樹園ビル
 TEL072(923)6667 FAX072(923)6635

緑をもっと、人の近くに。

空にはアンジェリーコン
を付け、雲々を出す。



植栽とビルとの
スカイラインの空間を

ウッド
デッキ

飛石で
奥行きを出す。

窓枠は「景観の額縁」としてとらえる
必要がある。



東光園緑化株式会社

本 社 東京都渋谷区恵比寿南3-7-5

Tel: 03-3719-4611 Fax: 03-3793-1852

関西支店 大阪府大阪市北区東天満1-11-13

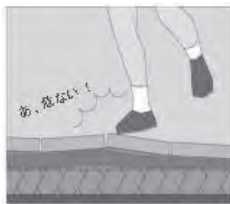
Tel: 06-6355-2412 Fax: 06-6355-2432

東京・関西・千葉・台東・品川・神戸 URL <http://www.tokoен.jp>

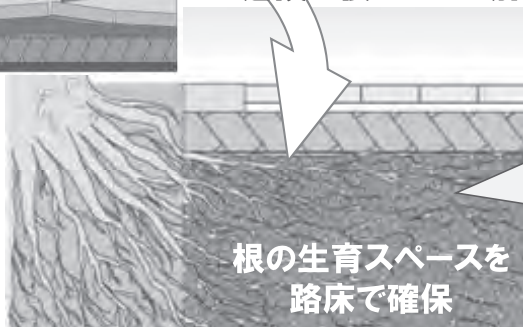
根上がり対策の「新技術」をご紹介します！

根系誘導耐圧基盤

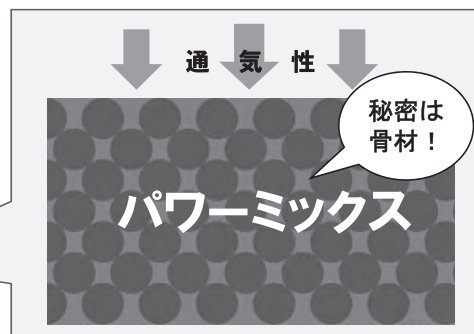
パワーミックス工法



歩道の
危険な根上りを解決！



根の生育スペースを
路床で確保



根上りを防いで安全・快適な道
樹勢回復で豊かな景観と緑陰
道路と並木の長寿命化

パワーミックス工法が実現します



しあわせ環境クリエイター
東邦レオ株式会社

緑化関連事業部
〒540-0005 大阪府中央区上町1丁目1番28号
TEL06-6767-1110 FAX06-6767-1263



梅小路公園 (京都府)



野田中央公園 (大阪府)



岡崎公園 (京都府)



上鳥羽公園 (京都府)



住吉公園 (兵庫県)

すべての快適環境の創造に貢献します。

 **中村シロトリ** 株式会社

近畿営業所

〒564-0044 大阪府吹田市南金田2丁目14番地2 Tel.06-6378-2290

 株式会社

中村製作所 本社・営業部

〒271-0093 千葉県松戸市小山510番地

Tel.047-330-1111

美しく豊かな環境づくりに貢献する **nikko**



●時産ベンチ ●調製材 ●ピアンタヨシクリートモジュール
大名百屋ビルナック スカイガーデン (愛知県)

 **日本興業株式会社**
本 社 〒769-2101 香川県さぬき市志度4614-13
TEL(087)894-8130 FAX(087)894-8121

■近畿・中部支店
景観資材営業所 TEL(06)7173-2790 FAX(06)7173-2793

<http://www.nihon-kogyo.co.jp>

京都で培った造園技術と文化を 現代に活かし後世へ引き継ぎます



個人庭園 都市公園緑地 文化財庭園整備
屋上緑化 樹木医業務 生物多様性への貢献
調査・設計から施工・管理まで

花豊造園株式会社

創業 安政六年

ISO 14001 認証取得

本社

〒600-8361 京都市下京区大宮通五条下ル
TEL (075) 341-2246 FAX (075) 361-0961
URL <http://www.hanatoyo.co.jp>
E-mail home@hanatoyo.co.jp



茨木市岩倉公園
第5回みどりのまちづくり賞 大阪府知事賞
(ランドスケープデザイン部門)



淡路花博 2015 花みどりフェア
第31回都市公園コンクール 国土交通大臣賞
(材料・工法・施工部門)



尼崎 21世紀の森パークセンター
ひなの花野

株式会社 ヘッズ

530-0022 大阪市北区浪花町 12-24 TEL 06-6373-9369

東京事務所 TEL 03-6432-9989 / 神戸営業所 TEL 078-862-3869

H|E|A|D|S|

<http://www.heads-net.co.jp>

Think Global Garden
深く探求しよ、地球規模の理想的な環境を。

■リビオ[ai]緑化80

■クーラス[ai]
遮熱透水60・80

■セーフティベガス60・80PAT.

人のいる風景。

街には、人がいます。
地球にも、自然の中にも、人がいます。
それぞれの空間がやさしく響き合い
それぞれの音色を奏でるとき、
やがて、ひとつの景観が生まれるのです。

ランドスケープは、マインドスケープ。
人のいる風景は、一人ひとりの心の中にあります。

LANDSCAPE
MINDSCAPE



ユニソフ 営業部 / 〒450-0002 名古屋市中村区名駅5丁目5番22号 名駅DHビル3階 TEL 052-533-5262 FAX 052-533-5263
ユニソフ西日本 営業部 / 〒572-0071 大阪府寝屋川市豊里町35番12号 TEL 072-829-0606 FAX 072-829-0616

[グループ拠点] 東海(東・西)・豊田・名古屋・岐阜・三重・京都・愛媛川・大阪・阪和・阪神・姫路・岡山・広島・福岡 HPアドレス <http://www.unison-net.com>



doozer
Wood Plastic Composite

木粉とリサイクルプラスチックから
作られた強くて環境にやさしい
再生木材「**doozer wood**」
ドゥーザーウッド

耐水性・耐候性・耐摩耗性を備えた再生木材です。
メンテナンスの心配も少なく、柵やベンチ、デッキなど
いろいろな場所にお使いいただけます。
写真のような和風木橋にも馴染みやすい、暖かい風合
いの素材です。



株式会社ラスコジャパン

www.lasco.jp

本社/工場 〒673-0451 兵庫県三木市別所町近藤190-1
東京支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-14住生新横浜第2ビル6F

TEL 0794-86-0081 FAX 0794-86-2806
TEL 045-534-6814 FAX 045-534-6782

緑をつくり、育て、守る



おかげさまで60年

大阪支店：大阪府吹田市古江台4-2-D3-305
TEL 06-6871-1695
FAX 06-6871-0034
E-mail dobokuosaka@rikengreen.co.jp

公益社団法人 日本造園学会関西支部設立50周年記念誌
関西造園界50年の歩み

編集 公益社団法人 日本造園学会関西支部

発行日 平成29年2月28日

発行所 公益社団法人 日本造園学会関西支部
京都府京都市左京区北白川追分町
京都大学大学院農学研究科環境デザイン学研究室内

印刷所 株式会社 三友社
東京都新宿区水道町1-13